

令和6年 第2回定例会

摂津市議会会議録

令和6年6月13日開会

令和6年6月28日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和6年第2回定例会

○6月13日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第43号、議案第44号	1- 3
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程3 議案第42号、議案第45号～議案第47号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、こども家庭部長、上下水道部長）	
委員会付託	
日程4 報告第2号、報告第5号	1- 7
報告（建設部長、総務部長）	
日程5 報告第3号、報告第4号	1- 9
報告（総務部長）	
採決	
日程6 議案第48号	1-12
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（安藤薫議員、藤浦雅彦議員）	
採決	
日程7 議案第49号	1-17
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（藤浦雅彦議員）	
採決	
日程8 議案第50号	1-19
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程9 議案第51号	1-20
提案理由の説明（こども家庭部長）	
採決	

日程10 議案第52号、議案第53号	1-20
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（塚本崇議員、森西正議員、三好俊範議員）	
採決	
日程11 議案第54号、議案第55号	1-23
提案理由の説明（建設部長、消防長）	
質疑（森西正議員）	
採決	
休会の決定	1-27
散会の宣告	1-27

○6月27日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	2-2
開議の宣告	2-3
会議録署名議員の指名	2-3
日程1 一般質問	
塚本崇議員	2-3
光好博幸議員	2-12
出口こうじ議員	2-23
村上英明議員	2-30
西谷知美議員	2-36
福住礼子議員	2-47
嶋野浩一郎議員	2-53
藤浦雅彦議員	2-62
延会の宣告	2-74

○6月28日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
南野直司議員	3-3
増永和起議員	3-6
森西正議員	3-17

安藤薫議員	-----	3-22
弘豊議員	-----	3-29
三好俊範議員	-----	3-37
日程2 議案第42号、議案第45号～議案第47号	-----	3-49
委員長報告（総務建設常任委員長、文教上下水道常任委員長、 民生常任委員長、駅前等再開発特別委員長）		
討論（安藤薫議員）		
採決		
日程3 議案第56号	-----	3-50
提案理由の説明（総務部長）		
採決		
日程4 議案第57号	-----	3-51
提案理由の説明（総務部長）		
採決		
日程5 議会議案第6号～議会議案第13号	-----	3-52
討論（増永和起議員）		
採決		
閉会の宣告	-----	3-56

☆添付資料

審議日程	-----	資料- 1
議案付託表	-----	資料- 2
一般質問要旨	-----	資料- 3
議決結果一覧	-----	資料- 7

摂津市議会会議録

令和6年6月13日

(第1日)

令和6年第2回摂津市議会定例会会議録

令和6年6月13日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番 福 住 礼 子	2 番 藤 浦 雅 彦
3 番 安 藤 薫	4 番 野 口 博
5 番 村 上 英 明	6 番 水 谷 毅
7 番 南 野 直 司	8 番 森 西 正
9 番 弘 豊	10 番 増 永 和 起
11 番 三 好 義 治	12 番 西 谷 知 美
13 番 塚 本 崇	14 番 出 口 こうじ
15 番 三 好 俊 範	16 番 香 川 良 平
17 番 松 本 暁 彦	18 番 光 好 博 幸
19 番 嶋 野 浩 一 朗	

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 若 狭 孝 太 郎	市 長 公 室 長 平 井 貴 志
総 務 部 長 石 原 幸 一 郎	生 活 環 境 部 長 吉 田 量 治
保 健 福 祉 部 長 谷 内 田 修	建 設 部 長 永 田 亨
上 下 水 道 部 長 末 永 利 彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長 安 田 信 吾
教 育 委 員 会 小 児 福 祉 部 長 大 橋 徹 之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長 溝 口 哲 也
消 防 長 松 田 俊 也	総 務 部 理 事 丹 羽 和 人
生 活 環 境 部 理 事 西 川 聡	

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 荒 井 陽 子	事 務 局 次 長 森 口 雅 志
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|-----|-------------|--|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 案 第 4 3 号 | | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| | 議 案 第 4 4 号 | | 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 3, | 議 案 第 4 2 号 | | 令和 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号） |
| | 議 案 第 4 5 号 | | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 4 6 号 | | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 4 7 号 | | 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 報 告 第 2 号 | | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| | 報 告 第 5 号 | | 令和 5 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |
| 5, | 報 告 第 3 号 | | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| | 報 告 第 4 号 | | 令和 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）専決処分報告の件 |
| 6, | 議 案 第 4 8 号 | | 工事請負契約締結の件 |
| 7, | 議 案 第 4 9 号 | | 工事請負契約締結の件 |
| 8, | 議 案 第 5 0 号 | | 工事請負契約締結の件 |
| 9, | 議 案 第 5 1 号 | | 工事請負契約締結の件 |
| 10, | 議 案 第 5 2 号 | | 動産取得に関する件 |
| | 議 案 第 5 3 号 | | 動産取得に関する件 |
| 11, | 議 案 第 5 4 号 | | 損害賠償の額を定める件 |
| | 議 案 第 5 5 号 | | 損害賠償の額を定める件(追認) |

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 1 1 まで

(午前10時 開会)

○水谷毅議長 ただいまから令和6年第2回
摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。
市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和6年第2回摂津市議会定例会
を招集させていただきましたところ、議員
各位にはお忙しい中、御参集を賜り、厚く
お礼を申し上げます。

最初に、先ほど水谷議長から伝達されま
したが、第100回全国市議会議長会の総
会におきまして、弘豊議員が15年、増永
和起議員が10年の永年勤続表彰をそれぞ
れ受賞されました。心からお祝いを申し上
げます。おめでとうございます。今後と
も、摂津市のまちづくりにより一層のお力
添えを賜りますようお願い申し上げますと
ともに、ますますの御健勝、御活躍をお祈
り申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報
告案件といたしまして、損害賠償の額を定
める専決処分報告の件外3件、予算案件と
いたしまして、令和6年度摂津市一般会計
補正予算(第2号)、人事案件といたしま
して、固定資産評価審査委員会委員の選任
について同意を求める件外1件、条例案件
といたしまして、摂津市税条例の一部を改
正する条例制定の件外2件、その他の案件
といたしまして、工事請負契約締結の件外
7件、合計18件の審議をお願いいたすも
のでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御承認、御
可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりま
しての御挨拶といたします。

○水谷毅議長 挨拶が終わり、本日の会議を

開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び
三好俊範議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月28
日までの16日間とすることに異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように
決定しました。

日程2、認定第43号及び議案第44号
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第43号及び議案第44号
の固定資産評価審査委員会委員の選任につ
いて同意を求める件につきまして、提案理
由を御説明申し上げます。

本2件につきましては、固定資産評価審
査委員会委員の選任について、地方税法第
423条第3項の規定により、議会の同意
を求めるものでございます。

まず、議案第43号であります。本件に
つきましては、令和6年6月1日付で野
口宏氏が任期満了となることに伴いまし
て、引き続き、野口宏氏を固定資産評価審
査委員会委員に選任しようとするものでご
ざいます。

続きまして、議案第44号であります。
本件につきましては、令和6年6月12日
付で岩田敏江氏が辞職されることに伴いま
して、新たに目良静香氏を固定資産評価審
査委員会委員に選任しようとするものでご
ざいます。

目良静香氏の任期につきましては、令和
6年6月13日から同年12月19日まで
を予定いたしております。

なお、議案参考資料の1ページから2ページに両氏の履歴書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号及び議案第44号を採決します。

本2件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、本2件は同意されました。

日程3、議案第42号など4件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを標準準拠システムに移行する

ための経費や、「2025年大阪・関西万博開幕6ヵ月前イベント」開催の経費などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,152万9,000円を追加し、その総額を466億1,143万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金7,668万7,000円の増額は、デジタル基盤改革支援補助金の増加でございます。

款16府支出金、項2府補助金99万6,000円の増額は、2025年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金及び保健事業費補助金の増加でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金378万8,000円の増加は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20諸収入、項4雑入5万8,000円の増額は、各種検診自己負担金の増加でございます。

次に、歳出についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費6,931万6,000円の増額は、システム標準化対応業務委託料などでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費1,221万3,000円の増額は、健康管理システム標準化対応業務委託料や成人歯科健診委託料などの増加によるものでございます。

次に、第2条継続費につきましては、3ページ、第2表継続費に記載のとおり、千

里丘駅西地区再開発事業でございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、4ページ、第3表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

追加分といたしまして、基幹業務標準化事業（統合パッケージ）につきまして、令和7年度までの期間、1億4,205万円を限度額とするものでございます。

基幹業務標準化事業（健康管理システム）につきまして、令和7年度までの期間、656万7,000円を限度額とするものでございます。

廃止分といたしまして、千里丘駅西地区再開発事業（令和6年度）を廃止するものでございます。

以上、議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第45号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料（条例関係）41ページから44ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

それでは、条文に沿って改正内容を御説明申し上げます。

まず、第24条の2、寄附金税額控除につきましては、新たな公益信託に関わる寄附金につき、寄附金控除の対象とする規定の整備でございます。

第63条、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして、私立学校法の改正に伴う条文の整備でございます。

附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例につきましては、課税標準

の計算を定めるものであることから、削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきまして、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。ただし、第63条第2項の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、市民税に関する経過措置の規定でございます。

以上、議案第45号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

（大橋こども家庭部長　登壇）

○大橋こども家庭部長　議案第46号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）45ページ及び46ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐため、保育所等の職員配置に係る最低基準について改正するとされたことを受け、令和6年3月13日付で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令などが公布されたことに伴い、本市の条例で定めている小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士等の配置基準について、所要の改正を行うものでございます。

なお、認定こども園及び保育所に係る配置基準の改正は、大阪府の条例による対応

となります。

それでは、各条文について、その内容を御説明申し上げます。

条例第30条第2項第3号の改正は、小規模保育事業A型における満3歳以上満4歳に満たない児童について、保育士の数を、おおむね20人につき一人から、おおむね15人につき一人に改めるものです。同項第4号の改正は、同じく満4歳以上の児童について、保育士の数を、おおむね30人につき一人から、おおむね25人につき一人に改めるものでございます。

以下、第32条第2項第3号及び第4号の改正は、小規模保育事業B型について、第45条第2項第3号及び第4号の改正は、保育所型事業所内保育事業所について、第48条第2項第3号及び第4号の改正は、利用定員が19人以下の事業所内保育事業所について、それぞれ同様に保育士の数を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を、第2項では、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準を適用せず、改正前の配置基準等が効力を有することとする経過措置を設ける旨を規定しております。

以上、議案第46号の提案内容の説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 議案第47号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)47ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水道法などによる権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるとともに、所掌事務の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第4条第5号中の条文のうち、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第47号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件のうち、議案第42号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託しま

す。

日程4、報告第2号及び報告第5号を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

- 永田建設部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件は、令和6年2月4日に発生しました道路管理瑕疵による車両の破損事故で、このほど相手方と示談内容に合意し、その損害賠償の額の定めについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたことから、同条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、報告第2号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和6年2月4日日曜日午後4時45分頃、千里丘四丁目15番地先、市道千里丘37号線の竹の鼻ガード内において、相手方車両が千里丘東方面から千里丘方面へ進行し、側溝の上を走行した際に、側溝の鉄板蓋が跳ね上がり、当該車両の右側底部及び右側後輪タイヤに損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、本市が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故状況を報告し、協議をいたしましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、本市の過失割合が100%と認定され、当該車両損傷に対する修理費として7万5,051円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に至ったものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては、

公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

本件事故の発生原因は、鉄板蓋を支えていた受枠等の下部構造の経年劣化と車両の衝撃荷重により、連続して設置された鉄板蓋同士を溶接していた箇所が破断し、鉄板蓋に跳ね上がりが生じたことによるものでございます。

事故当日は、市役所当直室から連絡を受けた道路管理課職員により、土のうと常温アスファルト合材にて鉄板蓋の跳ね上がり防止措置を講じ、翌日、夜間工事にて側溝内に排水管を設置し、当該箇所の排水を確保した上で鉄板蓋を撤去し、コンクリートにて側溝を埋設する処理を行いました。

また、市管理道路のうち、本件事故発生場所と構造が類似している箇所である坪井ガード、鳥飼和道の大阪中央環状線下ガードなど、計7か所全ての緊急点検を実施し、異常がないことを確認いたしました。

現在、道路管理課では、職員の車両による道路パトロールだけでなく、車両からの目視確認だけでは発見できない施設の変状も確認できるよう、徒歩による歩行パトロールを実施しております。また、今後もL・O・G・フォームなど、市民からの損傷情報の提供なども活用し、迅速かつ適正な道路施設の維持管理に努めてまいります。

以上、報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の御報告とさせていただきます。

- 水谷毅議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

- 石原総務部長 報告第5号、令和5年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、報告内容を御説明いたします。

本件につきましては、令和5年度補正予算で繰越明許費の設定をお願いいたしたと

ころでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告いたします。

内容につきましては、初めに、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務事業では、設定金額778万8,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

戸籍事務事業では、設定金額858万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、物価高騰支援給付金事業では、設定金額2億6,112万4,000円に対し、1億3,608万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金1億2,127万8,000円、残り1,480万9,000円が一般財源でございます。

項2児童福祉費、民間保育所等入所承諾事業では、設定金額217万5,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金145万円、残り72万5,000円が一般財源でございます。

認定こども園管理運営事業では、設定金額30万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金15万円、残り15万円が一般財源でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、設定金額2,139万8,000円に対し、その

全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

款6商工費、項1商工費、物価高騰対策割引券発行事業では、設定金額3億4,046万4,000円に対し、1億1,994万4,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、駅前広場施設管理事業では、設定金額7,140万1,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金1,390万円、地方債1,870万円、残り3,880万1,000円が一般財源でございます。

項4都市計画費、阪急京都線連続立体交差事業では、設定金額7億3,691万3,000円に対し、4億8,549万円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

千里丘駅西地区再開発事業では、設定金額4億1,306万1,000円に対し、4億1,079万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金1億4,819万8,000円、残り2億6,259万5,000円が一般財源でございます。

款8消防費、項1消防費、消防本部車両・資機材整備事業では、設定金額3,000万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

款9教育費、項2小学校費、小学校施設改修事業では、設定金額662万2,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、地方債 660 万円、残り 2 万 2,000 円が一般財源でございます。

以上、令和 5 年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件の内容の報告といたします。

○水谷毅議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程 5、報告第 3 号及び報告第 4 号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 報告第 3 号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、同年 3 月 31 日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告いたしますのでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容を御説明いたします。

議案参考資料(条例関係)1 ページから 40 ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

第 48 条、市民税の減免、第 78 条、固定資産税の減免及び第 119 条、特別土地保有税の減免につきましては、地方税法の改正に伴う職権での減免を可能とする条文の整備及び文言の修正でございます。

次に、附則第 9 条の 4、令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除につきましては、地方税法の改正に伴い、新たに令和 6

年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定をするものでございます。

次に、附則第 9 条の 5、令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例につきましては、地方税法の改正に伴う令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る普通徴収の納付額の記載方法を規定するものでございます。

次に、附則第 9 条の 6、令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例につきましては、地方税法の改正に伴う令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る公的年金等に係る特別徴収の実施方法を規定するものでございます。

次に、附則第 9 条の 7、令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除につきましては、地方税法の改正に伴う控除対象配偶者を除く国内居住の同一生計配偶者を対象とした控除方法を規定するものでございます。

次に、附則第 10 条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴う条ずれの整備及び読替規定の追加でございます。

次に、附則第 12 条、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えにつきましては、地方税法の改正に伴う条文の項ずれの整備を行うものでございます。

次に、附則第 12 条の 2、法附則第 15 条等の条例で定める割合につきましては、地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定の新設及び条文の項ずれの整備を行うものでございます。

次に、附則第 13 条、新築住宅等に対す

る固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、地方税法の改正に伴い、令和8年3月31日までに新築された住宅について、適用期限の2年間延長及び認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がなかった場合でも、管理者等から必要な書類の提出があり、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するとともに、条文の項ずれの整備を行うものでございます。

次に、附則第14条、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期間を令和8年度まで3年間の延長及び条文の項ずれの整備を行うものでございます。

次に、附則第15条、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例及び附則第16条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期限を令和8年度まで延長するものでございます。

次に、附則第18条につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第19条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第20条、市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例につきましては、地方税法の改正に伴う規定の削除でございます。

次に、附則第21条及び附則第23条、

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第25条につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第26条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例及び附則第28条につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第32条、固定資産税の免税点の適用に関する特例につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第34条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴い、適用期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第37条の2、上場株式等に係る配当所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第38条、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第39条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第42条、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第43条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第48条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例、附則第49条、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例及び附則第50条、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴う

条文の読替規定の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

第3条は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、報告第3号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第1号）専決処分報告の件につきまして、報告内容を御説明いたします。

本件につきましては、エネルギー・食料品等価格の物価高騰の影響を受けた生活者に支援を行う観点から、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付し、該当する世帯に扶養されている18歳以下の子に対して一人当たり5万円を加算するものでございます。

また、定額減税しきれないと見込まれる方について、調整給付金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,990万7,000円を追加し、その総額を465億2,990万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載

のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金7億7,100万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金890万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費7億7,990万7,000円の増額は、物価高騰支援給付金の支給に要する費用の増加でございます。

以上、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第1号）の専決内容の報告といたします。

○水谷毅議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

報告第4号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程6、議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第48号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料3ページから10ページを御参照ください。

本議案は、新とりかいこども園等建設工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、新とりかいこども園等建設工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は20億3,614万4,000円でございます。

契約の相手方は、佐藤工業・永商興産特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員は、大阪市中央区北浜一丁目1番6号、佐藤工業株式会社大阪支店、常務執行役員支店長、脇田和久でございます。

工事の内容につきましては、新とりかいこども園等新築工事一式、既存のこども園に係る解体工事一式、道路拡幅工事一式及び鳥飼西小学校整備工事一式でございます。

新とりかいこども園等新築工事一式につきましては、新園舎4階建て1棟でございます。

既存のこども園に係る解体工事一式につきましては、現園舎解体撤去工事、外構解

体撤去工事等でございます。

道路拡幅工事一式につきましては、鳥飼西25号線道路拡幅工事でございます。

鳥飼西小学校整備工事一式につきましては、遊具等整備工事、外構解体撤去工事でございます。

以上、議案第48号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員 御説明いただきました議案第48号、新とりかいこども園等建設の工事請負契約締結の件であります。鳥飼地域に公立の子育て拠点を整備し、児童センター機能も兼備した施設を造られるとのことですが、同時に、防災という点でも、都市計画決定されたように、都市安全確保拠点施設として、防災ステーションと一体的な一団地として指定されている今度の整備について、その内容については十分理解できるものであります。ただ、ちょっと気がかりなのは、工事が近隣に及ぼす影響に対して、摂津市がどのような態度で臨むのかという点でございます。

今回の工事は、これから令和8年度の2月まで約2年半、継続されていく。これに先立って、旧とりかい幼稚園の園舎の解体工事が行われてきました。この解体工事の途上で、近隣の築1年前後の新興住宅の住民の方から、事前の案内や周知がないまま工事が始まって、突然の大きな揺れによって様々な振動被害等が生じているという訴えが出されてきております。

今、その問題については、継続して摂津市や事業者の方々とも話し合いをされていると聴いているわけです。しかし、心配されておられるのは、今後2年半にわたって近隣の施設で新築の工事が行われます。その

後には既存の施設の解体工事、さらには道路の拡幅や鳥飼西小学校のフェンス等の撤去など、かなり大規模に工事が継続されていきます。現状まだ振動被害の問題が解決していない中で、工事が始まっていった際に、さらに被害が増えてしまうのではないか、その責任の所在がうやむやにされてしまうのではないか、因果関係等を求められても、一市民としては、それに対する抗弁をしていくのは非常に困難な中で、本来、市民に喜ばれる施設の建設について、自分たちが我慢しなければならないのではないかという不安の声が上がっています。これは当然の思いだと私は理解するわけです。今後の新築工事であったり解体工事において、近隣住民の皆さんへの説明や周知、さらには、もし被害があったときに、被害が起きたことをきちんと科学的に証明ができるような事前の調査なども行っていくことは必須だと思うわけです。今回の請負工事契約締結に当たって、市としてどのような契約を結ぼうとしているのか、もしくは、公共事業ですから、摂津市として、公共工事に係る市民に対する公的な責任をどのように捉えておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

- 水谷毅議長　こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長　ただいまの御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

今後の件でございますけれども、今回議決をいただきましたら、地元説明会を当然させていただきます。その際には、決定ではないですけれども、今回の旧とりかい幼稚園の解体工事に係る第三者被害の案件も踏まえまして、事前調査をすべく、許諾の範囲については一定考慮をしていきたいと考えております。

それと、この工事に係る第三者被害の間

題につきましては、証明が因果関係以外にないということで、非常に難しい問題でございます。全国的にも事例は数多くあって、裁判例であったり判例も当然数多くある中で、やはり因果関係の証明が難しいとでございます。

基本的には、発注者の市ではなく、施工業者の対応、責任が民法上でも規定されているので、我々として、その責任の部分に立ち入っていくのはなかなか難しいわけなんです。しかし、おっしゃっていただいているように、やはり市の施設なので、市として、住民の皆さんの意見を聴いたりということは、当然、現時点でもさせていただいているところでございます。ただ、その寄り添い方も非常に難しい部分がございます。あまり期待をしていただけるような発言をするのは、市としてもやはり適切ではないと認識しておりますし、その辺りがどこまで許されるかについては慎重に対応しているところです。

今回の案件については、もともと初めの段階では、施工業者が保険で対応する、前向きに協議をしていくということで、住民に文書の発送もございました。その段階で、我々としては、経緯を見守るのが一番適切であろうということでありましたが、その後に業者が方針を大きく変更されて、現在は弁護士を立てて、弁護士が窓口になっているという状況です。我々としても、弁護士に直接、何か物申すとかコンタクトを取るのも適切ではないと考えております。

先ほども申し上げましたように、今後の工事は、新築工事の部分と、最終的には現園舎の解体工事や、道路拡幅工事もあります。その辺りは、今回の案件の内容を踏まえまして、慎重に対応し、業者ともしっか

り詰めて協議をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

本来ですと、子育て施設を造っていくということで、新築住宅にお住まいの方々は、まさにその施設ができることによって、自分たちの子供たちにも楽しんでもらえるような、喜んで使えるような施設ができるんだという期待を込めていただきたいと思います。しかしながら、今、非常にしんどい状況をさせてしまっている点で、申し訳ない気持ちでいっぱいになるわけです。部長からも御答弁がありましたように、法的な分野に入っていったり、個別の補償問題については、ここでは差し控えさせていただきますけれども、やっぱり公共工事をやる上で、工事を進めていく最中に何かトラブルが起きたときに、摂津市が発注者としての責任できちんと整理をする、もしくは、住民の声に寄り添った対応を当初から行うことが非常に重要だというのは改めて感じています。

事前の調査も検討されているということでございますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。市民の皆さんへの事前の周知と、それから事前の調査、さらには、工事中のトラブルについて、現場できちんとした対応のできる事業者なのか、もしくは、施工業者から受けている下請業者、孫請業者が市民の皆さんに対して誠意を持って対応できる業者なのかというのはすごく大事だと思うんです。解体工事のときの振動によって、えらい揺れがあってびっくりして、市に連絡を入れたけども、これは施工業者とお話をやっていただくのが原則ですという対応だったそうなんです。

施工業者も、現場で対応しただけで、きちんと上には報告がされていない状況が続いていたとか、解体工事を再開させるために、ちゃんと責任を持ちますという文書を市民の皆さんに出されているんですけども、保険対応ができなくても何とかしますからと、その場しのぎのような発言をされることがあったとも聞いています。その後、弁護士を立てて、突然はしごを外されるという事態になってしまっているわけです。

揺れの問題が起きたときに、市が初動できちんと動いていて、例えば震度計であるとか、家屋調査の範囲の外でありますけれども、非常に地盤の緩い地域でもありますから、写真等を残すなど、きちんと調査に入っていれば、結果がどうであれ、住民の皆さんにとってみたら、工事の前と後での客観的な事実がはっきりするわけです。こんなにもめるようなことはなかったと改めて思っていますので、事前調査はしっかり検討していただきたいと思えますし、工事のさなかに何か起きたときに、施工業者任せではなくて、発注者として市が市民の皆さんにきちんと説明をする、もしくは業者に対して指導するという態度を見せてほしいと思うんです。

その点について、今後、千里丘小学校の建設・解体等、非常に大規模な工事がありますし、同じ都市安全確保拠点施設といえ、数年後には本当にすぐ近くに河川防災ステーションの整備が始まります。開発の規模は、今回のものとは比べものにならないぐらいの大きな開発になりますので、近隣の住宅への影響は非常に大きなものが想定されるわけです。一定の今までの公共事業の範囲の中での家屋調査とか事前調査ではおよそカバーし切れないような問題が起

きることが十分予想されると思うんです。そういう点での公的責任もぜひ考えるべきだと思いますが、その点、改めて、市長に見解をお聞かせいただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 旧とりかい幼稚園解体に際しての因果関係についての報告は私も受けました。様々なハードのプロジェクトがたくさんありますけれども、その都度、一つ一つ、しっかりとルールにのっとって、権利者はもちろん、地域住民の皆さんの御理解をしっかりと得ることは当然のことです。新とりかいこども園についてもその手順に従って取り組んでいる旨、私は担当課には確認をいたしております。ただ、まだこの工事も後に続くわけですから、最初にきちっと市として、それなりに科学的に証明というか、今、その段階にあり、私も注視をいたしておりますので、周辺住民の皆さんにも御理解を得られるように最善を尽くしてまいりたいと思います。

今のところは以上です。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。突然、御質疑させていただいて申し訳なかったんですけども、科学的根拠として、全てが全て因果関係があるかどうかはなかなか分からない問題であります。現状で起きている家屋の損害等の補償については、ここで論じるわけにはいかないと思います。ただ、実際に揺れがあり、その後、1月に能登半島地震もあって、また揺れもあった。じゃあ、一体何が原因なのか、まだ建てて1年、3,000万円ぐらいの住宅ローンを抱えながら、子育てしながらそこに住まわれる方々の思いからすれば、納得できないことが一番苦しいことだと思うんです。

す。

科学的な根拠がお互い共有のものとして、事業者も市も近隣の住民の皆さんも同じ土俵で法的な判断を下してもらうためには、事前の家屋調査はやっぱり欠かせないものだと思います。繰り返しますが、その点については、もちろん、今後の工事中の配慮であるとかトラブルに対する市としての対応、公的責任の取り方、それから、近隣の皆さんに迷惑をかけないような工事の進捗をして、完成時には本当に地域の皆さんも一緒になって喜んでもらえるような施設にしてもらえることを期待しておきたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 私からも何点か質疑させていただきたいと思います。

今回の議案第48号は、金額的にも18億円を超えるような、市内でもこれまで本当に類を見ないぐらいの大型の公共事業であると思うんです。その次に出てきます議案第49号は、もっと大きな50億円を超えるような大型事業であったと思います。今回、入札の中身を見させていただきますと、3者による入札になったということで、健全な競争とか市内業者の育成という面から見て、ある程度入札そのものの応札者が必要なのではないか、なぜこのように少ない状況になっているのかというのが非常に疑問に思うところなんです。これは、近隣市もやっぱりこういう状況になっているのか、ある程度の業者が入札に応じていただいて競っていただくことが入札としては健全な姿だと思うんです。ほかに何か理由があるのではないかと私は思ったりするわけですが、まず、この点について、市と

してどのような評価をされているのか。

それから、入札金額について、最低額でくじ引になっているということです。これは予定価格を公表されていますので最低制限価格が割り出せるんですという説明は聞いているので、ある程度納得はしているわけですが、以前、最低制限価格を公示して入札を行っていた時代があったと思います。そのときは、7者、8者が全員でくじ引をして、ほとんどの入札はくじ引で決まっていくという時代でしたが、本当にそれが市内業者の育成につながっていくのかは非常に疑問に思うわけです。今やられている入札制度について、なぜこういう現状になっていると評価されているのかということと、入札の制度そのものについてどう思われているのか、併せてお答えいただきたいと思っています。

それから、もう一つは、この後に出てきますけれども、議案第49号も非常に大きな公共工事になると思いますし、今回の議案第48号も非常に大きな公共工事になると思います。両方とも同じ業者がジョイントベンチャー、つまり共同企業体で落札されておられます。同じ業者が取られたことで、工事が重なってきますけれども、能力的に可能であるのかどうかについてもちゃんと評価をされているのか、3点質疑したいと思います。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 まず、1点目でございますが、当然、契約ですので、参加業者につきましては多ければ多いほうが良いとは感じております。今回、制限付一般競争入札として入札をさせていただきました、参加条件としましては、やはりまず1点目に市内業者の育成、それと、工事の安定的かつ効果的な施工の確保、競争の機会の確保とい

うところに重点を置いて入札させていただきました、3者になっておるところでございます。

制限付一般競争入札にさせていただいた中では、代表構成員のAランク業者である親会社のノウハウの取得の機会もいろいろと得ることができるだろうということで、今回、この契約でさせていただきました。最終的には応募参加業者が3者で、なかなか評価は難しいんですけども、時期、タイミングとか、いろいろな社会情勢といえますか、これから大阪・関西万博等の工事に人手も取られるのではないかとということも聞き及んでおりますので、そういうことも多少は影響があったのではないかと感じておるところでございます。

それと、入札金額が価格の最低制限に張りついている状況でございます。こちらは、先ほど議員がおっしゃったように、最低制限価格の積算方法についてはホームページで公表されておりますので、ある程度、事業者で積算を類推することができる形になっておるところでございます。実際は、予定価格の中で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費等、それらにそれぞれの一定の算出係数を掛けて出すものでございます。最終、この方法により積算された額が予定価格の92%を超える場合にあっては、それが上限になってくるので、仮に最低制限価格が92%以上の場合は上限となるため、このように張りつきの現状が出てくるものでございます。

過去、最低制限価格につきましては事前公表しており、そこから、平成25年だったと思いますけれども、事後公表にすることにいたしまして、ある程度、落札率でありますとか張りつきの状況は減ってきましたが、時代が経過する中で社会状況も変わっ

てきまして、張りつきの状況がまた出てきているところがございます。今後は、国の動向でありますとか他市の状況も見ながら、契約全体の制度についてはまた研究してまいりたいと考えております。

それと、最後に、議案第48号と議案第49号の契約の相手方についてでございます。ここにつきましては、確かにJVという形で代表構成員が違っておりますので、一定工事がしっかりと進捗し、品質を確保した上で工事を終えていただくことができるということで応募もしていただいていると考えております。こちらといたしましても、しっかりとその積算の根拠の中身も見させていただいた中で決定をさせていただいておりますので、今後、しっかりと工事の進捗はしていただけるものと考えております。

以上です。

- 水谷毅議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 一定説明をいただいて理解はしているわけでございます。入札の方法につきましても、いろいろ社会的状況とかがあるということでもありますけども、できればより多くの入札者が応じていただけるように、なぜそういうふうになっているのか、よくよく現況を視察していただきたい。これまでもなかなか入札者がいなかったということもありましたので、その辺は研究していただきながら、今後ともしっかりと健全に進めていただきたいとお願いしておきます。

それから、もう一つ、特定事業者ではありますけど、大変大きな工事を同じところが受けられるということです。能力的に問題ないということでもありますけども、この後、検査の面では、しっかりと施工ができるように厳しく見ていただくことをお願い

して質疑を終わります。

- 水谷毅議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議案第49号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

- 石原総務部長 議案第49号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料11ページから18ページを御参照ください。

本議案は、摂津市立千里丘小学校校舎整備工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立千里丘小学校校舎整備工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は5億2,000万円でございます。

契約の相手方は、株木・永商特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員は、大阪市北区豊崎五丁目8番17号、株木建設株式会社大阪支店、常務執行役員支店長、三浦直之でございます。

工事の内容につきましては、新校舎建設工事一式、既存校舎解体工事一式でございます。

新校舎建設工事一式につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事でございます。一期工事は、新校舎5階建てでございます。二期工事は、新校舎3階建てでございます。

既存校舎解体工事一式につきましては、一期工事は、特別教室棟、二期工事は、管理・教室棟、普通教室棟、給食室棟、屋内運動場でございます。

以上、議案第49号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 何点か質疑させていただきます。

先ほど安藤議員もおっしゃっていましたが、今回の工事の中では校舎の解体工事が含まれています。以前にプールを解体されていますけれども、近隣の方からやっぱり揺れたと私は聴いております。解体工事についてはどうしても揺れるんです。だから、その対応をしっかりとやっていただかないといけないと思いますけれども、これは校舎の裏が吹田市になりますし、その辺も踏まえて、近隣対応についてどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 まず、工事の騒音についてでございます。

工事の騒音を完全になくすことは厳しい状況ではございますが、最大限の騒音対策、防音シートとか吸音材、低騒音型機械などで実施していきたいと考えております。

また、地域の方への御説明につきましても、これまでもプールの解体前に御報告はさせていただいているところでございますが、今回御可決いただいた後には、近隣住民の方にもきちんと工事の御報告はさせていただきたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 騒音とおっしゃいましたけれど、一番こたえるのは振動なんです。揺れるんです。基礎を取るんですが、そのときに特によく揺れる。それから、最近、リサイクルをせなあかんで、コンクリートの残ったものを、最後、大型のユンボで振るい取るんですが、振るうときにすごく揺れるんです。振ったときに同じように地盤が揺れるということで、これはほかの工事現場でもすごい苦情を承っております。今回もそれは絶対発生すると思います。ちゃんと先ほどあった近隣の家屋調査も行い、説明も行った上で、ある程度、辛抱してもらうことになると思うので、その辺も踏まえて対応をお願いしたいと言っておきたいと思います。

それから、もう一つ、残土の残った分を味舌小学校の跡地へ運搬されます。これは多分、普通なら10トンダンプを使って運搬することになると思います。千里丘ガードは、千里丘地域側から三島地域側に入ってくるところは、大型規制がかかっている入れません。なので、小型の車を使われるか、吹田市側を回ってくることになると思います。その辺も重々配慮していただいて、味舌小学校跡地も、保育所があったり

とか、子供がたくさんいる地域でもありますので、そういうところを通ることになりますから、安全上もしっかり配慮していただくことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程8、議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第50号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料19ページから25ページを御参照ください。

本議案は、摂津市立味生小学校外4校屋内運動場及び子育て総合支援センター遊戯室空調設備設置工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでござ

います。

契約の内容は、摂津市立味生小学校外4校屋内運動場及び子育て総合支援センター遊戯室空調設備設置工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は3億8,615万5,000円でございます。

契約の相手方は、主計管工株式会社でございます。住所は、大阪市淀川区西中島六丁目9番5号、代表者は、代表取締役、中井主蔵でございます。

工事の内容につきましては、空気調和設備工事一式、ガス設備工事一式、電気設備工事一式でございます。

設置する室内機及び室外機につきましては、味生小学校、三宅柳田小学校及び子育て総合支援センターに室外機各2台、室内機各8台、第一中学校、第二中学校及び第五中学校に室外機各3台、室内機各12台でございます。

以上、議案第50号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程 9、議案第 51 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 議案第 51 号、工事請負契約締結の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料 26 ページから 36 ページを御参照ください。

本議案は、三宅柳田・味舌学童保育室増設工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、三宅柳田・味舌学童保育室増設工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約金額は 3 億 7,466 万円でございます。

本工事につきましては、設計施工一括発注方式を採用しており、契約金額の内訳は、三宅柳田学童保育室が、設計費 748 万円、工事費 1 億 4,190 万円、監理費 121 万円、味舌学童保育室が、設計費 1,210 万円、工事費 2 億 988 万円、監理費が 209 万円でございます。

契約の相手方は、株式会社内藤ハウス大阪支店、住所は、大阪市中央区北浜東 2 番 16 号、日刊工業新聞社ビル 7 階、代表者は、執行役員支店長、古澤一也でございます。

工事の内容につきましては、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、屋外附帯工事一式で、三宅柳田学童保

育室は平屋建て 2 室、味舌学童保育室は 2 階建て 4 室の建物を計画しております。三宅柳田小学校、味舌小学校における学童保育室入室希望者の増加及び学年延長の実施を踏まえ、増設するものでございます。

以上、議案第 51 号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第 51 号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程 10、議案第 52 号及び議案第 53 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第 52 号、動産取得に関する件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料 37 ページを御参照ください。

本議案は、中学校電子黒板の物品売買契

約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、中学校電子黒板の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1,958万円でございます。

契約の相手方は、S k y株式会社でございます。住所は、大阪市淀川区宮原三丁目4番30号、ニッセイ新大阪ビル、代表取締役、大浦淳司でございます。

取得物品の内容につきましては、中学校で使用する電子黒板でございます。

以上、議案第52号、動産取得に関する件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、動産取得に関する件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料38ページを御参照ください。

本議案は、高規格救急自動車の物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、高規格救急自動車の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1,935万8,900円でございます。

契約の相手方は、日産大阪販売株式会社摂津店でございます。住所は、摂津市東別府一丁目1番7号、店長、梅林茂大でございます。

取得物品の内容につきましては、救急で使用する高規格救急自動車でございます。

以上、議案第53号、動産取得に関する件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。塚本議員。

○塚本崇議員 動産の取得に関して質疑させ

ていただきたいと思っております。

まず1点目、中学校の電子黒板に関してです。このS k y株式会社は、ITソリューションの会社で、急成長してきたという認識でおるんですけども、ほかの教育関係の会社が軒並み辞退されていて、14者中11者が辞退されていることに対して、どう捉えておられるのか。

2点目が、この落札価格に関して、1台当たりが15万円を割り込む形で、かなり開きがある価格となっているんですけども、しっかりと仕様を満たしたものとして確認されているのかどうか、お尋ねします。

3点目、高規格救急自動車に関してです。先日、市内の方から高規格救急自動車の寄附がありまして、今、5台体制で動いているという認識でいるんですけども、これは6台目として使用するものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 今回、中学校電子黒板で14者を指名し、最終的には3者となった件でございます。それぞれ辞退理由を確認したところ、納期限に間に合わないでありますとか、仕様を満たした応札をできる製品の納品がなかなか難しいという声が大きかったと感じております。通常でしたら、予定価格の金額に対して12者のところを、今回は少し多めの指名をさせていただいているところでございます。最終、この3者になってしまったことについては、先ほども申しましたように、製品の関係でありますとか、少し社会的な状況があるのかとは認識しておるところでございます。

落札していただいた会社につきましては、こちらの仕様をしっかりと確認した中

で応札をしていただいております。応札が難しいようであれば、先ほどのように辞退という形になってくるのかと思いますので、仕様については満たしておるものと考えております。

以上です。

○水谷毅議長 消防長。

○松田消防長 高規格救急車購入についての御質疑にお答えいたします。

今回購入いたします救急自動車は、現有しております5台のうちの1台を更新いたすもので、平成26年に購入・配備され、この年末で丸10年を迎える車両となっております。走行距離は、令和6年5月末で12万6,000キロメートルとなっております。

消防車両の更新につきましては、消防車両更新計画に基づいて、消防本部車両・資機材整備事業として更新いたすもので、消防車両更新計画では、車両の特性を勘案し、車両ごとに更新年数を定めており、救急自動車につきましては9年と定めております。

救急自動車につきましては、傷病者の観察、処置、搬送等、直接市民の命に関わります大事な車両でありますので、日々点検や部品交換、修理など維持管理をしっかりと行い、最善の状態を保つ必要がございます。これまで適正に維持管理をしてまいりましたが、経年による金属の疲労に加え、足回りや電気系統に著しく劣化が進んでおります。これらのことから更新をいたすものでございます。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。森西議員。

○森西正議員 議案第52号についてお尋ねしたいと思います。

この入札の内容において、一番高いとこ

ろは税抜きで1億650万円、今回落札をされたところは税抜きで1,780万円と、かなりの開きがあるということです。仕様は御説明いただいて、その仕様に応じてということでありましたけれども、同じ仕様の中で入札の価格にこれだけの開きがあることを市としてはどうお考えであるのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 今回の入札結果の入札額の差でございます。

今回、入札するに当たって、指名業者の選定としまして、先ほども申しましたが、本来、予定価格からいきますと12者の指名となります。しかしながら、納入期限でありますとか台数の多さとかで辞退等も出てくるだろうと想定しまして、他市での応札の経験といいますか、実績のあるところから追加で2者、指名をさせていただいてござります。結果的にはかなりの開きがありますけれども、業者によって仕様を満たす製品の納入経路についても様々あると思います。そういうところから、今回、こういう差の開きがあったものではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 塚本議員が落札された業者のことをおっしゃっていましたが、私は、落札をされていない一番高いところが、数量は120台ですから、単純にこの入札価格を割ると90万円弱の金額になるんです。こういうあり得ない金額ですが、業者が札を入れられているわけですから、この金額だということであるとは思いません。あり得ないような金額で入れられている入札になっていることが私にはちょっと

考えられないんです。今後、様々な入札があると思うんですけども、適切な価格で適正な入札になっているのかどうかを、これから担当でも一つ一つしっかりと判断をしていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 同じく議案第52号の電子黒板について1点だけお尋ねいたします。

様々お話がありましたので、おおむね理解はしているんですが、森西議員がおっしゃっていたように、価格差が大いにあるというところなんです。他市の実績もあって指名されたということなので、一つだけ教えておいていただきたいのが、他市で入札されている金額はどの程度のものになっているのか、参考に教えていただきたいと思います。理由としては、入札状況が本当にまばらでありますので、この会社が本当に適正価格なのか、どこで見比べたらいいかわかりません。他市の台数と、幾らぐらいで入札されたのか、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 今、正確な数字、金額は持ち合わせていないところがございます、今回、この契約をするに当たって、台数等を勘案した中で、他市で応札、落札しているところを確認し、その中で指名をさせていただいたところがございます。今、手元に数字はございませんので、申し訳ございません。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第53号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程11、議案第54号及び議案第55号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 議案第54号、損害賠償の額を定める件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件は、令和6年2月4日に発生しました道路管理瑕疵による車両の破損事故につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、議案第54号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして

御説明申し上げます。

本件は、令和6年2月4日日曜日午後3時50分頃、千里丘四丁目15番地先、市道千里丘37号線の竹の鼻ガード内において、相手方車両が千里丘方面から千里丘東方面へ進行し、側溝の上を走行した際に、側溝の鉄板蓋が跳ね上がり、当該車両の左側底部及び左側後部スライドドア連動機能付ステップに損傷を与えたものでございます。

示談につきましては、本市が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故状況を報告し、協議をいたしましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、本市の過失割合が100%と認定され、当該車両損傷に対する修理費や修理期間における代車費用などを合わせまして、48万5,075円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に至ったものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

本件事故の発生原因は、鉄板蓋を支えていた受枠等の下部構造の経年劣化と車両の衝撃荷重により、連続して設置された鉄板蓋同士を溶接していた箇所が破断し、鉄板蓋の跳ね上がりが生じたことによるものでございます。

事故当日は、市役所当直室から連絡を受けた道路管理課職員により、土のうと常温アスファルト合材にて鉄板蓋の跳ね上がり防止措置を講じ、翌日、夜間工事にて側溝内に排水管を設置し、当該箇所の排水を確保した上で鉄板蓋を撤去し、コンクリートにて側溝を埋設する処理を行いました。

また、市管理道路のうち、本件事故発生場所と構造が類似している箇所である坪井

ガード、鳥飼和道の大阪中央環状線下ガードなど、計7か所全ての緊急点検を実施し、異常がないことを確認いたしました。

現在、道路管理課では、職員の車両による道路パトロールだけでなく、車両からの目視確認だけでは発見できない施設の変状も確認できるよう、徒歩による歩行パトロールを実施しております。また、今後もLoGoフォームなど、市民からの損傷情報の提供なども活用し、迅速かつ適正な道路施設の維持管理に努めてまいります。

以上、議案第54号、損害賠償の額を定める件の御報告とさせていただきます。

○水谷毅議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 議案第55号、損害賠償の額を定める件（追認）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した車両接触事故で、損害賠償の額が41万5,000円でありますことから、本来、地方自治法第96条第1項第13号及び専決処分事項の指定についての規定により、損害賠償の額について、議会の議決を得るべきものでございましたが、大変遺憾ながら、事務執行において専決処分できるものと誤認し、令和6年3月27日、議会の議決を経ずに損害賠償額を処理し、示談を締結してしまったものでございます。

このため、今回、追認議案として、改めて損害賠償の額を定める件として議決を求めるとでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、議案第55号に記載しているとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和6年2月24日土曜日午前

0時36分頃、摂津市新在家一丁目19番地先において、救急活動中でありました本市救急車が方向転換する際に、住宅敷地に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させた物損事故でございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、相手方に対し、車両の修理費及び代車費用、計41万5,000円を本市が賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会からその全額が支払われたものでございます。

今回の事務処理ミスの原因といたしましては、車両修理見積金額が示された後、相当日経過した後に代車費用が示されたことから、合計金額が専決処分事項の指定についての規定による30万円を超えることを認識せず、起案から決裁に至る処理をしてしまったことによるものでございます。

今後は、同事務に係る既存マニュアルの総点検を行うとともに、今回の事務処理ミスを含めた注意点や根拠法令を示したしつかりとしたフローチャートを整備し、全職員への注意喚起を再徹底することで事務ミスの再発を防止いたします。

交通事故の再発防止につきましては、従前から実施しております車両乗組隊員全員での安全確認及び誘導等をはじめとする安全運転行動を再徹底するよう、本職及び消防本部安全運転管理者から全消防職員に対して文書及び口頭にて指示するとともに、安全運転教育、運転技術向上訓練を従前にも増して実施するなど、より一層の交通事故防止対策を実施いたしております。

今後は、このような事務ミス及び事故発生を深く反省し、信頼回復に向け、今日まで実施してまいりました事務ミス及び事故防止対策を再徹底し、職員全員が一丸となって事務ミス及び事故ゼロを目指していく所存でございます。

このたび、専決処分報告案件であるとの思い込みで事務処理を進めてしまったことにより、追認をお願いする議案となってしまうことを、市民の皆様並びに市議会の皆様に深くおわび申し上げます。

以上、議案第55号、損害賠償の額を定める件（追認）の提案説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。森西議員。

○森西正議員 議案第54号なんですけれども、私は損害賠償の相手方から直接電話をいただきました。その方がおっしゃるには、今日、必ず可決になるだろうから、修理にかかった費用に関してはまず支払っておいてください、もしその支払いが厳しいのであれば、自動車会社、修理会社で立替えをしておいてもらえませんかというようなことを市から言われたと。

被害を受けられた方からすると、速やかに修理をしたいけれども、本市の流れでいますと、職員がそのような対応をされたのは仕方がないと思うんです。まず、根本的に、ただ通行していて、蓋を跳ね上げて車に傷がついて、さらに費用に関しても市民に迷惑をかけていることになっている点について市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 今回の議案に上げさせていただいている物損事故につきましては、道路管理をしている上ではあってはならない

ことだとは認識しております。ただ、交渉のやり取りの中ではそういった話があったのかも分かりませんが、相手との交渉の中では、見積りをいただいた時期、あと、市のルールである金額に応じて議案として本会議に上程するという内容も含めて丁寧に説明させていただき、御理解いただいたと認識しております。今回、議案に上げさせていただいて、可決いただければ、速やかに支払いを進めていきたいと思っておりますので、まずは、ルールに基づいてすべきことは、相手にお話しさせていただいて、理解していただいたかとは認識しております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 損害賠償の額が30万円以下であれば、今日の報告第2号のように専決処分となって、速やかに損害賠償金額は支払われることになるんです。しかしながら、金額が30万円を超える場合、これは議会の議決を得てということになりますから、タイムラグがあって、速やかにはならないわけです。損害を被られた方か、もしくは、その費用の支払いがなかなか厳しかったら、修理会社等で立て替えていただくことになろうかと思うんですけども、そういう流れは改善をしていかなければならないと思うんです。これは建設部だけの話ではないと思いますし、消防本部でも、今回、追認ということで議案を上げられています。この機会を見て、やはり一番は、どういう形を取れば市民に迷惑がかからないのか、その点はどうかお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 私からお答えをさせていただきます。

まず、現状なんですけども、本市の専決

処分のルールといいますか、基準でございます。地方自治法第180条第1項におきまして、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものについては、地方公共団体の長において、これを専決処分することができるものと規定されております。本市におきましては、昭和52年3月に、法律上、市の義務に属する1件30万円以下の損害賠償の額を定めることについて、市長において専決処分することができる事項として議決により指定されている状況でございます。

今しがた森西議員からいろいろ御意見があったかと思えます。その点につきまして、申し上げましたとおり、昭和52年から現在の基準として運用されております。ほかの自治体はどうかというと、例えば、専決処分で定める額として、200万円以下に定めている自治体でありますとか、そもそも損害賠償の額に関しては全て専決処分とする基準にしている自治体もあるように思われます。我々理事者側といたしましても、現在の基準はかなり年数が経過しておりますので、現状、どういった基準がふさわしいかといった点についても研究させていただき、必要に応じまして議会の皆様ともまた御相談させていただきましたらと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 ぜひとも市民に迷惑がかからない制度、ルールになるように検討いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第54号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 水谷毅議長 起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
議案第55号を採決します。
本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 水谷毅議長 起立者全員です。
よって、本件は可決されました。
以上で本日の日程は終了しました。
お諮りします。
6月14日から6月26日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水谷毅

摂津市議会議員 出口こうじ

摂津市議会議員 三好俊範

摂津市議会継続会会議録

令和6年6月27日

(第2日)

令和6年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和6年6月27日（木曜日）

午前10時 開議場
摂津市議会 議

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 亨
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	安田信吾
教 育 委 員 会 小 児 福 祉 部 長	大橋徹之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝口哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 理 事	丹羽和人
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

塚 本	崇	議員
光 好	博 幸	議員
出 口	こうじ	議員
村 上	英 明	議員
西 谷	知 美	議員
福 住	礼 子	議員
嶋 野	浩一朗	議員
藤 浦	雅 彦	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○水谷毅議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び松本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず、顔の見える市政についてでございます。

市長は、常々日頃から、摂津市はコンパクトなまちであり、相互の顔が見えるまちであるとおっしゃられております。私も、そういったコンパクトなまちであり、顔の見えるまちであるからこそ解決できる課題が数多くあると思っております。

そこで、顔の見える市政について、五つの質問をいたします。

まず1点目、ヤングケアラーについてです。大阪府とともに子どもの生活実態におけるヤングケアラーの現状について調査したと思います。その現状についてお聞かせください。

2点目でございます。虐待事件から月日が過ぎ去り、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を取り入れた取組が進んでいるかと思えます。その現状と実績についてお伺いいたします。

3点目でございます。アルコール依存症、これは非常に大きな問題だと私は感じております。アルコール依存症に係る本市の取組についてお伺いいたします。

4点目、高齢介護についてでございます。本市における一人暮らし高齢者の現状と、今後想定される課題について、市の認

識をお伺いいたします。

5点目、協働のまちづくり推進条例(案)についてでございます。現在、地域団体等に対して素案の意見聴取をしているかと思えます。この(仮称)摂津市協働のまちづくり推進条例について、改めて、その骨子、目的をお伺いしたいと思えます。

続きまして、大きく2点目になりますが、DX行政の推進についてでございます。

摂津市のDX推進の現状は、情報政策課が進めているところですが、そのDX推進についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

そして、最後に、書く力をつける教育についてでございます。

摂津市では、GIGAスクール構想にいち早く手を挙げることによって、児童・生徒一人一人に1台のタブレット端末の導入など、学校におけるICT教育の整備が進んでいると思えます。子供たちのタブレット端末の現在の活用状況についてお伺いいたします。

1回目、以上となります。

○水谷毅議長 答弁を求めます。こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 子どもの生活実態調査におけるヤングケアラーの現状についての御質問にお答えいたします。

子どもの生活実態調査につきましては、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及びその保護者を対象に実施したもので、児童・生徒に対する「家の中にお世話をしている人がいるか」の問いに、小学生で25%、中学生で17.5%が「いる」と答えており、大阪府全体の結果とほぼ同等の割合となっております。また、世話の相手

は、きょうだい63.8%、お母さんが41.3%と多く、世話の内容は、きょうだいの面倒や保育所のお迎え、掃除やごみ捨てなどがいずれも40%を超えており、相手、内容ともに複数回答となっていることがうかがえます。

結果の数字だけではその深刻度や支援の必要性についての判断は難しいですが、世話をしていることの影響についての問いに、「学校を欠席や遅刻、早退することがある」、「自分のことをする時間がない」と回答した児童・生徒が僅かながらいたことから、学校等関係機関と連携して具体的な事案の把握に努め、必要な支援等について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の取組の現状と実績についての御質問にお答えいたします。

令和5年度は、9月上旬から12月中旬にかけて13回のプログラムを実施し、子供に虐待をしてしまった保護者や子育てがづらいと感じている保護者、計8名が参加されました。

本プログラムはグループセッションで、自分の怒りの裏側にある感情への理解や、体罰に代わるしつけの方法などを学ぶ講義のほか、参加者自らが体験談を語る自分トークの時間等で構成されています。

プログラム修了後に参加者へアンケートを実施しており、自分の怒りのポイントが理解でき、意識して怒りを抑えることができたといった意見や、プログラムで学んだ育児技法を実践することで怒ることが減り、子供との関わり方が変化したなどの意見があり、感情コントロールの向上とともに、子供のしつけの際に暴力によらず解決できるようになっているものと評価しているところです。

なお、本年度においても、広報せつつによる案内や、就学前施設や小・中学校からのチラシ配布のほか、こども家庭相談課のケースワーカーから個別に保護者へ呼びかけを行うなど、参加者を募集し、9月上旬からプログラムを実施する予定でございます。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 アルコール依存症に係る本市の取組についての御質問にお答えいたします。

アルコール依存症とは、飲酒を繰り返すことで、身体的、精神的にアルコールがなくてはならない状態となり、自分では飲酒をコントロールできなくなる病気でございます。

市といたしましては、窓口や電話での保健師による市民相談、その後、事業を所管している保健所や大阪府の相談窓口、病院等の医療につなぐ取組を実施しております。

また、市民にアルコール依存症についての正しい理解を深めていただくため、ホームページや広報紙、イベント等で配布するリーフレットやチラシなどを活用して周知を行い、予防啓発に努めているところでございます。

次に、ひとり暮らし高齢者の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

本市におけるひとり暮らしの高齢者数は、2017年の6,195人から5年間で1,101人増加し、2022年は7,296人となっており、2047年には1万人を超える見通しとなっております。

少子高齢化の進展に加え、地域コミュニティの希薄化が懸念される中、認知症に係る支援や孤独死対策、災害時緊急避難等、

様々な課題が顕在化することが想定されると認識しております。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 (仮称) 摂津市協働のまちづくり推進条例(素案)の目的についての御質問にお答えいたします。

近年は、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など社会構造の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化などにより、自治会等の地域コミュニティが希薄化しております。また、地域で抱える課題や市民ニーズも多様化・複雑化しており、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応や課題の解決をすることが困難になってきております。

このような状況の中、現在、地域団体等に提示して御意見をお聴きしております(仮称)摂津市協働のまちづくり推進条例は、まちづくりの主体である市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者による地域活動や市民公益活動を活発化し、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくことを目的に制定しようとするものでございます。

○水谷毅議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 摂津市のDX推進についての御質問にお答えいたします。

人口減少や行政課題の変化、多様化への対応と行政サービスの維持・継続のためには、業務改革の推進が必要不可欠であります。

DXの核心は、デジタルツールの導入や使用そのものではなく、それらを用いてどのように業務改革を進めるかが問われると考えております。デジタル技術はあくまで効果的な手段の一つであり、全てをデジタ

ル化することが最終的な目的ではありません。重要なのは、事業の所管課が主体となり、新たな価値や時間を生み出す仕組みをつくる不断の改革意識を醸成することにあります。全課・全職員が業務への改革意識を持つことが何よりも本市のDX推進に寄与すると考えております。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 市内小・中学校におけるタブレット端末の活用状況についての御質問にお答えいたします。

本市では、文部科学省のGIGAスクール構想を受け、大阪府内でもいち早く全小・中学校で一人1台端末の整備を行い、日常的・組織的な活用を進めてまいりました。その結果、令和5年度全国学力・学習状況調査の調査結果において、「タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」という質問に対して、「週3回からほぼ毎日」と回答した割合は、小学校で62.9%、中学校で76.7%と、全国平均を小学校では0.5ポイント、中学校では15.6ポイント上回る結果となっており、子供たちが授業だけでなく、学校生活の様々な場面で日常的にタブレット端末を活用している状況でございます。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、2回目から一問一答にてお願いいたします。

先ほどの答弁でございますと、小学生で25%、中学生で17.5%が家の中にお世話をしている人がおり、お世話の相手は、きょうだいが多く、次にお母さんが41.3%となっておりますけれども、この数字は、結構実態としては重たいと思っております。そこで、お世話をするヤングケアラ

一ということを経由に不登校や社会的に孤立しているケースがあるのかについてお尋ねいたします。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　現在のところ、家族の世話等により、不登校も含め、社会的に孤立している深刻なケースについての相談は受けてはおりません。しかしながら、先ほど答弁いたしました調査結果のこともあり、実態把握に努める必要があると認識しております。

社会的に孤立しているとまではいかないものの、先日、生徒の家庭状況と負担についてといった内容の相談を子供が所属している高等学校から受けており、現在、こども家庭相談課の職員が子供と直接面談を行い、気持ちに寄り添いながら御家庭の状況を詳しく聴き取り、学校とも連携しながら対応しているところでございます。

○水谷毅議長　塚本議員。

○塚本崇議員　それでは、このヤングケアラーについてなんですけども、やはりその背景には社会的な孤立という部分がどうしてもついて回ると考えています。そこで、ヤングケアラーを社会的に孤立させないための関わり方について、その取組をお尋ねいたします。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　ヤングケアラー当事者の体験談として、学校の先生から声をかけられ話を聴いてもらっただけでも、自分のことを気にかけてくれて安心感が生まれた、気持ちが軽くなったなどというエピソードを聞くことがございます。ヤングケアラーは、家族のために当然のこととして世話をしていることから、過度な負担になるケースが多いため、当事者の気持ちを尊重しつつも、しっかりと寄り添い、当事者が

頼れる関係を築くことが必要です。

ヤングケアラーを社会から孤立させないためには、学校現場等における当事者からの相談情報が不可欠です。そのためには、当事者が相談しやすい体制の構築と、その相談にしっかりと寄り添い対応できるスキルも必要となってまいります。

ヤングケアラーと思われるケースを把握した場合は、学校との連携を密にしながら、合同でのケース会議やこども家庭相談課の心理士等からのアウトリーチを行うとともに、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業なども活用するなど、当事者が孤立しないよう努めてまいります。

○水谷毅議長　塚本議員。

○塚本崇議員　ありがとうございます。

市政運営の基本方針にもありましたように、今年度から子育てアウトリーチャーをつくっていくということもありました。取組としてはまだ始まったばかりで、実績等々はこの場では問いませんが、ただ、気になったことがございます。先月ありました（仮称）摂津市こどもの総合計画策定に向けたワーキンググループの報告書が上がっております。この中を見ると、かなり厳しい意見が出てきております。待機児童の解消ができていないとか、居場所がないとか、ひとり親家庭についての問題など、かなり重たい問題がいっぱい入っているんですけど、その中で子供の貧困という部分があります。この子供の貧困について、やはりお世話をしなければいけないことによって子供の貧困が重なっている部分があるのではないかと懸念しております。子供の貧困を理由に子供の先行きの選択肢が狭まることは許されないと私は考えています。ですので、やはりそこは行政としてもしっかりと把握をしていただき、未来を切り開く

子供たちに手を差し伸べて寄り添える行政であっていただきたいと思っております。

これでこの質問は終わります。

続いて、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の取組と現状の実績についてです。

1回目の答弁ありがとうございました。実績ができつつあるということで、その中で、子供の虐待に至ってしまう理由として、やはり保護者の孤立感が一つあるのではないかと思っています。例えば、お母さんが愚痴を言ったり、うちはこうなんだ、うちもこうだけどうしているとかいう話があれば、そういった虐待の事案は結構少なくなるんじゃないかと思っています。そこで、プログラムにより孤立感の解消につながっているのかどうかについてお尋ねいたします。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 確かに、子供の虐待に至ってしまった背景には、保護者が子育ての困り感や自分のつらい気持ちを誰にも相談できずに、子供に当たって手を上げてしまうなど、保護者の孤立感によるケースがございます。プログラムに参加した保護者からは、自分以外にもいろいろ悩みを抱えながら子育てをしている人がいることを知り、他者の思いを理解することができたといった前向きな意見が多く聴かれることから、自分だけがつらい思いをしているのではないといった孤立感の解消や、自分の体験談を語ることで、自分のことを客観的に見詰め直すよい機会になっているものと捉えております。

こども家庭相談課といたしましては、プログラムの受講が修了したら終わりということではなく、保護者と深くつながることができましたので、引き続き、子育ての困

り感などを丁寧にお聴きしながら、保護者の孤立防止を図るとともに、虐待が繰り返されないようフォローにも努めているところでございます。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

こうしたプログラムを通じて、同じような悩みを抱えている親御さんがしっかりと横のつながりを持つことで孤立感をなくすこと、相談できること、そのことによって虐待を防ぐ取組も一定必要だと私も考えておりますので、これについては今後も一層広げていただきますようお願いしてこの質問を終わります。

続いて、1の(3)アルコール依存症に係る本市の取組について、御答弁ありがとうございました。

その中で、アルコール依存症というのは依存症の中でも非常に依存度が高く、健康のみではなく社会生活等に影響を与える危険性があると考えています。私見を述べますが、やはりよく比較されるのがたばこアルコールだと思うんです。でも、たばこで人生を失敗される方というのはあまり聴いたことがないと思うんです。これは個人的な主観で物を申しています。ただし、アルコールで人生を失敗された方はすごく多いという認識でいます。その点について啓発が必要だと私は考えているんですけれども、市の考え方をお尋ねいたします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 アルコール依存症は、自分では飲酒をコントロールできなくなる病気であり、回復するためには治療や周囲からの支援が必要になると考えております。また、本人の健康問題から発展して、社会問題や家庭問題など、周囲の関係

者を巻き込んだ福祉課題が発生するおそれがあり、根本原因であるアルコール依存を防ぐことが新たな福祉課題の抑制につながるものと考えております。

そこで、市といたしましては、アルコール依存症が及ぼす具体的な事例等を明示した周知啓発を、事業を所管している大阪府や保健所とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここからは要望になります。

アルコール依存症は、アルコール自体が、国際がん研究機関、通称 I A R C の区分では、発がん性があるとはっきり明記されています。ですので、がんなどの健康問題と併せて、人間関係の悪化、家庭内の崩壊、それから失業、貧困、DV、虐待という福祉の問題に発展する、そして、結局、社会的な孤立を招いてしまうという悪循環になることがあると思います。

実際の話をしませんが、私は父親がアルコール依存症でした。ですので、その中で育ったもので、私はほとんど実生活でアルコールを飲まなくなってしまうんです。これは反面教師としての父親の存在があったかと思うんですが、結局、父親は肝臓を悪くして、私が19歳のときに亡くなってしまったということがあります。やはりそういった悲しいことが起こってしまうわけです。こういった課題解決には、地域ぐるみで顔の見える関係性を構築することが大切だと思います。このアルコール依存症に関しても、やはり横のつながりを紹介していただいて悩みを断ち切るということをお願いしたいと思います。

続いて、高齢介護についてでございます。

1回目の答弁ですと、2022年の段階で7,296人ということです。今後、ひとり暮らしの高齢者の本市における取組強化が必要となると考えているんですけども、その取組の考え方についてお尋ねいたします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 本市における主な取組といたしましては、週1回、乳酸菌飲料のお届けを通じて安否確認を行う愛の一声訪問事業や、食事づくりが困難で栄養状態に問題がある高齢者や障害者にバランスの取れた食事を配達し安否確認を行う配食サービス事業のほか、認知症状のある方の見守り支援として、家族に居場所を知らせるひとり歩き見守り支援シールを交付する家族介護支援事業などがございます。

これらに加えまして、令和5年度より、ひとり暮らし高齢者等を対象とする緊急通報装置設置事業において、携帯型機器を導入するとともに、要件緩和により対象者を拡大し、見守り支援の強化に取り組んでいるところでございます。

今後、これらの取組に加え、高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めていくため、高齢者が身近な場所で運動や趣味の活動等を行うつどい場の確保とともに、相談業務等を通じて、一人一人のニーズに応じた適切な支援につなげるほか、地域全体での見守り、社会的孤立防止の取組を強化していく必要があると考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

これもかなり重たい問題だと私は認識しています。実例で話しますと、同じマンションで高齢者のひとり暮らしの方がおられるんです。僕が会うと、ちよくちよくお声

がけして「元気ですか」とか言うんですけど、先日、ついに「私、ちょっと手術をするから、足が悪くて階段がきついから引越すわ」と言われたんです。市内で鳥飼地域に引越しされるようなんですけども、やはり今、昔の建築基準でいうとエレベーターのない建物が結構多くて、階段の上り下りが非常にきついとおっしゃられる方も結構多いんです。

そういう方が今後増えていくことに対して、やはり一定配慮が必要な部分があるんです。問題の背景として、国の制度として、高齢者のひとり暮らしに対して保証人がなかなかつかない、賃貸がなかなかできないというところもあります。これは、やはり国に対しても要望して行ってほしい部分でありますし、しっかり取り組んでいただきたいと思っている部分です。この点に関しては要望で終えさせていただきたいと思っております。

続いて、DXの推進についてでございます。

1回目の答弁でDX推進に対する考え方は分かりました。

今回は、現在、地域情報化計画が摂津市で策定されていると思います。令和7年度末で終了する地域情報化計画について、この内容を今後どうしていくのかについてお尋ねいたします。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 令和7年度末で終了する地域情報化計画につきましては、令和8年度より（仮称）DX推進計画に包摂して進展させたいと考えております。現行の地域情報化計画は、主に環境や制度の整備に関するの提示のみであり、全庁的な業務改善事項等を記載しておりません。また、情報政策担当の役割、全庁を横串で刺す部署の役

割、事業を実施する部署の役割が不明確であり、DXを推進していく体制になっていなかったと考えております。

そこで、次期計画では、市民の利便性向上と業務効率化の二つを柱とし、窓口業務や庁内事務作業の改革等を重点項目に位置づけ、関係する各課の役割を明確にし、DXを組織的に推進してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

私としては、このDX推進というのは、やはり核になる部分は業務改善で、何かといえば市民サービスの向上とかをうたったりするんですけども、限られたリソースで、今の複雑化して長時間にわたる労働からいかにして効率的に生産性を上げていくかがDXの真髄だと捉えています。ですので、やはりそこについては組織内でのデジタル人材の育成が大事だと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 デジタル人材の育成に関する御質問にお答えいたします。

本市の職員育成・行動基本計画でございますが、総務省の人材育成・確保基本方針策定指針よりも先んじて策定していることもあり、デジタル人材についての記載はございませんが、情報に関する資格の保有を条件とした採用試験の実施や、募集対象年齢の上限の拡充等、既に指針に記載の事項を実施しているものもございます。ただ、情報の資格を有さない一般の事務職に関しても、AIやRPAといった様々なデジタルツールを活用して業務改善を実行できる職員の育成、さらに、その中から業務を管理できる職員の育成が必要となります。その育成段階を可視化できれば、将来的には

これを踏まえた人事異動を行うことができるものと考えております。

可視化する手法といたしましては、研修の実施とアンケートを活用するほか、必要なスキルの階層化や人事評価における項目化が挙げられますが、現段階では、こうしたデジタルの知識、技能を持つ人材を育成する体系の確立には至っておりません。デジタル人材の育成・確保につきまして、次期職員育成・行動基本計画に記載することとなりますが、DXはそもそも業務改善に期するものでありますことから、その大前提である効率的な行政経営について、全職場を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

デジタル人材の育成について御答弁いただいたわけです。やはり組織的な課題として、デジタル人材を育成することにより何が可能になるかという、業務の明確化、しっかりとこれをやっていただきたいと思っています。そして、今ある地域情報化計画は、早急にDX推進計画にやり直してはどうかと思います。こうした提言を含めて私のこの問題に対する質問を終わります。

続いて、書く力についてです。

学力向上に向けて、タブレット端末の活用は有効であると考えていますけれども、弊害もあると考えています。やはり見る、視覚的に覚えることは非常に重要なんですけども、逆に書く機会が少なくなって、書く力がなくなっていると思うんです。その書く力の向上について、今、学校でどういう取組をされているのかについてお伺いします。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 書く力の向上に向けた

学校の取組についての御質問でございます。

書く力を高めることで、自分の考えが整理され、伝えたいことが明確になり、物の見方や考え方を深めることにつながってまいります。そのため、書く力の向上に向け、小・中学校9年間を通して、国語科を中心に系統的な学習を進めております。

小学校では、手紙や日記などで、自分が体験したことや感じたことを楽しんで書くことからスタートし、学年が上がるにつれ、行事作文や読書感想文などで自分の考えを表現しながら書く機会を設けております。

また、中学校では、レポートや説明文の作成などで、読み手を考え論理的に書く機会を設け、書く力を育てております。

市内小・中学校におきましては、国語科を中心に授業研究をしている学校も多く、教職員相互で授業力を高め、子供たちの書く力を育てております。

○水谷毅議長 塚本議員、次のお話に行く前に、1の(5)の協働のまちづくりが抜けておりますので、必要であれば、このお話の後にお願いします。塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

書く力というのがやはり非常に大事だと思うんです。書くことによって覚えるということもございますし、さらに、一旦不登校になったりしたけども、現在は学校にちゃんと行けてるという子供たちを中心に学習指導とかをやったりしているわけなんです。そうすると、読めるけど書けないという子供が非常に多いことに気づかされるんです。単語であったり漢字であったり、そういった表現というか、受験に向けた時間がなかなか取れないところを考えています。情操教育とかは大事なんですけど

も、受験においては、やはり答案に書いて何ぼというところもありますので、そこも一定考慮に入れて、書く力をぜひ高めていただきたいと思っております。

最後に、議長からも指摘がございまして大変失礼いたしました。市長は、常々顔の見えるまちづくりと言われております。現状は、自治会の加入率が43%を切って、なかなか思うようにいかないと思います。どうすれば市民の意識改革ができるとお考えか、市長にお尋ねいたします。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 塚本議員の一般質問にお答えをいたします。

同じような話になるかも分かりませんが、しょっちゅう言っているんですけども、摂津市のまちは面積にして15平方キロメートル未満です。非常にコンパクトで山も谷もない。私はお互いに顔の見えるまちですと言っているんですが、実際、そういった雰囲気のみちなんです。そういう地形、雰囲気から、私たちも小ぢいときから感じていたんですけども、何をやるにしてもみんなで力を合わせて頑張ろう、取り組もう、一緒に汗をかこう、そういった機運が自然に生まれてきたまちだと思います。それがだんだん変わりつつあります。これは摂津市だけの話ではありません。これもよく言いますが、いつでもどこでも誰でも気軽に集い楽しく学べるまちづくりも大切なテーマですが、これは生涯学習といいます。これも、摂津市の皆さんは大阪府内でも非常に中身の濃い取組をしていると私は思っております。何としてもこれを消してはいけな、御指摘のとおりでございます。

そこで、我々行政は何をするんやと。まず、箱物を造ります。場所を提供する、イ

ンフラを整備する、足を確保するとかです。一方ソフト面では、いろんな行事、イベントをコーディネートするといいますか、段取りをするリーダーを育てなくてはなりません。これは、今は名前が変わっていますけれども、女性大学、つまりウィズせつつカレッジ、それから、いきいきカレッジ、つまり老人大学、そして生涯学習大学があります。これは、それぞれ毎年たくさんの方が参加し、学んでおられます。ここからそういったリーダーが生まれております。

そういうことで、行政はいろんな環境というか、段取り、状況をつくっているんですけども、実は主役を演じるのは市民なんです。これがごちゃごちゃになってしまっているんです。役所が段取りも環境もつくって、主役を演じておると、何をやっていることか分からないんです。そういう意味では、市民の皆さんに問題意識を持ってもらう必要があります。

これは今に始まったことではないんですが、自治連合会、それから老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、この4団体と摂津市でつながりのまち摂津連絡会というのを結成したんです。そして、何とかみんなで力を合わせてこういった課題の解決を図ろうやないかと言って今まで取組をずっと進めてきました。ただ、それでも、おっしゃるように、自治会の加入率等も増えません。どないしたらええかと、寄ったらその話になっております。

今、いろいろありますけれども、戦後の個人主義というんですか、いいとか悪いとかは別として、これが蔓延してきております。デジタル化がどんどん進んで便利になりました。こっこの副作用も大概のもんで

す。そこへ輪をかけたのが新型コロナウイルス感染症だと思えます。これで、いろいろな取組をしてきたけれども、はっきり言ってどうにもならないと。市民の皆さんにも問題意識を持ってくださいと言っても、なかなかそうはいかないです。市民の皆さんの責任ではないんです。私から言わずと、今、そういう日本社会の病みみたいなものになってしまっておると。しかし、このままほっておくと本当に御指摘のようなことになっていきかねない。

そこで、先ほどから担当課が説明しておりますけれども、（仮称）摂津市協働のまちづくり推進条例、今までの取組をより具体化して条例を制定しようではないかと、今、その手続を進めておるところでございます。この条例の制定をきっかけにしまして、地域におけるつながりの大切さや市民の皆さんとの協働の重要性について、さらに意識の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、またいろいろと御指導をよろしくお願いします。

以上です。

○水谷毅議長 塚本議員。

○塚本崇議員 市長、ありがとうございます。

先日、市長も挨拶された市民の集いでは、60名を超える様々な人が集まって意見交換をすることができました。こうした取組をどんどんやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○水谷毅議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

（光好博幸議員 登壇）

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

一つ目の食品ロス削減への取組について。

食品ロスの削減の推進に関する法律において、10月は食品ロス削減月間と定められるなど、様々展開されているかと思えます。まずは、これまでの本市における食品ロス削減への取組についてお聞かせください。

二つ目の行政経営戦略について。

本件は先日の代表質問でも取り上げましたが、行政経営戦略は、新しい計画行政の在り方を示したものであり、最上位概念であります。改定まで残り2年を切っていますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

三つ目の地域コミュニティ活動の推進について。

現在、地域コミュニティ活性化に向けて（仮称）摂津市協働のまちづくり推進条例の制定が進められております。まずは、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

四つ目の災害に強いまちづくりについて。

今年の夏は、全国的に梅雨入りが遅い一方で、至るところで集中豪雨などによる甚大な被害が発生しており、決して他人事ではございません。現在、地域防災計画の改定に向けて着手され、令和7年度には完了すると伺っておりますが、改めて取組状況をお聞かせください。

五つ目の鳥飼地域のまちづくりについて。

本件は毎回取り上げておりますが、現在、鳥飼まちづくりグランドデザインにおけるエリアごとの住民説明会やワークショップが開催されているかと思えます。まずは進捗状況をお聞かせください。

以上、5点です。

○水谷毅議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 これまでの本市における食品ロス削減の取組についての御質問にお答えいたします。

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことで、日本では令和3年度に約523万トンの食品ロスが発生したと推計されております。国では、食品ロスの削減を目指した国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を展開するとともに、令和2年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を閣議決定し、2030年度までに家庭からの食品ロスを2000年度比で半減させる目標を立てております。

本市におきましても、令和2年度に摂津市食品ロス削減推進計画を策定し、国と同様の削減目標を立て、収集したごみの分析調査や、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、全国キャンペーンを通じた啓発運動の実施、30・10運動、フードドライブの実施など、食品ロス削減への取組を行っております。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 行政経営戦略の改定に向けた現在の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

現在の進捗状況といたしましては、次期行政経営戦略の方針決定に向け、基本構想の在り方や計画の構成、現行政経営戦略における成果や課題の洗い出し、そのほか行政経営方針の検証等に取り組んでいるところでございます。

また、今後、戦略的に各分野・施策を進めていく上で重要な指標となる人口ビジョ

ンについても、現時点での情報を収集し、点検、整理に努めているところでございます。

現行政経営戦略は、効率的かつ効果的な計画行政の推進に向け、庁内各課はもちろん、議員の皆様とも多くの議論を重ねながら、様々な見直しを行い策定したものでございます。次期行政経営戦略の方針につきましては、これまでの見直しの成果をさらに高めていけるよう、慎重に判断し、決定してまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼まちづくりブランドデザインの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

これまでの令和6年度の取組といたしましては、将来予想の磨き上げが終了していない企業と住民の共存発展エリア及び田園(農業とのふれあい)エリア、居住性向上エリアBにおきまして、2回目の説明会を開催し、この三つのエリアの将来予想の磨き上げが終了したところでございます。

将来予想の具現化に向けた令和6年度の取組といたしましては、鳥飼東小学校に関連する三つのエリアにおいてワークショップを開催し、学校再編に伴う鳥飼東小学校跡地の活用に関しての議論を進めてまいります。

また、居住性向上エリアAについては、水防センターの災害時機能や平常時機能の検討を進めていくとともに、令和5年度で将来予想の磨き上げが終了した居住性向上エリアCにおきましても、将来予想の具現化に向けたワークショップを開催していく予定でございます。

○水谷毅議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 (仮称)摂津市協働のまちづくり推進条例制定の現在の進捗状況

と今後のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

(仮称) 摂津市協働のまちづくり推進条例につきましては、令和5年度において、市の職員で構成する条例制定検討委員会を設置し、条例に規定する内容等の検討を進め、本年3月末に同委員会による条例の素案を作成いたしました。現在は、作成いたしました条例案を地域団体や市民活動団体などに提示し、条例素案に対する御意見をお聴きしているところでございます。

今後は、地域団体等から出てまいりました御意見等を踏まえ、必要に応じて条例素案を修正するとともに、条例案について広く市民の意見を聴くため、今年の秋頃にはパブリックコメントも実施してまいりたいと考えております。そして、パブリックコメントでの御意見を踏まえた上で、条例の最終案を作成し、今年度末の令和7年第1回市議会定例会において条例議案を提出する予定としております。

○水谷毅議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 地域防災計画の改定作業の現状についての御質問にお答えいたします。

今回の改定は、実効性の高い計画への転換をテーマに、災害応急対策業務の手順や各班の役割分担をより明確化するための作業を進めております。現在は、情報の収集・伝達経路の明確化など、これまで抽出した課題を整理することに加え、本市から石川県輪島市へ派遣した職員からの報告等も参考にしながら作業を進めているところでございます。

現時点では、今後、各課への意見照会、大阪府との協議、摂津市防災会議での議論を経て、令和6年度内にパブリックコメン

トを実施し、改定を完了させたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式にて行います。

一つ目の食品ロス削減への取組についてですが、これまでの取組状況をお聞かせいただきました。

御答弁にもありましたように、我が国の食品ロスの発生量は約523万トンと推計されており、家庭系ごみが約244万トン、事業系ごみが約279万トンとされており、引き続き食品ロス削減に向け取り組む必要があると考えますが、今後の取組についてお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 本市における食品ロス削減の取組につきましては、引き続きこれまでの施策に取り組むとともに、今後は、令和5年度に北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定を、北摂7市3町と、ダイエーやイズミヤ・阪急オアシスほか9事業者で締結いたしましたことから、協定に基づき、事業者が取り組む量り売りや小分け販売の実施、手前取りの推進等をPRするなど、事業者の支援による食品ロス削減に努めてまいります。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 引き続きよろしく願いいたします。

本市の食品ロス削減に向けた施策として、市民や食品製造事業者へはフードドライブの実施や普及啓発を掲げ、先日も3日間、各所で開催されておりました。非常に有効な手法の一つであると捉えておりますが、改めて本市におけるフードドライブの

取組実績についてお伺いします。

- 水谷毅議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 本市では、市民団体と共催で令和元年度よりフードドライブに取り組んでおります。令和3年度からは、6月と10月の年2回、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、市内4公民館のほか、最終日には市役所、社会福祉協議会、商工会でも実施しており、昨年度は、2回の取組で約473キログラムのインスタント食品や飲料等の提供がございました。本年度につきましても、6月15日から6月17日の3日間実施しており、10月にも実施予定としております。

- 水谷毅議長 光好議員。
- 光好博幸議員 市民団体との共催で活発に取り組まれており、さらなる展開を期待しております。

さて、先日、私は、民生常任委員会の視察におきまして、埼玉県草加市での食品ロス削減の取組とコミュニティフリッジ事業について勉強してまいりました。当然のことながらフードドライブも展開されておりましたが、コミュニティフリッジ草加として、商工会議所青年部が中心となって、コストコをはじめとする各種企業、あるいはコンビニなどからの協力を得ながら精力的に取り組まれておりました。コミュニティフリッジは聞き慣れない言葉かもしれませんが、近隣では寝屋川市で展開されております。私自身、このコミュニティフリッジは非常に有効な取組であると捉えておりますが、本市の御認識についてお伺いします。

- 水谷毅議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 コミュニティフリッジは、個人、企業、商店などから提供いただいた食料品、日用品を、地域に設置され

た冷蔵庫や冷凍庫にて、時間や人目を気にせず都合がよいときに利用登録された方にお渡しする仕組みでございます。提供していただいている食料品は未開封で、賞味期限内のものとなっております。支援者は登録制になっており、インターネットを利用して遠隔地から支援することも可能となっております。また、利用登録される方は、原則、児童扶養手当、就学援助等を受給されている方が対象となっております。

令和5年9月現在、全国で10か所のコミュニティフリッジがあり、運営主体の多くはNPO法人が行っており、直接行政が関与しているものではございませんが、食品ロス削減対策のほか、子供の貧困対策、子育て支援対策にも有効な仕組みであると認識しております。

- 水谷毅議長 光好議員。
- 光好博幸議員 本市としても有効な取組であるとの御認識と理解いたしました。

コミュニティフリッジは、2020年11月に岡山県岡山市で誕生し、全国ではまだまだこれからの事業でございます。調査によりますと、福島県では、コミュニティフリッジを新たに開設する非営利の法人や団体に対し、上限額100万円の開設支援事業補助金が交付されており、行政が直接関与し、推進されております。一方で、いかにして協力者を募り、食料を集めるのが最大の課題であり、大阪府内でもまだ3か所にとどまっているのが実情でございます。

摂津市は、コンパクトでありながら、多くの企業が存在し、コンビニもさることながら、スーパーの激戦区であります。条件的には非常に整っており、コミュニティフリッジは本市にとってフィッタルな事業ではないでしょうか。

この取組は、食品ロス削減と子供の貧困・子育て支援という目的を達成するだけでなく、私は、貧困世帯が食料支援を受けることにより、その分が他の消費に回され、経済効果をもたらすのではないかと捉えております。さらには障害者雇用にもつながる可能性があると考えております。

コミュニティフリッジ事業は、企業や市民にとって非常に大きな効果が期待され、市全体で取り組む必要があると考えます。摂津市が大阪府内4番目の拠点となれるよう、市としても推進することを要望いたします。

続きまして、二つ目の行政経営戦略についてですが、改定に向けた現在の進捗状況をお聞かせいただきました。行政経営戦略の進捗管理が進み、各分野別計画との関係性や見える化が進んできたのではないかと感じております。一方で、まだまだ検証を重ねていくことが必要な点も多いと捉えており、行政経営戦略を常に意識した進捗管理にしなければなりません。これからさらに各所管課の計画行政に対する理解を深め、分野別計画間の整合性を図っていく必要があると私は考えております。

そこで、現行の計画体系での進捗管理でよいのかという視点も踏まえ、この3年間の行政経営戦略をどう棚卸しし、改定へつなげていこうとされているのか、お考えをお聞かせください。

- 水谷毅議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 改定に当たりましては、現行政経営戦略の検証により、その改善点及び調整点を次期戦略の体系へ反映するものと考えております。現在、3年目の振り返りを実施しております進捗管理及びこれまで実施してきた内容の検証を行い、さらなる分野計画との整合性が図られたものに

していく必要があると考えております。

項目といたしましては、進捗管理におけるPDCAのうち最も重要である評価、改善のための指標となるKPIをさらに適切なものに設定することや、分野計画のないもの及び分野計画の規模、内容に改善が必要なものの調整なども含め、分野・施策の体系の見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、各分野・施策を推進するに当たり、取組姿勢を示した行政経営方針についても、その検証を実施し、方向性を定めてまいりたいと考えております。

- 水谷毅議長 光好議員。
- 光好博幸議員 しっかりと棚卸ししていただきたいと考えております。

私自身は、行政経営戦略を高く評価しており、全庁的にこの行政経営戦略への理解がさらに深まるよう改定を進める必要があると考えております。次期戦略へ向けての進め方、あるいは取組内容についてお聞かせください。

- 水谷毅議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 現在、行政経営戦略の改定に向けた方針について検討を進めておりますが、その後は、現行政経営戦略の総括及び改定作業に取り組んでまいります。

進捗管理につきましては、現在、令和5年度分に着手しており、今後、その内容を踏まえ、しっかりと総括を進めるとともに、各課との課題の共有化、基本計画と分野計画の整合性を高めていくための作業を進めてまいりたいと考えております。

また、行政経営戦略の実効性を高めるため、人口ビジョンの詳細な分析のほか、市民意識調査等も実施していく必要があるものと考えております。

- 水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 次期戦略をさらに実効性の高いものに改定するには、これまでの取組をしっかりと評価し、反映しなければなりません。また、当該戦略のベースとなっている人口ビジョンは、当時との乖離が顕著であり、改めて精査していく必要があるかと考えます。そのためには相当な労力と期間が必要となり、令和6年度当初には関連する予算が計上されておらず、予算を確保しておくべきだったのではないかと私自身感じるところでございます。行政経営戦略は市全ての計画行政の指針となる重要な計画であるため、改定を先送りすることがないよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そのためには、予算措置や体制強化など、成し遂げるための対策をしっかりと講じ、鋭意取り組まれることを要望いたします。

続きまして、三つ目の地域コミュニティ活動の推進についてですが、条例制定の進捗状況とスケジュールをお聞かせいただきました。

まちづくりは、先ほどの市長のお言葉にもありましたけども、市民が主役でなければなりません。この（仮称）摂津市協働のまちづくり推進条例の素案は、あくまでもたたき台であり、修正は可能であるとお聞きしております。現在、関係団体などと意見を交換している段階かと思っておりますが、様々異なる意見が出てくるのが想定され、着地点を定めるべく、私は議論をする場を設ける必要があると考えております。多様な意見が出てきた場合、どう調整し、修正されようとしているのか、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地域団体等から出てまいりました御意見等につきましては、取り

まとめを行った上で、8月頃になろうかと思いますが、地域団体等の代表の方に条例制定検討委員会の会議に御出席いただき、意見交換の場を設けてまいります。そして、各団体の方からいただいた御意見を必要に応じて条例に反映させてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 代表者による意見交換の場を設けられるということでございまして安心しました。ぜひ納得性の高い条例となるようお願いいたします。

少し視点を変えますが、地域コミュニティ活動の推進に向けては、現行の自治会や小・中学校区単位での地域コミュニティ団体と市民公益活動団体とが共通の地域課題を共有し、展開することが求められていると私は考えております。今年度は市民公益活動の中間支援組織を試行的に実施されますが、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 中間支援組織は、協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と事業者等の間に立って、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とするものでございます。

本市では、今年度において、市民活動中間支援体制整備支援事業として、吹田市の中間支援組織としての実績があり、北摂地域の中間支援組織のネットワークの中でも中心的な役割を担われているNPO法人に委託し、同法人が持つノウハウや情報を活用して中間支援業務を行いながら、本市にふさわしい中間支援の在り方を検証してまいります。

具体的には、子育てや福祉、市民団体運

営など、毎回異なるテーマを設けて集う参加型の講座、交流会である学びあいカフェを隔月で開催していくほか、本市における市民公益活動や居場所づくりのさらなる発展を目的に、本市内外の好事例や知見などを共有するせつつ居場所サミットを開催し、市民公益活動に関する情報提供やネットワークづくりの支援を行ってまいります。また、市民公益活動等に関する困り事などにも電話や電子メール等で相談に応じ、課題解決に向けた細やかな伴走支援も行っています。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 本市にふさわしい中間支援組織の在り方を検証していくとのことでありました。中間支援組織の役割、機能といたしましては、人、物、金、情報などの資源の橋渡しや団体間のネットワークの促進、あるいは価値の創出などが挙げられるかと思えます。様々な視点で組織の在り方を検証すべきと考えますが、今年度の活動をどう評価し、今後につなげていくお考えか、お聞かせください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市民活動中間支援体制整備支援事業では、講座、交流会の実施による市民公益活動の推進や地域人材の育成、また、相談対応と伴走支援の実施による市民公益活動団体の基盤強化を図ってまいります。また、年度半ばと年度末において、これらの事業の成果を委託事業者からフィードバックしてもらおうとともに、本市にふさわしい中間支援の在り方についても報告書を提出してもらおうこととしております。

次年度以降における当該事業の展開につきましては、これらの報告書の内容を確認した上で慎重に検討してまいりたいと考え

ております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 しっかりと検証を進めていただきますようお願いいたします。

改めて、中間支援組織とは、行政と地域の上に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことであり、市民と市民、市民と行政、行政と企業、企業と市民などの間に立って中立的な立場で活動を支援するものであります。また、まちづくりの推進をはじめとする様々な分野での活動が期待され、まちづくりにおける組織基盤の強化や協働の担い手となる人材の育成、あるいはまちづくりへの参画意識の高揚も求められていると私は考えております。これらの役割を機能的かつ効果的に推進するためには、近い将来、摂津市内の団体が中間支援組織の役割を担うべきであると私は考えております。市民との協働のまちづくり推進と地域コミュニティ活性化に向け、鋭意取り組まれることを要望いたします。

続きまして、四つ目の災害に強いまちづくりについてですが、地域防災計画の改定に向けた現在の取組状況をお聞かせいただきました。令和6年度内にパブリックコメントを実施することと、期日はもとより、改定内容にもしっかりとこだわって進めるよう、よろしく申し上げます。要望としておきます。

まずはハード面についてお伺いします。先日、大阪府地域防災総合演習が開催されました。国土交通省近畿地方整備局長の御挨拶の中で、摂津市では河川防災ステーションを中心とした高台まちづくりを推進し、高台のネットワーク化を進めるとの御発言がございました。代表質問でも高台ま

ちづくりについてお聞かせいただいておりますけれども、改めて、この高台ネットワーク化についてのお考えをお伺いします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 高台のネットワーク化についての御質問にお答えいたします。

本市で推進しております高台まちづくりでございますが、浸水しない安全な場所への事前の広域避難を原則としつつ、特に広域避難が困難な避難行動要支援者の生命と身体を守るための高台にした避難場所をまちづくりと一体となって確保するものでございます。

具体的には、公共施設の建て替えのタイミングに合わせて施設の高台化を検討・推進していくこととしており、現在、河川防災ステーション、とりかいこども園、（仮称）味生コミュニティセンターにおいて、水害時でも避難できる機能を付加することを予定しております。

また、洪水時に淀川や安威川が破堤した場合、最大の浸水継続時間が2週間以上と想定されておりますことから、整備された高台からさらに安全な場所に避難・救出を行うことで、市民の安全を確保できる体制を構築する等のネットワーク化を図ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 御答弁がソフト面での対策に偏っているように私は聞こえましたけれども、私は、この近畿地方整備局長の御発言はハード面での整備を進めるという力強いお言葉に聞こえました。ハード面での整備を進め、ネットワーク化を進めるのであれば、今回、ハード的に堤防天端道路との結合が予定されている鳥飼仁和寺大橋や直接堤防との高台ネットワーク化を進め、市民の安全を担保すべきと私は考えます。数

年前にも提言させていただきましたけれども、これらネットワーク化された高台を利用して道の駅を建設してはどうでしょうか。現在は都市型道の駅も展開されており、平時は、次世代交通拠点、あるいはにぎわい創出の場として、有事は、避難場所や防災機能を併せ持つ場として、一石二鳥の対策と考えますが、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインでは、将来予想の一つとして、高台にした地域交流拠点等は複合施設となっており、地元の農家直送特産品を扱う販売所や飲食店のほか、シェアオフィス、温浴施設、美術展等が可能な催事スペースのような機能も備わっており、目的に応じて様々な人が集い、にぎわう空間が創出されていますとしております。

現在、将来予想や取組の方向性の確認を行う説明会を順次実施しており、その後、実現に向けた取組の検討を行うことを予定しております。取組の検討に際しては、幅広い世代の多様な方々から御意見をいただき、協働により進めていくこととしており、御提案のあった内容を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 グランドデザインの将来イメージ図においても高台での複合施設が描かれております。ぜひ道の駅についても前向きに検討いただければと考えます。よろしく申し上げます。

続きまして、ソフト面に移りますが、先日の広報せつつ6月号では広域避難の特集があり、毎年この時期に掲載されております。その中で、鳥飼北小学校区において、「地域の広域避難を考える」と題したワー

クショップを開催し、キタッピあんしんマップが完成されたとの記事がありました。この位置づけ並びに取組についてお伺いします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 本市では、平成27年度から、自治会や校区連自治会等の単位で地域の被害リスク及び当該地域に所在する緊急避難場所等を掲載した地域版防災マップを作成してまいりました。しかしながら、現在は、想定最大規模の降雨による被害リスクを考慮する必要があり、地域版防災マップを作成した当時とは避難行動を考える上での前提となる降雨の条件が変化しております。そのため、新たな条件の下、適切な避難行動を取っていただけるよう、鳥飼北小学校区の防災マップを更新し、キタッピあんしんマップとして新たに作成したところでございます。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 非常に素晴らしい取組でありまして、現状の被害想定に合った地域版防災マップが改定されると理解いたしました。ぜひ全市域へと展開すべきと考えますが、今後の進め方についてお伺いします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 昨年度から鳥飼北小学校区で実施している取組をモデルとして、各小学校区・地区へも展開してまいりたいと考えております。本取組は、被害リスクの高い地域から優先的に進めたいと考えており、今年度は、鳥飼東小学校区の団体に御協力いただきながら、ワークショップや防災まち歩き等を実施し、地域版防災マップを作成してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 今年度は鳥飼東小学校区で取り組まれるということをございまして、

特に被害リスクの高い安威川以南へ展開されることを期待しております。

先日、摂津市防火安全講演会があり、拝聴させていただきました。その中で、災害直後は、やったことがないことはできず、知っているだけでは駄目、災害時だからといって特別なことはできないとおっしゃられており、私もそう感じました。市民を適切な避難行動に導くためにも、このキタッピあんしんマップを実際に活用すべきと考えますが、どう展開されようとしているのか、お伺いします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 キタッピあんしんマップは、自治会、自主防災組織、防災サポーター、学校、PTA、校区福祉委員会、民生児童委員協議会等、多様な団体に御協力いただきながら作成していただきました。今年度は、昨年度に作成したキタッピあんしんマップ、広域避難カルテ作成動画、広域避難啓発動画を活用し、各団体とともに鳥飼北小学校区の被害リスクや市域外への広域避難の必要性等の啓発を進めてまいりたいと考えております。

具体的な活用方法につきましては、現時点で各団体と調整中ではありますが、自主防災訓練での啓発、鳥飼北小学校5年生を対象とした防災教育の実施、鳥飼北小学校区福祉委員会や民生児童委員協議会を対象とした研修会の実施等を検討させていただいております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 教育や研修会に様々展開されると理解いたしました。ぜひ実践的な活動につなげていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

さきの講演会の締めくくりとして、情けは人のためならず、人のための自助との御

発言がありました。私は、自助は自分のためにするのではなく、人のために実施することでやがて自分に戻ってくる、また、その行動が助け合う共助となり、公助に要する人手や時間が生まれると理解しました。大きな災害が発生すると公的支援に時間がかかる場合がございます。だからこそ人のための自助と共助が重要になると考えております。これからもハード整備とソフト施策の一体的な取組を強化し、災害に強いまちづくりを目指し、鋭意取り組むことを要望いたします。

続きまして、五つ目の鳥飼地域のまちづくりについてですが、進捗状況をお聞かせいただきました。

御答弁にもありましたように、ここ数回の住民説明会においては、鳥飼東小学校跡地活用が最大の論点となっております。小学校の統合は令和8年4月からとなりますが、跡地活用につきましても、それまでに準備を整え、統合に合わせて同時スタートをさせなければなりません。閉校時期を見据えた学校の跡地活用の具体策検討について、どうお考えか、お聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼東小学校跡地活用につきましては、現在、先日行った三つのエリアでの説明会におきまして他自治体での学校跡地活用事例の紹介を行い、それぞれのエリアでの将来予想を実現するために必要な取組や鳥飼東小学校の跡地活用に向けた御意見を募集しているところでございます。

今後は、いただいた御意見を整理させていただき、次のステップでございます将来予想の具現化に向けたワークショップの開催を予定しております。鳥飼東小学校は令和7年度末に閉校となることから、この跡

地をどのように使っていくかは喫緊の課題と考えております。学校再編に伴う鳥飼東小学校跡地の活用についてのワークショップはこれからとなりますが、ワークショップを行う際などには、閉校時期を見据えて地域の皆様と利活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 地域住民の納得性を高め、新たなにぎわいを創出させる意味でも、ぜひ統合と同時期の跡地活用開始をお願いいたします。要望とします。

地域特性に応じた学校の跡地活用としましては、例えば市役所出張所やコミュニティ複合施設の設置、あるいは道の駅を試行的に設置することで地産地消を進めること、また、隣接するせんだん公園との一体活用を促進し、駐車場を確保するとともに、サッカーやグラウンドゴルフなどが行える芝グラウンドを確保するなど、老若男女問わず、自然と人が集まれる利便性の高い場を提供する必要があるかと私は考えます。ぜひ地域住民の意見を吸い上げ、具現化するようお願いいたします。

一方で、河川防災ステーションは2030年をめどに完成予定となっておりますが、鳥飼仁和寺大橋付近からこの河川防災ステーションまでのエリアを一体的に捉え、防災力の向上とにぎわいづくりの構想を打ち出すべきであると私は考えます。改めて、河川防災ステーションと河川敷の一体活用について、お考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼地区河川防災ステーションは、災害時の機能検討だけではなく、平常時についても、地域のにぎわいや暮らしやすさに資する利用方法について、

淀川河川敷の活用と併せて、住民等の皆様の御意見をお聴きしながら検討してまいります。

淀川河川敷のにぎわいにつきましては、令和4年度から実施している居住性向上エリアAでの説明会においていただいた御意見を整理するとともに、令和5年度は、淀川河川事務所と協議を行いながら、住民の皆様と具体的な意見交換を行うワークショップを開催してまいりました。ワークショップでは、河川防災ステーションと淀川河川敷の一体となったにぎわいの創出については必要との声も多くいただいております、住民の皆様等と協働して魅力あるにぎわいが創出できるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ本市がイニシアチブを取って進めるようお願いいたします。

しかしながら、一足飛びに進むことはあり得ず、これら複数の重要事案とまちづくり全体とをひもづけし、複雑かつ多岐にわたる課題を克服していかなければなりません。それらを打破するためには、相当な労力と時間が必要になることに加え、柔軟な発想と専門的な知識が必須であります。外部専門家を招聘し、公民連携のまちづくりを推進していく必要があると考えますが、改めてお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 現在進めております鳥飼まちづくりランドデザインでございますが、将来予想を実現するためには、市民の皆様のご協力が必要不可欠であり、市民の皆様や地域活動団体、事業所等との協働により進めていくことが重要と考えております。

他自治体では、人口減少、少子高齢化が

進展し、厳しい都市経営を迫られる中でも、市民がより暮らしやすく、子や孫の世代まで続くまちをつくらせていくことを目標に、公民連携手法を取り入れ、外部人材を活用したまちづくりを進められている事例もございます。今後、まちづくりの取組を推進していくためには、民間活力や市民等の力をうまく引き出し、住民等の皆様と協働して具体的な取組を実施していく必要があります、議員が御提案いただきました公民連携、例えば行政と住民をつなぐ外部人材の活用といった手法も有効であると考えているところでございます。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。外部人材の活用に関しては共通の認識であると捉えました。

招聘する手法は様々あるかと思いますが、奈良県生駒市では、本市と同様の課題を抱えており、数年前ではございますけれども、複数のポジションで官民プロ人材を募集され、特に地域活力創生担当では部長級の職責で採用することを想定されておりました。プロ人材である外部専門家を招聘するためには、それ相当額の予算を確保しておく必要がございますけれども、外部人材活用に対する予算に向けてのお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 外部人材活用に向けての予算化についてでございますが、まずは、他市がどのように外部人材を活用されているのか、その仕組みをどのようにされているのかについて研究してまいりたいと考えております。

近々、公民連携の取組を実施されている先進市を訪問し、現地視察や公民連携担当者との意見交換を行うことを予定しており

ます。また、その他の自治体における事例収集などにも努めることにより、引き続き、予算化に向けても含め、外部人材活用に関しての検討を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ先進事例を参考にして具体的に検討いただきたいと考えております。

河川防災ステーションもさることながら、さきの小学校の統合は令和7年末に迫っており、私自身、すぐにでも外部専門化を招聘して具体的に検討することを加速させなければならないと捉えております。公民連携のまちづくり、あるいは共創のまちづくりへの移行を果たすべく、戦略的かつタイムリーな予算確保をお願いします。

また、まちづくりを進める上でも、志の高い仲間を増やし、摂津市でその役割を担うであろう、さきの中間支援組織との連携も必要になってこようかと考えております。市一丸となって鳥飼まちづくりのあるべき姿に磨きをかけ、着実に具体策へと展開いただきますよう、よろしく願いいたします。

要望といたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○水谷毅議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 おはようございます。

それでは、順位に基づきまして質問させていただきます。

1番目でございます。産後ケアについて。

こども家庭庁は、出産後の女性を心身両

面でサポートする産後ケア拡充を図っております。2021年度からこの事業を努力義務化し、そして、2022年度は全国の8割で実施されましたが、利用率は10.9%だそうです。ゼロ歳児のいるお母さんが心身を休められるよう、助産師による訪問型や、そして母親が病院などに泊まる宿泊型、保健センターへの通所型があります。本市での利用者数の推移と申請理由を1回目にお聞かせください。

続きまして、保育所手続についてでございます。

親御さんが保育所を探す、いわゆる保活の負担を軽減するため、アプリを活用し、入所申請や保育所の見学予約などの一連の手続をオンラインでできる仕組みをこども家庭庁がつくる予定でございます。1回目、本市での入所申込み手続の現状をお聞かせください。

続きまして、学校でのいじめ相談体制についてです。

1回目は、本市でのいじめの現状や状況をお聞かせください。

続きまして、ヤングケアラー支援拡充について。

塚本議員も質問をされておりましたが、私からはヤングケアラーの支援体制についてお聞きいたします。

続きまして、公園への自動販売機設置についてでございます。

今年の夏は非常に暑くなるという報道もされております。暑がりの私にとっては地獄のような夏なんですけども、あるお母さんから、三島公園で子供を遊ばせていて、水筒は持っていかれていたんですが、やはりお子さんは走り回って汗をかくので、水筒もすぐ空になっちゃって、自動販売機があったらというお話をお聴きしました。公

園の利用者の利便性や熱中症対策の観点から自動販売機を設置してはいかがと思いますが、市の見解をお伺いします。

続きまして、投票率についてです。

最近、本市で行われた選挙の投票率についてお伺いします。また、各年代別の投票率の推移と傾向についてもお聞かせください。

1回目は以上です。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 産後ケア事業の利用者数の推移と申請理由についての御質問にお答えいたします。

出産後、家族などからの支援が受けられず、心身の不調や育児不安があるといった母親が安心して子育てができる支援体制の確保として、令和2年度から宿泊型とデイサービス型の産後ケア事業を、令和4年度からは訪問型の産後ケア事業を実施しております。

利用者数の推移といたしましては、宿泊型では、令和2年度6人、令和3年度11人、令和4年度29人、令和5年度は41人と年々増加しております。デイサービス型でも、令和2年度、令和3年度ともに二人、令和4年度11人、令和5年度18人と増加傾向にあり、訪問型は、令和4年度13人、令和5年度11人でございました。

また、申請理由につきましては、令和5年度の延べ利用者70人中、複数回答ではございますが、「出産後の体調に不安や不良があり、休養を取りたいため」が48件と最も多く、次いで、「出産後、育児について不安があるため」が35件、「出産後、家事、育児などを十分に手伝ってくれる人がいないため」が33件となっております。

ます。

続きまして、保育所等入所申込みに係る手続についての御質問にお答えいたします。

新年度の入所に係る保育所等の申込みにつきましては、窓口、郵送及びオンラインの三つの方法により受付を行っております。申込みの受付後、お子様の発育状況や健康状態を確認するため、お子様同伴で保護者の方に来庁いただき、職員が面談をさせていただいております。その面談が終了した後、入所選考に係る事務を行っております。このように、オンラインの実施により保護者の負担軽減を図っているところでございますが、面談のため1度は来庁いただく必要がございます。

オンラインによる申込みにつきましては、令和3年度から開始しており、過去3年間のオンライン利用率は、令和4年度分54.8%、令和5年度分45.5%、令和6年度分が38.7%となっております。

続きまして、ヤングケアラーの支援体制についての御質問にお答えいたします。

令和5年度から、要保護児童対策地域協議会に関係課や関係機関で構成するヤングケアラー専門相談部会を設け、先進市のヤングケアラー支援の取組の共有や事例検討などを行い、ヤングケアラーの支援に関する意識を高めているところでございます。

なお、先ほど塚本議員の御質問で御答弁いたしました高等学校のケースについても、当該部会において共有を図る予定をしております。

ヤングケアラーについては、子供自らが声を上げたり相談したりすることは大変難しいとも言われており、子供と関わる周囲の大人が気づいてあげることが非常に重要

なことから、本年度、小・中学校の教員を対象とし、ヤングケアラーの支援について学ぶ研修を実施してまいります。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 本市のいじめに係る状況についての御質問にお答えいたします。

いじめは、他者の心や体を傷つけ、長きにわたりダメージを与えるものであり、本市の全ての子供たちが安心して学校生活を送る上で、早期に認知し、解決を図ることは非常に大切であると考えております。

近年、担任の教員だけでなく、学校全体で組織的にいじめを認知し、迅速な対応により早期に解決しようという意識がより強まり、いじめ認知が進んでまいりました。令和5年度における本市の小・中学校のいじめ認知件数は、3年前の令和3年度と比べると、小学校では3.7倍、中学校では2.1倍に増加しており、小学校で730件、中学校で179件となっております。

教育委員会といたしましては、今後もしじめを早期に認知し、迅速かつ適切に対応し、子供たちにとって学校が安心して学べる環境となるよう取り組んでまいります。

○水谷毅議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 公園の自動販売機設置についての御質問にお答えいたします。

本市の都市公園におきましては、市場池公園や明和池公園、ふるさと公園など7か所に自動販売機が設置されております。これらの公園は、本市の中でも比較的面積が広く、また、広場を有する公園であり、幅広い世代の方々に御利用いただいているものと考えており、自動販売機は利用者の利便性向上及び熱中症対策に寄与しているものと認識しております。

公園における自動販売機の設置につきましては、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用許可であり、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるものでございます。したがって、通常の公園利用に支障がない場所を確保できることが条件で、かつ電気の引込みが容易であることも必要でございます。

一方、自動販売機の設置事業者にとっては、一定の需要を見込めることが設置の条件になってまいります。このような条件が整いましたところにつきましては、許可が可能と考えており、御要望に応じて設置に向けて取り組んでまいります。

○水谷毅議長 選挙管理委員会事務局長。

(溝口選挙管理委員会事務局長 登壇)

○溝口選挙管理委員会事務局長 最近行われた選挙の投票率についての御質問にお答えいたします。

令和5年4月の大阪府知事選挙では40.51%、大阪府議会議員選挙では40.37%、令和4年7月の参議院議員通常選挙では50.01%、令和3年10月の衆議院議員総選挙では51.67%、同年9月の市議会議員一般選挙では43.9%、令和2年9月の摂津市長選挙では33.42%となっております。

選挙ごとに投票率に変動がございますが、選挙の種類、立候補者の数、マスコミで取り上げられる争点、天候などで大きく左右されるものでございます。

次に、各年代別の投票率の推移と傾向についてでございます。

令和5年4月の大阪府知事選挙の年齢別投票率では、10歳代が25.36%、20歳代が19.97%、30歳代が32.3%、40歳代が35.77%、50歳代

が40.97%、60歳代が52.06%、そして、70歳以上では53.95%、全体の投票率では40.51%となっております。

年齢別の投票率の傾向といたしまして、20歳代の若年層が最も投票率が低く、それ以上の年齢層につきましては、年齢が上がるにつれて投票率も増加いたしております。これは、一つ前の参議院議員通常選挙におきましても同様でございます、全国的な傾向として、若年層の投票率は他の年代と比較して低い水準にとどまっております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 御答弁ありがとうございます。

産後ケアについて、2回目の質問です。

利用者数と申請理由については理解いたしました。

令和6年度に宿泊型利用者負担の減額を行ったことによる反響と、この周知方法についてお聞かせください。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 宿泊型利用者負担額につきましては、これまで課税世帯は1泊当たり6,000円でしたが、令和6年度から3,500円といたしました。5月末日までの利用実績といたしまして、2か月間で9人と、例年よりは若干多い結果となっております。

周知方法につきましては、全件面談を実施している妊娠届出時に産後ケア事業の説明を行うとともに、出生届出時や赤ちゃん訪問時にも、母親や御家庭の様子などを伺いつつ、産後ケア事業の紹介を行っているところでございます。

産前産後の母親の育児不安や鬱状態が子供の虐待の誘因になることも指摘されてお

り、産院や里帰りからの帰宅後の母子に対する心身のケアや育児サポート等、きめ細かい支援の実施は重要なことから、引き続き、産後ケア事業とともに、赤ちゃん訪問などの伴走型の相談支援についてもしっかりと取り組んでまいります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ここからは要望となります。出産後のお母さんは、女性ホルモンの変動で不安定な状態になりやすいそうです。こども家庭庁の調査では、10人に一人のお母さんに産後鬱の疑いがあったそうです。やはり核家族化が進んでいるので、親きょうだいなど身近な人の手を借りにくい方が増えております。少子化の報道も少し前にありましたが、子育て家庭の産後の心身の負担軽減に国の補助金制度をしっかりと活用していただき、摂津市で子供を産み育ててよかったと思えるよう、引き続き取り組んでください。

続きまして、保育所の件です。

保育所等入所申込み手続は窓口と郵送とオンラインの三つの方法で受付をされているとのことです。こども家庭庁は全国統一の様式を定めてオンライン化を進めたい考えで、2025年の10月頃までに仕組みを整備し、希望する自治体が順次導入できるようにするそうです。早ければ、2026年4月、再来年に入園するお子さんから使えるようになりますが、本市での導入はいかがお考えでしょうか。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 現在のところ、こども家庭庁から保育所申込みのオンライン化に関する具体的な情報は示されておませんが、新聞報道等によりますと、各自治体で異なる申込み内容を全国で統一する旨が報道されております。このことは、親の負

担軽減のみならず、自治体運営の効率化を高める狙いもあり、窓口対応や入所選考に係る点数計算等に要する時間の短縮が期待されるところでございます。今後、こども家庭庁の動向を注視しつつ、具体的な内容が示されましたら検討を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 保護者の負担軽減にもなりますし、先ほど答弁いただきました窓口対応や点数計算、入力などの職員の作業効率の向上、そして、負担軽減にもつながると思います。待機児童問題も本市ではまだ解消されておりませんし、保育士不足などの様々な原因もあると思いますけれども、しっかりと前向きに検討をよろしく願いいたします。

いじめ相談体制について、2回目です。

先ほど御答弁いただきましたが、令和3年度から令和5年度の間で小学校で3.7倍、中学校で2.1倍という数字を聞いて少し驚きました。組織的にいじめを認知されて迅速な対応をしてくださっているから、今まで見えなかったいじめも認知できるようになったと思います。認知した後、その対応や、相談体制についてはどのようにされているのかをお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 いじめは、どの学級、どの学校でも起こる可能性があるものとして、子供たちがいじめを受けたり見聞きしたりしたとき、安心して相談できるように体制づくりを進めているところでございます。学校において、子供たちに最も関わるのは、担任を含めた教員でございます。多様な子供たち一人一人の理解を進め、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、どの子供たちにとっても相談しやすい体制と

なるよう努めております。

教育委員会といたしましては、子供たちが安心して学校生活を送れるような学級づくりや学校づくりを進めるとともに、直接学校に相談できないケースにも対応するため、摂津市いじめ相談電話や教育センター内のお悩み相談電話等の周知をするなど、相談体制の充実に努めてまいります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 枚方市では、一人1台配備されているタブレット端末を利用して、いじめの相談や、体調のチェックなどができるNTTデータ関西が開発したアプリを導入されておるそうです。枚方市内63小・中学校の約3万人弱の生徒が利用しているそうです。担任の先生がいち早く生徒の変化に気づけて対応できるようなことを期待しておるんですけども、本市における導入についての考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教職員がいじめの状況を早期に把握し、迅速な対応を進めることは非常に重要であり、いじめの早期発見のためにアプリを活用し、子供たちが容易に相談できることは有効な手段であると認識しております。一方で、相談において、いじめを受け、傷つき悩んでいる子供たちの表情や話し方から気持ちを読み取り、その気持ちに寄り添い共感することは、人だからこそできることと考えております。

教育委員会といたしましては、他市でのタブレット端末のアプリを活用した相談体制の研究を進めるとともに、全校で実施しているいじめアンケートに加え、子供に関わる教職員をベースとした相談体制の充実を図り、教職員が子供の変化に気づき、学校全体でいじめに適切に対応できるよう努めてまいります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 やはり早期にいじめを認知していただき、適切に対応していただくことがとても大切だと考えます。最悪の場合、自ら命を絶つという事案も発生した自治体もあります。いじめを早期発見し、適切な対応を行っていただくためには、それだけ先生が丁寧に対応するための時間と、そして人員の確保が必要と考えます。

今回、なぜアプリの質問をさせていたかといいますと、先生の負担軽減につながる可能性があるとは私は考えたからです。市教育委員会としても、先進事例をしっかりと研究していただき、子供たちへの丁寧な対応につながるものであれば、ぜひ導入を検討していただきたいと思っております。

そして、やはり丁寧な対応をするための人員が必要となっております。市費の会計年度任用職員を増員するなどして、たくさんの先生方で子供たちを見守っていただき、いじめが発生したときに早期に認知して、子供が安心して学校生活を送れるよう強く要望いたします。

続きまして、ヤングケアラーです。

今年度から進路・就職相談や交流事業に取り組む自治体への補助が加算されました。この運営費に約130万円の加算や、交流会を開催する運営費に約150万円の加算があるそうなんですけども、本市での活用状況や、先進自治体の取組をお聞かせください。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 ヤングケアラー支援に関する補助金の一つに子育て世帯訪問支援事業に係る補助金がございます。子育て世帯訪問支援事業は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を

訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することが目的でございます。

現在のところ、ヤングケアラー支援として本事業を活用した事例はございませんが、今後、ヤングケアラーがいる家庭を把握し、本事業による支援が効果的であると判断した際には、当該家庭に事業内容を丁寧に説明しながら訪問支援につなげてまいります。

また、先進自治体の取組でございますが、ヤングケアラー当事者同士の交流の場を運営しているNPO法人に相談業務を委託している自治体や、ヤングケアラー支援コーディネーターを配置し、学校の巡回訪問を行っている自治体がございます。様々な先進事例の取組を研究しながら、効果的なヤングケアラー支援について検討してまいります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ヤングケアラーは、塚本議員からも同じ質問がありましたけども、当の本人が気づきにくいという現状があると思います。さっきのいじめの話の先生を増やしたほうがいいんじゃないか、先生が気づいてくださるという問題ともつながると思います。

そして、最近、新聞でも、ヤングケアラーじゃなくてビジネスケアラーという単語もありました。働きながら介護される方です。これも年々増えているそうです。市がしっかりとヤングケアラーのお子さんに気づいてあげて、前向きに支援してあげてことを強く要望いたします。

続きまして、公園の自動販売機設置について。

設置可能という御答弁をいただきまして

ありがとうございます。

摂津市内に42か所の公園がございます。そのうち7か所に自動販売機を設置していただいております。公園内にはないけれども、公園のすぐ近くに自動販売機があるというのが21か所あるそうです。先ほどありました三島公園もそうですし、鳥飼地域のさくら公園も広くて、子供がよく遊んでいるのを見かけます。ここの公園も自動販売機がありませんでしたので、ぜひ暑くなる前に自動販売機の設置をしていただけるよう、よろしく願いいたします。

次は、投票率についてです。

若い方の投票率が低いという御答弁です。10代が25.36%、そして20代が19.97%、20代が一番低いということです。18歳から投票できるようになって、18歳になって1回は選挙に行ってみようというので行っていただくけど、20代になってからは、まあええわ、もう面倒くさい、誰になっても一緒やと思われているのかもしれないです。若年層の選挙への関心を高める必要があると思うんですけども、本市の取組をお聞かせください。

○水谷毅議長 選挙管理委員会事務局長。

○溝口選挙管理委員会事務局長 若年層の投票率を向上させるための啓発活動につきましては、現在、18歳を迎えられ、選挙人名簿に初めて登録される方に対して、有権者となったこととお知らせする文書を送付いたしております。この文書には、投票方法を視覚的に理解しやすいように、YouTube動画へのリンクがQRコードとして印刷されておまして、初めて投票を行う方が投票の流れをイメージしやすいように配慮いたしております。また、直近に行われる選挙の案内と、投票立会人への登録の呼びかけなども同時に行っております。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 これまでの取組は理解いたしました。実際どれぐらいの影響が出ているのかも分からないですけども、今後の取組について、何かお考えがあるかをお聞かせください。

○水谷毅議長 選挙管理委員会事務局長。

○溝口選挙管理委員会事務局長 今後につきましても、SNSや動画コンテンツといったデジタル技術を活用した啓発活動など、若者の関心を引きつける新たな手法について、他市の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

また、少し前になりますけれども、平成28年に総務省が行った18歳選挙権に関する意識調査によりますと、子供の頃に親が行く投票に付き添った有権者の方は、選挙への関心が比較的高く、投票に行く傾向が強いことが示されております。このため、将来の投票率向上に結びつくよう、18歳未満のお子さんと親子で一緒に選挙に行くことをホームページや広報紙などで呼びかけを行ってまいりますとともに、現在、市内小・中学校を対象に主権者教育の一環として実施しております明るい選挙啓発ポスターコンクールの募集依頼の拡充や、児童・生徒会選挙や模擬投票などを行う際には、投票箱や記載台などを貸し出し、本物の選挙器材に触れることで選挙を身近に感じてもらうなど、政治や選挙への関心を高めていただけるような取組を、教育委員会や摂津市明るい選挙推進協議会とも連携しながら進めてまいります。

○水谷毅議長 出口議員。

○出口こうじ議員 教育委員会と連携されて、ポスターコンクールの募集依頼もされているということで、お話を聞いたところ、全校が協力していただいているわけじ

やないみたいなので、ぜひ学校に協力をいただけるようよろしくお願いいたします。

やっぱり若い子供たちに関心を持っていただかないと選挙には行っていただけません。私も鳥飼地域に住んでおるんですけど、恥ずかしながら議員になるまで期日前投票場所のゆうゆうホール鳥飼西の存在を知らなかったんです。期日前投票に行かれる方は、やはり投票に行くという強い意志を持って行かれていると思うんです。隣の茨木市の話を知ると、商業施設の中に間借りして期日前投票所をつくるとか、鳥飼地域も商業施設は大きいところがたくさんあるので、そういうところに交渉に行っていて、買物に行ったときに、ああ、ここで投票ができるんだということを認知してもらえば投票率が上がっていくと思います。

前回の摂津市長選挙が非常に低い投票率で三十何%でした。今年も、摂津市長選挙がごさいますけども、少しでも投票率を上げていただくために、期日前投票場所の件もありますけども、しっかりと加味してこれからもよろしくお願いいたします。

私からの一般質問は以上です。

○水谷毅議長 出口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、鳥飼まちづくりグランドデ

ザインについて、(1)鳥飼東小学校の活用についてです。

令和6年第1回定例会において、摂津市立学校条例から鳥飼東小学校が削除される議案が可決され、令和8年4月1日に施行されます。鳥飼東小学校を鳥飼小学校に統合するという事です。そのことにより、令和8年4月1日以降における現鳥飼東小学校の校舎や屋内・屋外運動場、プール、中庭などをどのように活用していくのかといったことの検討が進められることとなります。避難場所や屋内スポーツでの熱中症対策などという観点から、屋内運動場への空調設備設置工事が令和7年度に予定されていることから、閉校となっても、少なくとも体育館は今の状態が維持されると認識をしております。

鳥飼まちづくりグランドデザインにおいて、鳥飼東小学校区域は、居住性向上エリアB、鳥飼東小学校が立地の企業と住民の共存発展エリア、そして田園(農業とのふれあい)エリアという三つのエリアに分かれています。閉校後の活用検討への意見収集においては、鳥飼まちづくりグランドデザインにおけるエリアとされるのか、あるいは現鳥飼東小学校区域内、また、鳥飼東小学校区域外も含めてとされるのか、様々な案としてあると思いますが、本市の進め方について、1回目、お尋ねしたいと思います。

次に、(2)の今後の展開についてです。

鳥飼地域4小学校区域において、約2万5,000人の方が生活し、事業をしておられるなどの中で、鳥飼まちづくりグランドデザインの進め方や取組は難しい面もあると思っています。その中でも、水害リスク軽減や人口減少傾向の課題解決の取組に

対して一定の評価をしておりますが、今後の展開についてお尋ねをいたします。

次に、2番目の学校の屋内運動場の空調設備使用についてです。

空調設備設置の件を平成30年第3回定例会において一般質問させていただきました。近年の猛暑が続いている環境の中で、体育活動や部活動、地域住民の活動での学校施設開放における熱中症対策や災害時における避難所運営も含めて、令和4年度から設置工事が進み、令和7年度で全ての小・中学校の屋内運動場に設置される予定となっていることにつきましては、計画どおりの設置もそうではありますが、使用料も他市に比べて格段に安く設定されていることも高く評価をしております。

空調設備の使用申請や使用料などについては、摂津市学校施設等の使用に関する条例や条例施行規則に定められています。学校施設開放で利用されている方からも空調設備利用に関しての改善要望がありました。それは、使用申込みが3か月前からとなっていることに加え、使用料は前納の納付書払いとなっています。また、使用取消しは、3日前までの申請があれば返金するとされていますが、特に使用日が春や秋頃は、当日にならないと空調設備を使用するかどうか判断できない場合があるとの意見をいただきました。空調設備を使用しない申請であった場合には、当日の気温が上がったとしても空調設備を使用することができない、また、使用するとした申請で使用料納付済みの場合に、当日使用しない場合の還付はしないとの内容で条例や条例施行規則に定められていると思います。昨今の気温も想定外の場合もありますので、当日の使用有無における申請や使用料の支払い還付ができるようにすることが必要と思

っていますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、公園設備についてです。

公園という場所で家族で楽しい時間を過ごせることや、地域の魅力向上の観点から、大型遊具の設置へと、一般質問も近年では令和5年、令和4年、令和3年と連続してさせていただいております。都市公園などへの大型遊具は必要と認識していますし、子育て世代の方やお孫さんを連れての高齢者の方などからの意見でもありますので、改めて質問させていただきます。

これまでの答弁の中で、大型遊具設置の空間確保の課題もあるとのことでしたが、やはり公園内全体を更地から造り直すとの認識も必要ではないかと思っております。思いっ切り走り回れる広場はもちろん、巨大滑り台やアスレチックなどの遊具、インクルーシブ遊具、靴を脱いで遊べる広場など、子供も大人も一日楽しめる公園を造っていくことが摂津市として必要なのではと思っております。特色ある摂津市の公園の一つとしての大型の複合遊具設置の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○水谷毅議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼東小学校の跡地活用に関する御質問にお答えいたします。

先日、鳥飼まちづくりランドデザインの説明会を実施した企業と住民の共存発展エリア、居住性向上エリアB、田園（農業とのふれあい）エリアにおきまして、鳥飼東小学校の跡地活用に向けた取組を御説明させていただいており、御参加いただいた皆様をはじめ、様々な方々から跡地活用の

御意見をいただきたいと考えております。

学校再編に伴う鳥飼東小学校の跡地活用につきましては、鳥飼まちづくりグランドデザインの考え方と整合を図りつつ、地域の皆様と十分に議論した上で活用の方向性を決定する必要がございます。本小学校の跡地で確保すべき機能を精査しつつ、地域の皆様等とともに、現状の校舎、運動場、体育館などをどうするのかも含め、利活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインの今後の展開についての御質問にお答えいたします。

令和4年度の鳥飼まちづくりグランドデザイン策定以降、グランドデザインの周知と共有を目的に、まちづくりエリアごとに説明会を開催いたしております。昨年度、全てのエリアで1回目の説明会が終わったところであり、今年度は、まだ将来予想の磨き上げが終わっていない地域については、引き続き説明会を開催し、磨き上げが終わったエリアから、順次、将来予想を具現化するためのワークショップを開催していく予定でございます。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 学校体育施設開放事業における体育館の空調設備使用についての御質問にお答えいたします。

学校体育施設開放事業は、市民の方のスポーツ活動への参加を促進し、体力づくりや健康増進を目的として、学校の授業や行事に支障のない範囲で事前に登録いただいた団体を対象に開放している事業でございます。

学校体育館の空調設備については、令和4年度から順次設置を進めており、現在5

校に設置が完了しております。設置に合わせて、学校体育施設開放事業におきましても、空調設備が使用できるよう条例改正を行い、利用団体に対し、説明会や学校開放運営委員会を通じてお伝えさせていただいたところでございます。

学校施設の利用申請については、学校での受付ではなく、事前に教育委員会に申請していただき、施設を貸し出しても支障がないか、学校に確認を取りながら運用しております。また、当日の学校施設の使用に当たっては、学校管理人が対応していることもあり、追加申請や現金の受領等の受付は難しい状況でございます。

しかしながら、議員が御指摘のとおり、昨今、想定外の気温上昇もあり、空調設備の使用を当日望まれることも想定されることから、今後、空調設備の設置が全校に進んでいく中で、学校体育施設開放事業における空調設備使用の在り方につきましても、利用団体の方々の御意見をお聴きしながら方策を検討してまいります。

○水谷毅議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 公園の大型遊具設置の考え方についての御質問にお答えいたします。

大型遊具を新たに設置するには、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮し、設置場所を確保する必要があります。しかしながら、本市の公園においては、既設の遊具を撤去することや、広場の一部を利用しなければ設置場所を確保することが困難な状況であります。そのため、大型遊具の設置による再配置は、公園の利用形態が変わることになりますので、地域の方々や公園利用者の合意形成が必要であり、その意見に沿って対応していくことが望ましいと考えて

おります。今後は、市全体の都市公園の在り方を考慮しつつ対応してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答にてお願いいたします。

初めに、(1)の鳥飼東小学校の活用についてであります。鳥飼東小学校の活用は、閉校後の時間を空けずに速やかな運用となるよう、しっかりとスケジュール感を持って取り組んでいただきたいと思います。先日の6月16日の鳥飼まちづくりグランドデザインの説明会におきましても、スケジュールを早く出してほしいと参加者からの発言もありましたので、これはよろしく願いをいたします。

次の質問として、活用への検討に当たり、地域の意見をどのように聴いていくのかについてであります。

私は、鳥飼まちづくりグランドデザインにおける個別エリアとしての考え方もあるかと思いますが、鳥飼地域の4小学校区域という広い知見で行っていくことも大切なことではないかと認識をしております。本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼東小学校の跡地活用につきましては、市が計画をつくる前から、住民の皆様等も市と一緒に課題や対策について考えていただき、一緒に同じ将来予想を実現していくというグランドデザインの考え方に沿って進めてまいります。

先ほど申し上げました三つのエリアでは、現在、説明会に御参加いただいた方に対して、鳥飼東小学校の跡地活用に向けた御意見を募集しているところでございます。小学校や自治会の皆様に小学校跡地活用のアンケートをお配りする等、様々な年

代の方々に御意見をいただけるよう幅広く意見を募集してまいりたいと考えております。今後実施するワークショップでは、いただいた御意見を踏まえまして、地域の皆様と跡地活用に関する議論を深めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 先日の6月16日の説明会におきまして、小学校跡地活用の事例として、これは午前中の質問でもありましたけれども、社会教育施設、都市交流施設、スポーツセンター、市役所出張所などの複合施設、そして障害福祉サービス事業所の五つを紹介されておりました。また、参加者の意見として、ショッピングモールとしての活用も出ておりました。

少し話は変わりますが、先日の新聞に、26年先の2050年には、全世帯に占める単身世帯の割合が44.3%に達するとの推計結果を国立社会保障・人口問題研究所が発表され、そして、2024年版高齢社会白書には、65歳以上で「親しい友人が多くいる」と答えた割合は7.8%と、5年前から17%減少していると掲載されておりました。このことにつきましては、せつつ高齢者かがやきプランであるとか摂津市地域福祉計画なども含めて、行政、地域、また諸団体などにおきましても、関連も大切であります。対策を考えていく必要があると感じております。

そのようなことを考えると、例えば、人付き合いや地域交流の場として、一人でふらっと来て施設内でおしゃべりをする、あるいは自由に本を読める、休憩ができる、日用品の購入ができるなどの施設としての活用も考えていく必要があるとも感じております。また、隣接のせんだん公園の拡充や駐車場整備など、様々な意見を踏まえな

がら、摂津市内外からの視点という観点から外部人材の活用も含めて議論を深めていただき、令和8年4月1日までに具体的な内容が出来上がるようお願いをしたいと思います。鳥飼地域の活性化や将来展望、安全向上に資する財産としての運用をお願いします、この点は要望とさせていただきます。

次に、(2)の今後の展開についてありますが、これまでも発言させていただいているとおり、目に見える、感じられる具体的な施策が必要と思っています。

先日、2023年の出生数は全国で72万7,277人で、前の年から4万人余り、率にして5.8%減少し、国が統計を取り始めた1899年以降、最も少なくなった、そして、出生数は婚姻数と極めて強く相関しているとの報道もありました。社会動向などから見ると一概には言えないかもしれませんが、結婚して鳥飼地域に住んでいただける環境にしていくとの視点も含めて検討することが大切であると思っています。その意味においては、教育や交通、公園、水路などの具体的な施策の実施が早期に必要と思っておりますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりランドデザインでは、鳥飼地域の特色、地域資源を踏まえた将来予想を作成し、その将来予想や取組の方向性などの磨き上げを実施している段階でございます。具体的な取組につきましては、ワークショップを開催し、地域の方々等と丁寧に意見交換しながら実施していくこととしております。

将来予想の実現に向けた具体的な取組につきましては、早急に実施すべきことと時間をかけてじっくり議論すべきことなど、短期、中期、長期と、それぞれの視点が必

要であると考えております。解決すべき課題の緊急性が高い案件につきましては、短期の視点を持って検討を進めてまいります。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 この実施に当たりましては、小さなことでも短期で実施をして、鳥飼まちづくりランドデザインの一環として動きが出始めてきたと市民などに感じていただくことが何よりも大切であると思えますし、大胆な発想で取り組んでいただきたいと思っております。実施項目が整理できれば、予算の関係から次年度実施との考えではなく、今年度で何とか実施しようとの考えで知恵を出していただき、工夫して実現に向けて取り組んでいただきたいをお願いします、要望とさせていただきます。

次に、2番目の学校の屋内運動場の空調設備使用についてであります。スポーツ振興や、想定外の気温となった場合の利用者の健康を今以上に認識していただいて、また、屋内運動場の利便性向上の観点から、当日の使用有無における申請、使用料の支払いや還付などができるよう検討していただきたい。要望としておきます。

次の質問として、現在の学校体育施設の使用料は納付書のみであり、銀行窓口での支払いとなっていることから、支払いの時間にも制約がある状況になっていると思っております。その意味では、キャッシュレス決済を導入すれば、即座に支払いができることや、空調設備を使用しない申請であった場合で、当日に使用した場合の支払いも可能になると思われましますし、学校体育施設の申請者からすれば、支払いに関する利便性が格段に上がると思えます。また、納付書の作成による労務時間や郵送料等々の削減などにも直接関係すると思えます。キ

キャッシュレス決済の導入をしていくべきと思っておりますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 キャッシュレス決済導入の考えについての御質問でございます。

学校施設を使用する際は、使用団体が事前にL o G oフォームを活用した電子申請や教育委員会の窓口等で手続を行い、内容を確認した後、使用許可書と併せて納付書を使用者に送付し、銀行窓口でお支払いをしていただいております。使用者の多くは、平日働いている方が多く、銀行払いは不便であるとお声もお聴きしていただきましたが、今年度からキャッシュレス決済ができるように、現在、関係課と整備を進めているところであり、利用者の利便性向上に向け取り組んでおります。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 屋内運動場の空調設備使用に関してのキャッシュレス決済導入につきましては、申請者、市役所側の双方にメリットがあると思いますので、早期の導入に向けて関係課との調整をお願いし、要望としておきます。

次に、3番目の公園設備についてですが、将来を見据えての大型遊具などの検討をお願いし、これは要望としておきます。

次の質問として、公園内には木製や他材質のベンチがあり、繊維強化プラスチック製やスチール製は耐水性が高いという面もあります。一方、木製は、干割れやささくれが生じるなどの事象もあるとも思いますが、木製のベンチは座り心地もよく、のんびりした時間を過ごせるなどの面もあると思いますので、私は木製がよいと思っております。木製ベンチの維持管理を行う

に当たっての考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 公園の木製ベンチの維持管理につきましては、公園等日常管理業務委託の中で点検を行い、ベンチの背もたれや座面の一部に損傷がある場合には、擬木材料を用いて順次補修を行っております。また、損傷が激しい場合には、一時使用を禁止した上で更新することを基本と考えております。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 やはり安全なベンチという観点から、屋外使用に向いている木材の使用、日常の管理や早めの修繕などをお願いし、要望としておきます。

次の質問として、草刈りについてですが、公園内で平時の利用頻度が低い部分での雑草繁茂が見受けられ、公園使用の妨げにもなっております。おおむね2年程度の草刈り回数を増やすことへの考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 都市公園における除草につきましては、公園等日常管理業務委託の中で、雑草が見受けられる都度行っております。また、除草範囲が一定程度ある公園においては、おおむね年2回、樹木の剪定と併せて除草を行っております。

実施時期につきましては、地域のイベント等に合わせるなど、御要望に沿った対応も行っております。

除草回数につきましては、除草された状態を常に保つことは困難でありますので、これまでと同じく年2回を基本としつつ、公園の利用や安全上支障がある場合には追加で実施するなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 村上議員。

○村上英明議員 草刈りや樹木剪定、そして公園遊具の維持管理など、公園に関わる費用といたしましては、年間約1億円かかっていることは認識をしておりますけども、公園近隣の企業などへの管理依頼も含めて、いつでも誰でも利用しやすい公園の維持管理を要望し、私の一般質問を終わりたいと思います。

○水谷毅議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 まずは、森山市長へ、今期をもって引退されるとのことで、長年、摂津市政に尽力いただきありがとうございます。私が議員になる前、NPO法人の代表だったときに直接お話をさせていただく機会がありました。今思えば非常に大胆な行動だったと思うんですが、このように市民と近い市長はほとんどいらっしゃらないかと思っておりますので、次にバトンを渡す方が同じ姿勢で取り組まれることを望みつつ、森山市長への感謝の思いを冒頭述べさせていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、中学校の教科書採択についてでございます。

昨年度、小学校の教科書採択があったと思うんですけれども、今年度は中学校です。子供たちにとって分かりやすく、かつ、平和宣言都市である摂津市にふさわしい、平和や人権を大切にした教科書採択を望みますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

2点目、地域コミュニティの再構築についてです。

誰も独りぼっちにしない地域づくりが重要であると考えておりますが、摂津市も含め、全国的に自治体加入率が減ってきており、地域コミュニティを維持することが地方自治体にとっての課題となってきていると思います。昨年、65歳以上の孤独死が6.8万人、約7万人おられたということです。また、コロナ以降、孤独でつらい思いをしながら子育てをしているお母さん方、お父さん方もたくさんおられます。これは、地域コミュニティの在り方が昭和のまま、時代に沿った形にアップデートできていないことが原因ではないでしょうか。

そこで、地域コミュニティの現状について質問いたします。まずは、高齢者のつどいの場の運用状況からお聞かせください。

続きまして、文教上下水道常任委員会の視察に行かせていただいたところで学んできた二つのケースについて質問したいと思います。

3点目として、不登校問題についてです。

久留米市の視察で、まずは情報発信と居場所の確保が大事といったことでございました。久留米市は、教育センター内に、おおむね中学校卒業以上の相談場所というのが設けられており、切れ目のない支援をされています。そういった形で、本市の不登校児童・生徒への支援について、まずは現状をお伺いしたいと思います。

4点目です。文教上下水道常任委員会での視察の初日は熊本市でした。お話を聴く中で、災害対応はふだんからの備えが重要であると改めて実感いたしました。特に避難所運営は、地域住民同士の協力が不可欠でありまして、現状、各小学校区・地区における自主防災訓練の状況はどのようにな

っているか、お聞きしたいと思います。

5点目です。来年の大阪・関西万博への遠足についてです。

万博への児童・生徒招待事業に係る各自治体、教育委員会の意向調査が5月末までの期限となっております。意向調査の本市の回答状況について、まずはお聞きしたいと思います。

6点目です。市民参加の鳥飼まちづくりグランドデザインについてお伺いいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインの将来予想を資料でいただくんですけども、それを実現するためには市民参加が必要不可欠だと考えます。そのためには、市民の皆様の声を広く聴く必要があると思いますが、市民参加しやすいまちづくりについて、摂津市としてどのような取組を行っているのか、お聞きしたいと思います。

以上、1回目です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 子供たちにとって分かりやすく、かつ平和や人権を大切にされた教科書の採択についての御質問にお答えいたします。

教育基本法において、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと明示されております。この教育の目的を実現するため、子供たちが日常の学習で使用する教科書の採択については、摂津市の子供たちの実態や学習状況に最もかなった教科書という観点を大切に採択してまいります。そのためには、議員が御指摘のとおり、教科の内容のみならず、

平和や人権の観点も大切に採択を行ってまいります。

続きまして、本市の不登校児童・生徒への支援の現状についての御質問にお答えいたします。

本市における令和5年度不登校の児童・生徒数は、小学生74名、中学生124名となり、令和4年度と比較すると、小学生が21名減少、中学生が12名減少となっております。

本市では、不登校の児童・生徒に対して、再登校や社会的自立へ向けた支援を行うため、適応指導教室を開室しており、学習の支援や、児童・生徒が安心して自己を表現したり、他者と円滑にコミュニケーションを取ったりすることができるよう、体験的な活動を実施しております。

令和5年度より、教育センター内のパルに加え、新鳥飼公民館内にアミ、別府コミュニティセンター内にメイトを新たに開室し、市内小・中学校に設置している校内教育支援ルームとも連携しながら、きめ細やかな支援に努めているところでございます。

また、将来、教員や心理士等を志望している大学生をさわやかフレンドとして市の適応指導教室に配置したり、必要に応じて学校や家庭に派遣したりすることで、児童・生徒一人一人に寄り添った支援を実施してまいります。

続きまして、万博への児童・生徒招待事業に係る意向調査の本市の回答状況についてお答えいたします。

万博への児童・生徒招待事業は、次世代を担う大阪の子供たちに、大阪・関西万博において最先端の技術やサービス等に直接触れる貴重な経験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらいたいという趣

旨で大阪府が実施される事業でございます。

意向調査については、各校が来場日時、来場手段、学校規模や最寄り駅までの距離等、各校の実情に応じて検討し、万博への校外学習での参加意向を5月末までに回答する調査でございます。全ての小・中学校で意向調査への回答を済ませており、回答内容としては、多くの学校で「来場を希望する」と回答しているものの、一部の学校や学年で、現時点で日程などが決められない等の理由から、「未定」、「検討中」との回答をしたと聞いております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 つどい場の運用状況についての御質問にお答えいたします。

地域の住民同士が気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる場として、市民活動団体や老人福祉センター内ボランティアグループなどに委託し運営する委託型つどい場が9か所ございます。また、地域で自主的につどい場を運営する団体に対し、集会所使用料等を補助するカフェ型つどい場が12か所あり、校区等福祉委員会が実施されているサロン、リハサロン等を含めると、市内ほぼ全域において介護予防の居場所が整備されております。

なお、委託型及びカフェ型つどい場の取組実績は、令和5年度、1,136回の開催で、延べ利用者数1万2,825人となっており、コロナ禍以前となる令和元年度の526回、7,207人を上回っており、コロナ禍の影響を一定脱することができたと認識いたしております。

○水谷毅議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 各小学校区・地区における自主防災訓練の状況についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度までは、毎年度、おおむね全12の小学校区・地区で自主防災訓練が実施されておりました。令和2年度及び令和3年度につきましては、感染症対策を優先されたことから、訓練を実施された小学校区・地区はありませんでしたが、令和4年度には四つの小学校区・地区で、令和5年度には七つの小学校区・地区で訓練を実施されており、徐々に訓練が再開されているところでございます。

なお、令和5年度に実施されなかった小学校区・地区においても、急遽感染症が蔓延したことにより中止した等の事情を伺っております。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインの市民参加の取組についての御質問にお答えいたします。

市民の皆様に鳥飼まちづくりグランドデザインのことを知っていただき、より多くの方に説明会等にお越しいただくことは大変重要と考えております。このため、鳥飼まちづくりグランドデザイン通信の発行や、鳥飼方面で開催されたイベントでございます淀川わいわいガヤガヤ祭などに参加し、グランドデザインの周知活動を行っているところでございます。

また、鳥飼まちづくりグランドデザイン説明会では、多くの市民の方々に御参加いただけるように、ホームページや広報紙への掲載、説明会開催の際には、幼稚園、保育園、小学校、中学校へ開催案内の配布、LINEでの配信なども行っております。

また、オンラインでの参加も可能とすることにより、子育て等で忙しく会場までお越しいただくことが難しい若い世代の方でも、自宅などから参加できるよう配慮しているところであります。

今後も引き続き、より多くの方に鳥飼まちづくりランドデザインに興味を持っていただき、多くの市民の皆様に御参加いただけるよう鋭意努めてまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 2回目以降を行ってまいります。

教科書採択の件です。

教科書採択では、公正さ、公平さが求められると思いますが、以前、藤井寺市においては、令和2年度の中学校教科書採択にて、教育委員会と教科書発行者との間において不正行為が起きました。本市においてこのような事態を招かないために、教育委員会としてどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和6年3月29日付文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」において、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査・研究を踏まえた上で、公正性、透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であると明示されております。

本市では、これまでも、教科書選定委員会の議事録を全て公開するなど、公正かつ透明性のある教科書採択に努めております。今年度実施の採択においても、教科書選定委員及び教科書調査員に対して、今回の文部科学省通知の内容を十分に周知した上で、教科書採択に直接の利害関係を有する者でないこと、職務上知り得た内容につ

いて守秘することについて、宣誓書の提出を求めています。また、校長会や教頭会を通して、教科書発行者と採択関係者間において禁止されている行為等について教職員に周知するなど、教科書採択における公正確保の徹底に万全を期しております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 教科書の採択に当たっては、現場の教員が最適と考える教科書を採択すべきと考えておりますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書を採択するに当たって、本市の子供たちの実態や学習状況にかなった教科書を採択することが大切であると考えております。そのため、本市においては、学校の校長及び教員や保護者並びに教育委員会事務局職員から成る教科用図書選定委員会を設置するとともに、現場の教員より教科書調査員を選任し、調査・研究を行っております。さらに、各学校や教員から成る教育研究団体に対しても、教科書に対する意見書の提出を求めています。これらの意見を参考にしながら、最終的に教育委員会の権限で採択を行ってまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 既に6月3日より教科書展示会が開催され、市民も教科書を閲覧し、意見できると聞いております。近年、教科書への市民の関心は高まってきており、市民の意見も採択の参考とされるべきと考えておりますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書展示会は、教科書の適正な採択に資するため、教科書の発行に関する臨時措置法の規定に基づき、今

年度は、6月14日から7月31日の間で任意の連続した14日間を法定展示期間として開催することとされております。

本市では、法定展示期間に加えて、法定展示期間外も展示会を開催しており、今年度は、6月3日から7月3日までの期間、市役所6階教科書センター及び教育センターで開催をしております。展示会にて御記入いただいた意見書は、教育委員会にて集約し、採択の参考資料といたしております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 14日間の法定展示期間以上に7月3日まで展示いただいているということで、本当にありがとうございます。さらに市役所と教育センター2か所で開催しているということでございますが、吹田市では図書館でも展示会を実施されていたりしておりますので、摂津市でも、2か所と言わず、もう少し展示できる場所を増やすことを要望としてお伝えしたいと思います。

次に教科書採択の教育委員会議では、希望者全員が傍聴できるよう、これまでは大人数が収容可能な大きな部屋が用意されてきましたが、今年度も同様の対応があるのか、お聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書採択を行う教育委員会議を傍聴していただくことは、教科書採択に係る経過や教科書を採択した具体的な理由を広く市民の皆様にご覧いただくこととなりますことから、教科書採択の透明性を確保するための大切な機会であると捉えております。昨年度の教科書採択の際に傍聴を希望された方の人数も参考にしながら、今年度も会場の準備を進めてまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 教科書採択の教育委員会議においては、毎回、傍聴者に向けて資料が配付されると思います。資料は、傍聴者が持ち帰っても差し障りのない内容であると考えられますけれども、今後、配付資料を持ち帰ることについて許可される予定はあるかどうか、お聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教育委員会定例会における傍聴者への資料貸与につきましては、会議を傍聴していただく上で、傍聴者が会議の内容をより理解することができるよう実施してまいりました。資料の提供等につきましては、今後、他市事例等も参考にし、検討してまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 他市事例では、長岡京市が、以前は持ち帰ることができなかったのが持ち帰れるように変わったとお聴きしております。そういったたくさんの事例があると認識された場合には、資料の持ち帰りを可能にさせていただきたいと思います。要望としておきます。

次に、教科書採択後の情報公開について、これまでは丁寧な報告書が速やかに情報コーナーにて公開されてまいりましたが、今年度も同様に対応されるのかどうか、お聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書採択に係る内容については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律において、採択した理由等について公表するよう努めるものとするがあります。教育委員会においては、この規定に基づき、教科書採択に係る過程を公開しております。教科書の採択期間は8月31日までとなっておりますこと

から、終了後、速やかに情報公開を行うこととしております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 昨年の小学校教科書採択同様、摂津市の子供たち、児童・生徒にとって最適な学びやすい中学校教科書の採択に向けて、引き続き御尽力いただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、地域コミュニティの再構築について、2回目の質問です。

市内それぞれの地域に子育て支援拠点が必要だと考えておりますが、市の見解をお聞かせください。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 子育て世帯の孤立を防ぐという観点におきましても、身近な地域に子育て支援の拠点をつくることは重要であると考えております。これまで、地域子育て支援拠点事業として、主に未就園の子供とその親が、気軽に遊べる場であり、子育て等の悩みを相談できる場でもあるつどいの広場について、市内全小学校区への設置を目指して取り組んでまいりました。令和6年度から、鳥飼西小学校区において、民間保育園が新たにつどいの広場を開設され、市内でのつどいの広場は、公設2か所、民設10か所の合計12か所となり、全10小学校区に設置することができました。今後も、つどいの広場の周知に努めるとともに、子育て支援拠点としての役割を果たせるよう、それぞれの運営事業者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 高齢者や子育て支援、それぞれの拠点についての説明を理解いたしました。ありがとうございます。

今度は、各分野における取組について、

共有を図る庁内連携体制についてお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 複雑化、複合化した支援ニーズにしっかりと対応していくため、これまで、担当者会議や事例検討会を開催するなど、庁内連携の強化に向けた取組を進めてまいりました。

令和5年5月には、高齢者や子供などの福祉部門だけに限らず、市民窓口を有する各課と摂津市社会福祉協議会を構成団体とする相談支援体制推進ネットワーク会議を新たに設置し、全庁的な連携の強化を進めております。今年度につきましても、先月に第1回ネットワーク会議を開催し、各課の支援制度や支援者の共有を図るとともに、全庁的な連携体制の整備に向け検討を行ったところでございます。

今後も、担当者会議やネットワーク会議において議論を重ね、どの窓口で相談を受けても、円滑な連携の下、必要な支援を受けていただくことができるよう、より一層、庁内連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 説明いただいたのは重層的支援のことだと思います。重層的支援の体制は今の会議のメンバーでも大丈夫かと思うんですけども、先ほどからいろいろ地域ネットワーク、地域コミュニティの質問に対してワードとして出てくる中間支援組織があります。こちらは本当に必要性を言い続けて、ようやく今年度、予算化され、吹田市で実績のあるNPO法人に委託という形になっております。そういった市民活動の中間支援を試行的に実施しているとお聞きしておりますが、まだスタートして4月、5月、6月と3か月目です。どのよう

なことを行っているのか、先ほど光好議員も質問されておりましたが、再度詳しくお聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 今年度から、北摂地域の中間支援組織のネットワークの中で中心的な役割を担っているNPO法人に委託をし、同法人が持つノウハウや情報などを生かしながら、市民公益活動への中間支援を試行的に実施しております。今年度におきましては、市民公益活動のさらなる促進や地域人材の育成を図るため、参加型の講座、交流会などを定期的で開催していくとともに、市民公益活動団体の組織基盤の強化を図るため、市民公益活動に関する困り事などの相談に応じ、課題解決に向けた細やかな伴走支援を行ってまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 詳しい説明ありがとうございました。

これからは要望になってまいります。令和の地域コミュニティづくりへの要望として、例えば、昨年立ち上がった千里丘まちづくり協議会という団体があります。私や藤浦議員、塚本議員もメンバーとなっており、嶋野議員も何度か参加されています。この団体は、年齢も様々、居住区も、摂津市だけではなく、吹田市や茨木市といった近隣他市の方も参加されています。自治会には入りにくい単身者も含まれています。これからは、デジタル・トランスフォーメーション、通称DXを活用して、大きな枠組みで地域コミュニティを動かす浅く広い取組が、関わりを避ける世代にとっても参加しやすい形になるかと考えております。

例えば、このような団体に、行政側が拠点を設けて、高齢者や子育て世代、障害者

団体、複数の多様な市民活動が関わって、補助金を活用して運営していく形が理想的だと考えます。民間団体ではあるんですけども、正雀地域のJOCA大阪という好事例が摂津市内にはあります。先ほどお伝えしたような団体の立ち上げに中間支援団体がサポートすれば、誰もが取り残されない地域づくりが地域丸ごとケアとして可能になってくるかと思えます。拠点や補助金の確保をぜひ御検討いただくことをお願いしてこの質問を終わります。

不登校問題についての2回目です。

適応指導教室を利用している生徒の直近の進路の状況についてお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 適応指導教室を利用している生徒の進路についてでございます。適応指導教室では、義務教育を修了した子供たちが社会の中で自立して生活できることを目標とし、卒業後の進路を主体的に選択できるよう、本人や保護者の意思を尊重しながら、所属の中学校と連携し、引き続き支援に取り組んでおります。

中学3年生は、令和3年度が6名、令和4年度が7名、令和5年度が8名、適応指導教室を利用しておりましたが、全ての生徒が単位制、通信制及び私立高等学校等への進路を見つけ、進学しております。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 適応指導教室を利用された生徒は、きちんと次の進路が決まった状態で卒業されているとのことで、非常に喜ばしいことだと思います。

さて、最後に教育長にお伺いしたいと思います。不登校児童・生徒への支援について、摂津市において今後どういった展開を考えているか、お聞かせください。

○水谷毅議長 教育長。

○若狭教育長 私は、常々、学校というのは、子供たちが安心して学べる場、安心してチャレンジでき、同時に安心してつながっていける場やと思います。また、そうでなければならないと考えております。ただ、残念なことに、学校に行きにくくなっている、行けなくなっている子供たちがいます。そうした子供たちの安心して学べる場、安心してつながれる場を学校以外に保障していかないといけないと考えております。

不登校になる原因、きっかけというのは、子供たちによってそれぞれあります。勉強が分からない、友達とうまいこといかない、あるいは先生との関係がぎくしゃくしているとか、場合によったらいじめがきっかけというものもございます。また、不登校状態になっている子供たちがそれを継続してしまっている、ずっと長い間学校に行けない、通えないというのも子供によって様々な理由があります。

これまで、本市の適応指導教室パル・アミ・メイトでは、学校復帰を希望する子供たちには、学校生活に適應する力を身につけられるよう、子供たち個々の状況に応じて支援を実施してまいりましたが、忘れてはならない大切なものは、学校復帰そのものを目標にすることではなく、子供たちや保護者の思いや願いを尊重した上で、子供が主体的に進路を捉えた社会的自立を大切にしないといけないと考えております。

文部科学省の不登校対策（COCOLOプラン）にも示されておるとおり、不登校の子供たちの学びの場を確保し、安心して学びたいと思ったときに学べる環境、つながりたいと思ったときに友達、仲間とつな

がれる環境、そうしたものを整えることを第一に支援を実施していかないといけないと考えております。

本市の規模で適応指導教室を3教室配置できているのは本市の強みであると思っております。それらが、それぞれの学校の校内教育支援ルームとともに、子供たちの様々な学びの場、つながりの場となることを目指したいと思っております。そのため、子供たちや保護者のニーズに応えられるよう、適応指導教室の環境、それからプログラムの充実を図るとともに、企業とも連携していけるよう考えております。

それから、不登校のお子さんを抱える保護者の不安を少しでも和らげる、あるいは、保護者のお声を何かに役立てるために、不登校のお子さんを持つ保護者のつながり、そうした場や仕組みづくりも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 踏み込んだ回答をいただき、本当にありがとうございます。まさに教育長がおっしゃられたとおり、摂津市には親の会が存在しておりません。今、摂津市の保護者も入っている吹田市の不登校の親の会の方とも関わりを持っているんですけども、その中で困っていることに、学校以外の相談場所がないというところで、それは親の会になってくるのではないかと思います。あと、スクールソーシャルワーカーとのつながり方が分からないといったお声もあつたりします。そういった保護者の悩みに寄り添うような取組もぜひ広げていただきたいと思っております。

そして、摂津市内において適応指導教室が三つもあるというのは、久留米市は一つだったので、非常にありがたいことだと思

っております。また、校内にも教育支援ルームが開設されたり、様々なメニューが増えています。しかし、やはり最後に言及されたとおり、もう一段緩やかな居場所というのも必要ではないかと思っております。他市のことにはなるんですけれども、今月、不登校のお子さんが吹田市のマンションから命を落とすといったことがありました。こういったことを摂津市でも起こさないようにするために、この質問で提案した新しいコミュニティ、中学校区に一つ居場所があれば、家以外のサードプレイスができるかと思えます。ぜひ、縦割りではなく、庁内で連携し、新たな居場所づくりとして、教育委員会だけではなく庁内で協力し合って、企業やNPOなども連携してつくっていただくよう要望してこちらの質問は終わります。

次に、学校運営と防災についてです。

2回目の質問として、市民の自主的な訓練の実施を促進するためには、防災意識を向上させることが何よりも重要ではないでしょうか。市として、市民の防災意識の向上に向け、どのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 防災意識の向上に向けた主な取組といたしましては、まいどおおきに出前講座等を実施しているほか、広報紙へ特集記事を掲載しております。

出前講座等につきましては、自治会・町会、民生児童委員協議会、校区等福祉委員会、民間事業者、NPO等からの依頼に応じて、昨年度は24回開催いたしました。また、今年度は現時点で15件の開催依頼を受けております。

広報紙の特集記事の掲載につきましては、毎年2回、地震時及び水害時の備えや

避難行動等についての啓発記事を掲載しております。今年度も6月号に啓発記事を掲載したところでございます。

そのほか、防災サポーターを対象とする研修会、避難所運営マニュアルや地域版防災マップの作成時におけるワークショップ等も開催しており、引き続き、これらの取組等を通じて、市民の防災意識の向上に向けて取り組んでまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 御説明ありがとうございます。

冒頭に、円滑な避難所運営に向けては、自治会等の協力が不可欠であり、平常時からの訓練が何よりも重要であると述べました。ついこの間、6月22日、摂津市社会福祉協議会で実施された防災イベントがありました。課長など参加されている方もいらっしゃいましたが、参加者の中には、かまどベンチの使い方を知らない、そういったイベントをしてくれないかみたいなお声もありました。これに関しては、ここ2年、毎年、1月に商工会でかまどベンチを活用したイベントをされています。

このように、自主防災訓練が自治会で実施できない、ちょっとしんどいという方に対しては、そういった地域のイベントに市民が参加しやすい取組を、防災危機管理課から促して協働で実施できるような取組に広げていただきたいと思います。こちらは要望としておきます。

また、鶴野第1公園ですが、今やタクシー運転士の憩いの場と化しているといったお声も聴いております。この公園をリノベーションして、ベンチをかまどベンチにして、鶴野第2公園で活動されていた団体、ボーイスカウトや子ども会などが有志でかまどベンチの使い方を勉強するワークショ

ップを実施するなど、防災危機管理課と連携して、楽しい公園づくり、防災のイベントづくりも要望してまいりたいと思っております。

そして、摂津市内でも防災意識が非常に高いと言われる旧三宅小学校エリアの方々、こちらはモデル地区として頑張っているわけですが、地域の方は小学校の跡地利用ということも本当に心配されています。お化け屋敷ができるような廃屋と化している校舎もありますので、そういった跡地が放置されているところをしっかりと活用して、防災イベント、防災訓練が実施しやすい地域づくりも要望してこちらの質問を終わります。

次に、万博への遠足についてです。

ニュースなどでも報じられておりましたが、万博への来場手段の一つである観光バスがなかなか確保できない可能性があるかと聴いております。観光バスの確保の状況や万博への来場手段の見通し等をお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 万博への来場手段といたしましては、大きく三つございます。観光バスで学校から現地まで直接行く方法、鉄道などの公共交通手段で行く方法、鉄道などの公共交通手段と駅シャトルバスを併せて使う方法でございます。

観光バスの確保の状況について、大阪府教育庁より示された内容としては、万博開催期間中では延べ3,000台、来場ピーク時の4月から6月は1日10台の観光バスの確保見込みとのことでございます。また、観光バスについては、確保台数に限りがあるため、原則として小学1年生、2年生のうち、万博会場までの所要時間が長い順に配当される見込みであると聴いており

ます。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 御説明ありがとうございます。要するに、どうなるか分からない見込みであるとか、1年を切っている状況でまだ確保台数等が分からないという回答だと認識いたしました。

6月20日のMBSのニュース報道の中で、万博への懸念というテーマで、学校の先生方の校外学習のリアルという形で、実際に4月か5月に実施された校外学習の様子が放送されていました。それは、万博に行ったんじゃなくて、大阪市内から奈良のほうに校外学習に行かれていたんですけれども、まずは、朝、欠席者の確認から始まり、電車での移動でした。中学校だったんですけれども、生徒が一日乗車券を早速なくしてしまったということで、先生は、本当に困り果てた様子でございました。

先生は、そういう想定外のこともあるかもということ、事前に下見に行っているわけなんです、大阪万博への遠足となりますと、下見そのものが難しい状況かと思われれます。休憩場所やお弁当を食べる場所、そういった確認ができないまま、現実問題を考慮して、本当に実現が可能かどうかをぜひ教育委員会の中でも検討していただいて、子供たちが安心・安全に学べるような遠足を実施していただくよう、来年のことではありますが、しっかり英断していただきたいと要望してこちらの質問を終わります。

次に、市民参加の鳥飼まちづくりグランドデザインの質問です。

鳥飼地域の活性化のためにも、公共交通の確保・維持は喫緊の課題だと考えております。摂津市の現在の地域公共交通計画の策定に向けた進捗状況についてお伺いした

いと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする基本計画として役割を果たすものであります。この計画は、市町村が開催する法定協議会において、交通事業者や利用者など地域の関係者との協議を重ね作成するものとされておりまして、令和6年2月26日に摂津市地域公共交通協議会を立ち上げ、5月21日には第2回協議会を開催いたしました。第2回協議会では、これまでの公共交通あり方検討会で取りまとめた本市の強みと弱み、将来の想定を踏まえ、ラストマイルの移動手段の確保や公共交通の円滑化、自転車の活用など、目指す将来像の実現に必要な観点について、参加委員による活発な意見交換が行われ、計画目標、想定される施策イメージについて合意形成を図っているところでございます。

今後は、計画目標を達成するための施策方針とその深度化、役割分担などについて協議を重ね、年度末の計画策定に向けてしっかり取り組んでまいります。

○水谷毅議長 西谷議員。

○西谷知美議員 回答ありがとうございました。

何のアンケートだったか失念しちゃったんですけども、摂津市の各エリアにおける自分たちの日常生活についてのアンケートだったと思います。例えば千里丘地域なんですが、スーパーという項目で、どういった手段で、どれぐらいの時間をかけてスーパーに行っていますかという質問があって、大体徒歩で5分とか、自転車で5分とか、千里丘地域においてはそういった回答が多かったんです。鳥飼地域においては、

自転車で10分とか、車で10分、15分とか、この二つの回答をみただけで、やっぱりこれが利便性なんだというのを実感したんです。徒歩で5分でスーパーに行ける、自転車で10分かけないと行けない、そういったところがやっぱり不便と言われるところだと思います。

なので、そういった意味で、交通格差とか、スーパーといった買物施設の条件が違うことが明らかになっているかと思うんです。こういったところを解消していかないと、なかなかランドデザインとして、どうぞ住んでください、人口を増やしていきたいと思わないかと思うんです。

回答の中に、目指す将来像の実現というところで、やはり子育て世帯の人口が明らかに減っているということがあります。そういった中で、具体的に例えば何年度に何世帯増やすといった数値目標などを設けないと、なかなか増えていかないと思うんです。私は交通の利便性というところも言及したんですけども、交通の利便性はよくないかもしれないですが、車が2台置けるような一戸建てが買えますとか、やっぱり特色をしっかりと子育て世帯に打ち出していくことこそ今必要になってくる施策だと思うんです。そういったことをぜひすぐに取り組んでいただきたいと要望しておきます。

また、2番目の質問で地域コミュニティについての質問をいたしました。今回のテーマが市民参加の鳥飼まちづくりランドデザインということなので、市民が参加するためには、興味を持って参加しやすい状況づくりが大事だと思います。23日の日曜日、先ほど塚本議員もおっしゃっていましたように、市民の集いということで、市長も御挨拶にお越しいただきました。“話

そう” 摂津というテーマで、防災、教育、老後、環境、子育て、福祉の6分野で活発な意見が出されていきました。これは生涯学習課の取組ではありますが、縦割りを改めて、各課がお互いの事業について関心を持って取り組めば、市民参加のまちづくりはすぐに実現すると思います。摂津市内で実施するイベントに違う課の方も興味を持って協力できる体制づくりをすれば、市民が参加しやすい摂津市、そして鳥飼まちづくりランドデザインが実現できると思いますので、そちらを要望して私の質問とさせていただきます。

○水谷毅議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

初めに、気象防災アドバイザーの採用について。

気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として、気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であります。自治体に自らの人材として活用することで、气象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細かな支援を期待することができます。

異常気象による豪雨災害が頻発しており、今後、地球温暖化等の気候変動により、世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されておりまして、摂津市においても異常気象による災害が発生する確率は年々増しているのではないのでしょうか。

そこで、本市においても気象防災アドバイザーを採用し、異常気象による豪雨災害等に対して、災害発生前からの適切な対応が取れる体制の整備が重要だと考えます。

令和3年第4回定例会で村上議員が気象防災アドバイザーの活用について質問されて、そのときには検討していないとの御答弁でしたが、現時点での本市の見解をお聞かせください。

次に、高齢者の移動サービスに係る現状と今後の展望についてです。

法令上の制約や補助金制度の枠組みの中で、住民団体による高齢者の移動サービスを令和4年度からスタートしていただきました。コロナ禍が続き、外出支援を目的に実施されてから2年が経過しておりますが、この事業の現状と課題等についてお伺いをしたいと思います。

次に、加齢性難聴の方の補聴器購入に対する助成についてです。

加齢に伴う難聴は誰にでも起こり得ることで、難聴の高齢者は認知機能が低下傾向にあるという研究結果もあり、難聴が社会参加や日常生活に影響を与えることから、補聴器購入に対する助成制度を設ける自治体がありますが、本市独自の助成制度創設について、市の認識をお伺いしたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○水谷毅議長 答弁を求めます。総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 気象防災アドバイザーの活用に関する現時点の検討状況についての御質問にお答えいたします。

本市では、毎年度当初に、市長及び防災危機管理課と大阪管区气象台の北摂7市3町を担当する北大阪担当チームの間で、災害時に使うホットラインの確認や意見交換等を行っており、その際に気象防災アドバイザーの活動につきましても情報を提供いただいております。

気象防災アドバイザーの任用につきましては、年度単位で雇用し、月給を支給する形態、必要時に招聘し、稼働日数に応じて謝金を支払う形態、講演等の講師を単発で依頼し、講演時間に応じて謝金を支払う形態等があると伺っております。現時点で年度単位の雇用は検討しておりませんが、講演等の講師の招聘につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 高齢者の移動サービスについての御質問にお答えいたします。

介護保険制度の訪問型サービスDは、要支援1・2及び基本チェックリスト該当者等を対象に、車両2台体制で実施しており、月90回程度、通院のほか、買物やつどい場等の介護予防活動への参加を目的とする利用となっております。

本制度の主たる目的であるつどい場など介護予防活動への参加における利用が増加しつつございますが、依然として通院を目的とする午前中の時間帯での利用が中心となっており、予約が取りづらいというお声もお聴きしております。

このような状況も踏まえつつ、効果的な事業運営となるよう、支援を必要とされる方がしっかりと御利用いただけているか、運営団体とも協議・調整を重ねてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の補聴器購入に対する助成についての御質問にお答えいたします。

補聴器購入助成につきましては、国制度として、聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度等が講じられております。加齢性難聴の方への補聴

器購入助成につきましても、市としての助成制度ではなく、国の助成制度において対応することが望ましいとの考えから、市長会を通じて、必要な措置を講じるよう、令和3年度から要望を行っているところでございます。

また、助成制度を検討するに当たり、国の認知症と難聴との因果関係に係る研究成果も踏まえる必要があると考えております。しかし、現時点では、国において研究結果の取りまとめに至っていない状況でございます。このような状況にございますが、今後も引き続き、補聴器購入に対する助成制度の創設について、市長会を通じて国に対する要望を行うとともに、国や近隣自治体等の動向を注視しながら、制度の在り方等について研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答で行いたいと思います。

気象防災アドバイザーの採用についてですが、講演等の講師として招聘を検討することです。気象防災アドバイザーは、所定の研修を修了した気象予報士や気象庁退職者等に国土交通大臣が委嘱をする気象防災のスペシャリストで、限られた時間内で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人であります。机上だけでなく、災害に伴う避難等の自治体の対応についてのスキルを習得しており、自主防災組織あるいは小・中学生を対象にした気象と防災についての学習の機会を設けて知識を身につけることは、防災対策につながると思いますが、市の考えをお伺いします。

○水谷毅議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 防災危機管理課では、各団体等からの依頼に応じて、まいどおおき

に出前講座、各小学校区・地区の自主防災訓練、個別の自治会・町会の防災訓練等の機会に防災に関する講座を開催しております。

講座の内容につきましては、各団体等から依頼時におおむねの御希望は伺っており、開催前に詳細な打合せを行った上で決定しております。詳細な打合せの中で、本市からも内容の御提案をいたしますが、根幹となる内容は、どのような情報について学びたいかという皆さんの思いを尊重しております。現時点では、本市の災害リスクや各家庭で行う備蓄、災害時の避難行動等に関するニーズが高い傾向がございます。

今後、気象情報に関する講座のニーズにより着目し、気象についての知識を深めていただける機会も必要に応じて提供していければと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 大人だけでなく、小・中学生が気象について学ぶことは、理系の学習にもなり、防災の人材育成につながると考えております。

気象庁では、自治体や地域住民に防災気象情報を理解・活用してもらうため、災害時、平時ともに様々な取組を推進しており、先ほど、大阪管区气象台とはホットラインの確認や意見交換等を行っておられるとのことでしたが、災害時において実際の指示をするのは自治体であります。国が市町村への聞き取り調査をまとめたところ、多くの自治体が、避難指示等の発令には判断が難しい、夜間や未明に発令することは悩む、避難情報を発令して実際は空振りになれば、次回の発令に信用性が下がるのではないかとといった実情から、予報の解説から避難の判断まで扱える気象防災アドバイザーの活用促進もしております。

一つ御紹介いたしますと、昨年6月に愛知県三河地方各地に大きな被害をもたらした記録的豪雨において、豊田市では、気象防災アドバイザーの助言を参考に、学校の臨時休校をはじめ、様々な対策を講じた結果、100件を超える建物被害が出たものの、人的被害をゼロに抑えることができました。

このように、異常気象による災害を事前に予測して適切に対応することにより、市民の生命や暮らしを守ることは自治体の大きな使命でもあります。天候の急変や自然災害が頻発する現在にあって、地域を知り、専門知識と経験を持つ気象防災アドバイザーは、防災危機管理課の専門性も高め、体制の強化につながることから、ぜひ検討いただくよう要望いたします。

次に、高齢者の移動サービスに係る現状と今後の展望についてです。

移動サービスは、ケアプランに沿ってケアマネジャーを通じて申込みをしますが、定期的な通院の利用は、毎月の運行スケジュールが固定化され、かつ、復路の時間を含めると、ほかの利用が組みづらい状況に陥ります。利用者の増加が見込めなければ、訪問型サービスDの事業継続に支障を来すのではないかと危惧いたします。つどい場等の運営者から体操で元気になっておられるとお聴きしますので、利用者、あるいはまだ利用されていない方への買物や介護予防活動など、利用の拡大を推奨できるよう、ケアマネジャーや事業の運営団体とはしっかりと協議をしていただくよう要望いたします。

令和4年度に実施されました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ますと、外出を控える理由で一番多いのが新型コロナウイルス感染症予防、2番目に足腰

の痛み、3番目に交通手段がないが挙げられています。また、介護保険制度以外で利用したい支援についての問いに対しても、外出の際の車両による送迎が一番高く、高齢者の移動手段の確保が強く望まれています。訪問型サービスDを含め、今後はどのような展望を考えておられるのか、お伺いいたします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 訪問型サービスDのほか、シルバー人材センターへの委託により実施する高齢者移送サービスなどは、福祉施策の観点から取組を行っているところでございます。しかしながら、令和4年度に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、公共交通に関するニーズは依然として高い状況でございます。今後、高齢者のさらなる増加が予想される中、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であると認識いたしております。そのため、摂津市地域公共交通計画の検討の場においても、高齢者福祉分野の観点から課題解決策等の提案に努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 路線バス運行やセッピー号の交通手段と住民ニーズとの整合性、また、近距離移動手段の確保については、十分に御理解をいただいているとおりでございます。利用したい人は増加していきますので、将来像である誰もが気軽にかけられる移動にフラットなまちの実現を目指して、地域公共交通協議会での議論を加速させていただき、一日も早く実現ができることを望んでおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、加齢性難聴の方の補聴器購入に対する助成についてです。

先ほどの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にありました外出を控える理由の中に、耳の障害、聞こえの問題が挙げられており、目の障害より高い割合になっております。周囲との意思疎通に困難を感じ、社会生活に不自由を感じることで、QOL、すなわち生活の質の低下を招かないためにも、ぜひ国に対して助成制度創設を要望していただきたいと思っております。

補聴器購入費助成事業で先進的な取組をする東京都港区に視察をさせていただきました。事業を始めた背景は、令和2年度に行われました厚生労働省老人保健健康増進等事業の自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を下に制度化をされたものです。加齢性難聴を早期に発見し、補聴器の適切な使用につなげる港区独自の聞こえの支援制度を構築することで、難聴になっても高齢者が生き生きと地域活動に参加できるように、日常生活の質の改善を支援することを目的に事業の展開をされました。

まず、聞こえのセルフチェックを使って難聴者の早期発見、次に、補聴器相談医の受診、次に、認定補聴器技能者と相談の上、区に必要な書類を提出し、購入決定となります。

また、一般的に補聴器の価格は、幅広いランクがある中で、平均購入額15万円を参考に、助成額は、片耳1台分、上限13万7,000円と大変高額ですが、購入前の相談から購入後の補聴器使用に係る訓練など、アフターケアまで支援する制度となっております。補聴器を購入しても合わない、また、雑音がするなど、トラブルや使用しないなどの声をなくすために整備をされた制度となっております。補聴器を購入された方々も大変満足されているとい

うアンケート結果でございます。

本市もこのような制度の導入を検討すべきと考えますが、市として認識する課題についてお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 議員からも御紹介がございましたように、補聴器の購入に際しましては、日本耳鼻咽喉科学会が委嘱する補聴器相談医に相談の上、専門知識と技能を持った認定補聴器技能者が在籍する店舗で、使用者個々の聴力に合わせた調整を何度も行う必要がございます。そのため、制度導入においては、補聴器相談医と認定補聴器技能者の確保はもとより、本市も含む3者の連携体制の構築が重要と考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 補聴器購入費の助成をする限りは、しっかりと補聴器を使っていたことが大前提ですので、港区のような制度を市内で構築するのはまだまだハードルが高く、課題解決の研究が必要だと感じます。

加齢によって起こる難聴は、60歳代前半で5人から10人に一人、60歳代後半で3人に一人、75歳を超えますと約半数だと言われます。耳の聞こえづらさを放置すると、会話に支障が出るなど社会的に孤立してしまう場合があります、認知症施策推進総合戦略プランでは、難聴が認知症の危険因子の一つとして挙げられています。

ただし、加齢性難聴は、気づかないうちに進行し、受診につながっていないことから、早期発見対策として聴力検査の実施をすることは大変意義があるのではないかと考えます。

先進的な取組として、東京都豊島区では、区健康診査で高齢者を対象に聴力検

査を導入されています。そして、さらには、区内16か所の区民ひろば等で、ヒアリングフレイル、いわゆる聞き取る機能の衰えチェックを実施されています。フレイルや認知症の早期発見・対策として、市民健診に聴力検査を導入してはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 生活習慣病に関する健康診査である特定健康診査は、国の実施基準に基づく健診項目を実施しているところであり、現時点におきましては聴力検査の項目はない状況でございます。また、生活習慣病の重症化予防、健康意識の向上などを目的として、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者の方に係る健康診査につきましても、特定健康診査の健診項目と同様、聴力検査の項目はない状況でございます。

このような状況でございますが、豊島区などにおける取組は承知しているところでございます。今後も、聞こえの問題がある方に対しましては、引き続き耳鼻科への受診勧奨を行うとともに、先進自治体の動向を注視しながら、効果的な取組について研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 東京都港区も、本年度7月から高齢者聴力検査を実施することとなっております。検査の結果から精密検査の必要があると認められた場合は、受診を勧奨し、その後は、医師の判断により補聴器購入助成事業に接続が可能となっております。

聴覚検査というのは、新生児期の聴覚検査、学齢期においては学校での検査、成人期は職場等での検査がありますが、高齢期は検査がないんです。ぜひ聴力検査の導入

を要望したいと思います。また、つどい場等での聞こえのセルフチェックを取り入れて、聞こえの改善につながるよう検討をお願いしたいと思います。

さて、音が聞こえる仕組みとは、普通の音の伝わり方は、音が耳穴に入って、鼓膜、中耳を通して蝸牛で聞く気道経路と、500年前に発見されました、頭蓋骨の振動が直接蝸牛に達して聞く骨伝導経路ですけれども、奈良県立医科大学の細井学長が2004年に軟骨伝導を発見されました。骨の振動ではなく、軟骨の振動が外耳道内に音を生成し、鼓膜、中耳を通して蝸牛で聞く軟骨伝導経路を発見し、500年ぶりの新経路の発見と言われています。

学会では認められたものの、一般音響機器への実用化には時間がかかりましたが、2021年に軟骨伝導専用のイヤホンが開発され、今、大変注目をされています。耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンは、従来の骨伝導より痛みや音漏れが少ないといった利点があり、価格も安いということです。

現在、窓口業務がある自治体、金融機関、警察などの窓口で試験導入をされています。高齢化が進む中、円滑な窓口業務につなげるために、イヤホンを取り扱うことが効果的だと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 軟骨伝導イヤホンは、議員からも御紹介がございましたように、難聴者でも相手の声が聞こえやすいとされています。一部の自治体や金融機関で導入されていると承知しておるところです。窓口において会話が聞こえづらい方に対し、分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけるなど、御本人の状況に合わせた丁寧

な対応を行っているところでございます。

しかし、後期高齢者が増加する中、聞こえのサポートを必要とする方の増加も想定されると認識いたしております。軟骨伝導イヤホンを含め、先進自治体における使用事例など、情報を収集する中で検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 福住議員。

○福住礼子議員 加齢による聴力の低下は、一般的に高音域から始まって、40歳代のうちはあまり自覚することはないでしょうが、確実に高音域の聴力レベルは下がっており、早期に予防することが大切であります。加齢性難聴は自分では気づかないため、聞こえているつもりの方が多く、そうした方が窓口で聞き漏らしがあり、生活や仕事に支障を来します。

相談内容や個人情報に触れやすい窓口業務において大きな声で話すことは、周囲に聞こえるおそれもありますし、見えにくい人には眼鏡が置かれているように、聞こえにくい人には配慮することが市民サービスの向上としても必要ではないでしょうか。そして、軟骨伝導イヤホンを使った方が、自身が難聴であることに気づき、受診につなげることを可能にもいたします。

聞こえの環境を整備することで、聞こえることの楽しさを感じてもらい、補聴器購入の助成、また、聴力検査、軟骨伝導イヤホンの活用など、様々提案をさせていただきましたが、全て高齢者、難聴者が困らないための制度です。こうしたものを市にしっかりと整えていただくことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○水谷毅議長 福住議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時42分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目、広域行政についてお聞きをいたします。

これまで単独でそれぞれの市町村で行っていたことが当たり前であると思われた取組であっても、共通の問題意識を持って広域的に取り組むことによって、市民サービスの向上につながったり、また、財政的なメリットがあると考えられる場合には、摂津市にとりまして、これまでも広域行政を積極的に進めてきたと私は理解をしておりますし、これからもそういう姿勢を取っていくべきであると考えているところでございます。

そこで、1回目にお聞かせいただきたいのは、これまでの我が摂津市における広域行政の取組内容、その目的、趣旨について、まずはお聞きをしたいと思います。

続きまして、出生数、出生率についてお聞かせをいただきます。

今月の5日に、令和5年度の合計特殊出生率の速報値が1.20と発表され、非常に衝撃的に報道もされました。この数字については私も非常に危機感を持っておりますし、恐らく多くの皆さんがこのままでいいのかという危機感を持っておられると思います。これまでもいろいろな取組が、国家レベルでも、そしてまた、それぞれの市町村でも行われてきたところなんですけれども、なかなか思うような効果が出ていな

いといったことが現状なのかと私は考えております。

その要因について考えていきますと、これは出口議員の産後ケアのところでも指摘をされておられましたけれども、家族構成の問題、核家族化がどんどん進んでいったことが非常に大きいと思っております。併せて女性の社会進出が進んでいったことも大きいのかと思っております。また、東京都への特に若者世代の人口の一極集中も大きな要因なのかと考えているんですけれども、我が摂津市におきましては、幸いなことに、今、子育て世代、現役世代の方々がたくさん住んでいただいております。私も、こういう摂津市だからこそ、少子化対策についてしっかりと取り組んでいくことが大きな意味があるんだ、効果があるんだというお話をさせていただいております。1回目、改めて我が摂津市における出生数や出生率の状況についてお聞きをしたいと思っております。

続いて、コミュニティスクールについてお聞きをしたいと思います。

この取組は、少し前に第三中学校で始まって、これをどんどんと摂津市内でも広げていこうという取組だろうと理解をしております。その趣旨は、地域の中に学校があるだけではなくて、多くの地域の皆さんに支えていただいて、子供のよりよい成長につなげていくことが一つだろうと思っております。

これと併せて、我が摂津市にとっての大きな課題でありますけれども、やっぱり地域のつながりが少しずつ弱くなってしまっている。この状況を何とかしなくてはならないということで、様々な取組がこの間もなされてきたところで。

本日の一般質問の中でも、多くの議員が

コミュニティの在り方についていろいろと質問もし、提言もされておられるわけです。私は、このコミュニティスクールという取組を広げていくことのもう一つの目的が、学校を中心に地域のつながりをいま一度強くしていくということがあるんだろうとっております。1回目、改めてその趣旨についてお伺いをしたいと思います。

4点目に、淀川の舟運についてお聞きをしたいと思います。

この質問につきましても何度か本会議で取り上げてまいりましたけれども、今、淀川の舟運に対する注目度が非常に上がっていると私は感じております。それは、例えば阪神・淡路大震災のときにも非常に感じたところだと思いますけれども、道路網が寸断したときに、実は舟運を使うとスムーズに物が運べたりということがあるんだろうとっております。また、枚方市と大阪市内を結ぶ舟運についても定期運航が始まっていて、観光という側面でもやっぱり脚光を浴びていると感じておりますし、併せて、東京都では、日常の足としても有効なものだということで注目が集まっているとお聞きをしております。そこで、今の淀川の舟運の状況について、どのようなものであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目、以上でお願いいたします。

○水谷毅議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 広域行政について、これまでの取組内容や、その趣旨についての御質問にお答えいたします。

広域行政につきましては、住民サービスの向上や財政的負担の軽減を図る上において、非常に有効な手段であると考えている

ところでございます。広域行政には、地方自治法に定められているもの、地方自治法に基づかない地方自治体間の連携など、様々な実施方法があり、その選択に当たっては、どのような結びつきが市民にとって最良であるか、業務の実情に合わせ検討し、取り組んできたところでございます。

本市のこれまでの地方自治法に基づく広域行政の取組につきましては、連携協約に基づく事務委託としてのごみの広域処理、協議会として豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会、一部事務組合として淀川右岸水防事務組合及び大阪広域水道企業団、広域連携として大阪府後期高齢者医療広域連合がございまして。そのほか、法律に基づかない自治体間における任意の協定等については、救命救急センターの運営や災害時の相互応援協定など、様々な分野で実施しているところでございます。

続きまして、本市の出生数、出生率と、これまでの取組についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、これまで、「健康」、「安全・安心」に加え、「こども」を重点テーマに掲げ、子育て支援策等の充実に努めてきたところでございます。また、令和2年度には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に向け、子育て世代包括支援センターを設置し、産後ケア事業や産前・産後サポート事業のほか、不育症治療費の助成事業等の取組を進めてきたところでございます。

国が公表している人口動態統計によりますと、本市の出生数につきましては、令和3年が773人、令和4年が709人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、近年は減少傾向にございま

す。

出生率につきましては、本市の2018年から2022年の合計特殊出生率が1.51となっており、全国平均の1.33、大阪府平均の1.29を上回る結果となっております。

続きまして、淀川の舟運事業の状況についての御質問にお答えいたします。

淀川の舟運は、かつて大阪と京都を結ぶ人々の生活に欠かせない交通手段でしたが、道路や鉄道等の陸上交通の整備によって衰退してしまいました。しかし、近年では、防災や観光を担う観点から見直されつつあり、2017年には大阪市と枚方市の間で定期運航船が就航するなど、舟運復活の機運が高まっております。

淀川では、舟運の災害時の利活用、公共事業への活用、地域活性化への活用に向けた取組が進められています。

災害時については、阪神・淡路大震災の復旧工事において、船による資材の運搬が早期復旧に寄与したことから、舟運の必要性が見直され、災害発生時の物資輸送ルート確保を目的として、淀川大堰閘門の整備が進められています。

公共事業においては、堤防や橋梁などの河川工事に使用する土砂や資機材、しゅんせつされた土砂の運搬に舟運が活用されています。また、河川の巡視や調査、工事の警戒船の停泊等に緊急用船着場が利用されております。

地域活性化への活用については、観光の役割を担う重要な輸送手段としても認識され、大川の八軒家浜船着場と枚方緊急用船着場を結ぶ定期運航がされるなど、沿川自治体、舟運事業者と連携しながら、舟運を活用した地域活性化に向けた取組が推進されています。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 コミュニティスクールの目的についての御質問にお答えいたします。

コミュニティスクールの目的は、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組み、一体となって子供たちのためによりよい教育の実現を目指すこととございます。

本市の現状につきましては、令和4年10月より第三中学校がコミュニティスクールをスタートし、令和6年度より、新たに味生小学校、別府小学校、第二中学校がコミュニティスクールとして取り組んでおります。教育委員会といたしましては、市内のコミュニティスクールの成果や課題を整理し、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めてまいります。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ここからは一問一答でお願いしたいと思います。

まずは、広域行政の取組について、市長公室長から御答弁いただきました。住民サービスの向上であったり、あるいは財政的な負担を軽減するというところで、非常に有効な手段であるという答弁だったと思います。ぜひこれからもそういう視点で取り組んでいただきたいと思います。

2回目は具体的なことをお聞かせいただきたいと思うんです。1回目でお話をいただいたように、ごみの処理については、昨年度から我が摂津市とお隣の茨木市とで広域的な取組が始まっております。それと、消防指令業務につきましては、長年、吹田市と2市で共同運用をしてきましたけれども、この4月、令和6年度からはさらに広がって、5市での共同運用も始まりました。先月でしたか、新たな指令センターを

視察もさせていただきました。非常に高度なシステムが入っているというのがよく理解できました。吹田市との2市での共同運用によっても、119番を受けてから実際に現場に到着するまでの時間が短くなったことについては、これまでも委員会等の答弁等でも確認をしてきたところなんですけれども、また改めてこの時間が短くなるだろうということを強く感じたところなんです。

2回目にお聞きをしたいのは、ごみの広域化、また、消防指令業務の広域化によってどのような効果がもたらされると考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ごみ処理広域化に係る取組効果といたしまして、本市焼却炉を廃止したことで、将来的な焼却炉の延命化や建て替えに係るイニシャルコストの削減を図るとともに、スケールメリットによる処理経費の削減が見込まれます。また、熔融炉での処理に伴い排出されるスラグやメタルの再資源化により、リサイクル率の向上も見込まれます。さらに、広域化により、将来にわたり安定的かつ継続的なごみ処理を担保することができているものと考えております。

続いて、消防通信指令広域化に係る取組効果といたしまして、摂津市単独運用や吹田市との2市共同運用と比較し、指令センターへの職員派遣人数を減らすことができ、本市消防救急の効率的な人員配置に効果があったものと考えております。また、イニシャルコスト、ランニングコストともに、共同整備によるスケールメリットにより削減できることが見込まれております。

さらに、救急出動時において、本市救急車両が全て出動している際の他市による応援や、火災時における他市消防隊への同時出動指令など、共同運用の構成市において即座に情報が共有されることで、迅速な受援が可能となるものでございます。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 2回目で具体的な効果についてお聞かせいただきました。よく分かりました。ありがとうございます。

3回目では今後の展開についてお聞きをしたいと思っているんですけれども、残念ながら、今、我が国全体で少子高齢化が進んでいて、その波は当然当分続くだろうと思っております。となりますと、今まで以上に効率的に行財政を運営していくという視点が大事になってくるんだろうと私は感じているんです。これからも本市の中で、近隣の自治体と同じ共通の課題意識を持ちながら、しっかりと市民サービスの向上にもつながっていくし、財政的な効果が出てくると考えられたものについては、やはり積極的に広域連携を検討していくべきだと私は考えています。

そこで一つ思っているのが、これは我が会派として、この本会議でもそうですし、委員会でも何度も提案をしてみましたけれども、例えば、今、消防本部で高規格のはしご車を所有しています。これを単独で更新すればどれだけかかるのかということについて、いろんな試算もされているんです。しかし、一方で、ありがたいことに、この高規格のはしご車の出動の頻度は決して高くないということがあります。これがもし摂津市だけであれば、近隣の自治体と共同保有ということは考えられないのかも分かりませんが、近隣の自治体でも多額の更新費用がかかる割には出動件数

は高くないというお話もお聴きをしております。ということは、摂津市単独で保有をする、更新をしていくよりも、やはり近隣の自治体と広域的に保有をしていくほうが現実的ではないのかと思っております。こういうことも含めて、今後の広域行政の可能性や考え方について、今どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今後の広域行政の考え方についてでございますが、人口減少や少子高齢化の進行など、我が国の社会情勢は大きく変化し続けております。こうした変化に伴い、本市におきましても市民のニーズや行政課題は今後複雑化、多様化するものと考えており、広域的な視点で取組を進めていく必要性はますます高まってくると考えております。

本市では、議員が御指摘のとおり、現在、消防本部において、吹田市と消防はしご車の共同運用に係る勉強会を立ち上げ、検討を進めているところでございます。引き続き、様々な分野において効率的・効果的に市民サービスを提供していくため、さらなる広域連携の可能性についても研究を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ぜひいろいろな可能性を探っていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思えます。

続いて、出生数、出生率の質問に移りたいと思えます。

1回目で我が摂津市の合計特殊出生率の数字をお答えいただきました。1.51ということで、これは我が国の平均、あるいは大阪府の平均を上回っておるという状況であります。これまで我が摂津市が取って

きた少子化対策であり子育て支援策が一定、的を射たものだったのだろうと私は捉えております。

しかし、今の数字でオッケーだというわけではなくて、さらなる工夫を重ねることによってもっと高い数字を目指していくべきであると。それは、1回目で申し上げましたけれども、我が摂津市の人口形態を考えたときに、まさに子育て世代、現役世代の方が非常に高い割合で今住んでいただいております。また、今後、千里丘駅西地区の再開発が順調に進んでいった場合には、さらに増えていくだろうと私は想定をしております。ということを見ると、もっと出生数、出生率といったものに着目をしてさらなる取組をやっていく必要があると思っておりますけれども、その点についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 出生数、出生率の低下の要因といたしましては、直近では新型コロナウイルス感染症の影響による婚姻数の減少も大きな要因となっているものと考えます。そのほかにも、子育て世代の人口そのものが減少していることや、若い世代の所得などの経済的な問題、結婚、出産に対する意欲の低下など、様々な要因があるものと考えております。

全国的に人口減少、少子化が進展していく中、出生数、出生率を上げていくためには、国における抜本的な対策が必要不可欠であると考えますが、そのような中でも、住民に一番身近な基礎自治体として、子供を産み育てていくための良質な環境づくりに取り組んでいく必要があるものと考えております。子育てしやすいまちとして多くの方々に認知していただけるよう、さらに

子育て支援策等の充実を図っていく必要があるものと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 最後のところで、さらに子育て支援策等の充実を図っていくということがあったと思うんです。私は、そのことについては全く否定をしませんし、これまで我が摂津市の子育て支援策については一定の効果があったと。それは、我が摂津市の合計特殊出生率の数字を見ても明らかだと私は考えています。

ただ、少子化対策と子育て支援策は必ずしもイコールではないといったことがよく言われるわけなんです。そこで考えていくと、これも先ほどの答弁の中であったんですけれども、まず婚姻数が減っているという現状があるわけです。こういうことを考えると、確かに摂津市は大阪府内の自治体で決して地方都市ではありませんけれども、今の少子化の根本的な原因が未婚化であり晩婚化がどんどん進んでいる状況であることを考えたときに、そろそろ自治体としても、結婚に対する支援を直接行っていくというよりも、民間のいろいろな団体がより活動しやすいような環境をつくっていくとか、支援をしていく方向にかじを切っていくべきなのかと考えているんです。その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 結婚支援の取組につきましては、国におきましても、地域少子化対策重点推進交付金を創設し、自治体の取組を支援しているところでございます。しかしながら、本市のような大都市に隣接する位置にある場合、若者同士の出会いの機会も多くございますので、新たに市で結婚支援に取り組む場合は、取組の手法及び費用

対効果について十分に検証していく必要があるものと考えます。

一方で、出生数や出生率の低下につきましては、未婚化や晩婚化の進行も大きな要因の一つとして考えられることから、既婚者の割合を増加させる結婚支援の取組は、出生数、出生率の向上に一定の効果が見込めるものと考えております。引き続き、出生数や出生率の向上に向け、先進市等の成果及び効果的な取組について研究を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 私もつい最近までは、摂津市の立地を考えても、結婚等の支援に乗り出していくことについてはどうなのかと思うことはあったんですけれども、今月の5日に出された数字であったり状況を見ていくと、この未婚化であり晩婚化という問題は今までどおりでは駄目だと強く感じているところであります。摂津市が行政として何ができるのか、ぜひしっかりと研究をしていただいて、より効果的な取組を模索していただくように要望として申し上げておきたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、コミュニティスクールについて、1回目、答弁をいただきました。第三中学校でも先行して行われ、令和4年10月から取組がされてきたと。今年度からは、味生小学校と別府小学校と第二中学校で始まっているということでございます。

2回目に、先進事例である第三中学校の具体的な成果についてお聞きをしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 第三中学校では、授業参観等の学校行事に学校運営協議会委員の方が参加したり、学校を開放して生徒、保

護者、地域住民が参加するイベント等の取組を実施しております。これらの取組を通して、保護者、地域住民等が学校や地域の課題を共有し、当事者意識を持って意見を交わすことができたことが成果であると聴いております。

また、教職員が学校と地域との連携の必要性を再認識できるようになったことも成果であったと報告を受けております。地域と学校が協働することにより、互いの顔が見える関係となり、地域住民の理解と協力を得た学校運営につながったと考えております。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 私は、地域の多くの方が、子供たちのために何か役立ちたいという思いは非常に持っておられると実は感じているんです。なぜかといいますと、6年前に大阪北部地震がございました。当時、子供たちが通学する時間帯に発災いたしました。私もそのときに小学校の近所におりまして、あの揺れを感じて、大丈夫かと思ひまして小学校に向かいました。すると、子供たちも大体登校していたんですけども、併せて、保護者だけではなくて多くの地域の皆さんもグラウンドに足を運んでおられたんです。後で聴くと、あの揺れはちょうど子供たちが通学する時間帯だったので、大丈夫なのかと思って、保護者でない地域の方も子供と一緒に連れ添って学校まで行ったと後でお聴きいたしました。そういう状況を拝見していると、やっぱり地域の皆さんが子供たちのために何か役立ちたいという思いは非常に強いと実は感じております。

このコミュニティスクールという取組をさらに広げることによって、今、摂津市にとっての大きな課題である地域の横のつな

がりも結果的に強くなっていくのではないかと、このコミュニティスクールという取組はいろんな可能性を秘めていると私は考えております。

3回目にお聞きをしたいのは、ちょうど教育長が第三中学校で校長先生をされているときにこのコミュニティスクールの取組が始まったと思うんです。立ち上げるまでもいろいろな御苦労があっただろうと拝察をいたしますし、実際に立ち上げてからも、地域の皆さんの理解だったり御協力をいただくためには、いろいろな御努力も重ねられてきただろうし、その可能性も感じておられると思うんです。改めて、教育長からコミュニティスクールの可能性についてお聞きをしたいと思います。

○水谷毅議長 教育長。

○若狭教育長 子供たちが変化の激しい社会を生き抜くためには、心豊かにたくましく生き抜く基礎を培う必要がございます。これらは多様な人々と関わり様々な経験を重ねる中で育まれるものと考えております。また、信頼できる多くの大人との関わりが必要であり、学校だけで育むのではなく、地域社会とのつながりの中で絆やたくましさを身につけることができると考えております。

そういった意味では、コミュニティスクールというのは子供たちが多様な大人と関わる大きな一歩になるということがございます。コミュニティスクールを立ち上げて地域と一緒にこんな行事をした、こんなことを始めた、もちろんそれも大事なのですが、それよりも、地域の方々と一緒にどう進めているかというところがポイントではないかと思っております。

これまでから学校では、校内の全ての先

生方と一緒に、うちの子供たちはこんなところに課題がある、こんな強みを持っている、だから、6年間で、あるいは3年間でこんな子供に育て上げたいという育みたい子供像でありますとか、こんな学校にしたいという目指す学校像を話し合っただけ、共有してまいりました。それを基に校長が学校経営計画を立て、これを保護者であるとか地域の方に説明して納得してきていただいたと。

コミュニティスクールが根本的に違いますが、そういう説明を聴いて、そういう子供を育ててください、そういう子供を育てるためにお手伝いしましょうじゃなく、学校で、地域で、家庭で育っていく子供はみんな一緒なんです。ですから、この地域でこんな子供を育てたいという共有、これを教職員と保護者、それから地域の方々、NPOが共有できるかどうか、イメージを一致させるかどうか、これが本当に大事だと思っています。これまでは、こんな子供をつくるためにこういう学校経営を進めていきました。でも、コミュニティスクールは、こんな地域の子供を育てたいという意見を集約・共有して、それを基にこんな学校を経営していきたいと、順番が変わってくるというのがポイントだと思っています。

地域の様々な方がコミュニティスクールを媒介にして子供に関わる、学校で関わる、地域で関わる、そういう子供にいろんな大人が関わることで学びにも多様性が生まれてくると思います。教育活動に厚みが生み出されてきます。イメージを共有している地域の大人に見守られていることを子供たちは実感として受けると言うんです。そこで安心感が生まれます。みんな大人が同じように寄り添ってくれる、これがイメ

ージの共有だと思うんです。子供たちは地域とのつながりも実感しますし、安心感を持つ中、コミュニティスクールの取組が、今度は地域の方々が学校を媒介にして改めてつながる仕組みをつくっていくものになるのではないかと考えています。

いろんなところで指摘されていますが、コロナ禍を経て、地域の方々のつながり、学校と地域のつながり、子供と地域のつながりが希薄化してまいりました。コミュニティスクールを推進して、地域と共にある学校、子供の育みのイメージを共有する取組を通しまして地域社会全体のつながりもつくっていけるものになるのではないかと、そういう可能性を考えているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 教育長から丁寧に御答弁いただきまして、なるほど、第三中学校が摂津市で一番最初のコミュニティスクールとして立ち上がったことがよく分かったと、そういう思いで第三中学校の校長先生として学校運営に携わってこられたことについては本当にすばらしいと改めて感じたところでございます。

私は、第二中学校のPTAの役員を長らくさせていただいておりまして、すばらしいと感じたことがあったんです。それは何かといいますと、中学生が近隣の就学前の子供たちと一緒に避難訓練をする、こういうことを通して、中学生が、ああ、自分たちが地域の一員なんだということを強く感じる取組になったと聴いているんです。これまでは、大人が自分たちに手を差し伸べてくれる、むしろ手を差し伸べてもらう立場であった、そう思っていたのが、いや、そうじゃなくて、よく考えると、地

域の大人の皆さんは平日は仕事で出払われています。地域に残っている私たちが何か地域のために役立てるんじゃないかというところに、まだ十分でないのかもしれませんが、少しずつ意識が向いていっているのではないかと。そういったことを、学校としてしっかりと目標を持って、地域の皆さんと一緒にやっていくというところが大事なんだろうと私は考えておりますし、コミュニティスクールといったものを通じて、子供たちの意識であったり、そういったことが変わってくるのかと思っております。ぜひいろいろな投げかけをしていただいて、コミュニティスクールを通じて子供がよりよく成長していく、これにとどまらず、コミュニティスクールをつくったことによって地域の横のつながりがさらに広がっていったと皆さんが感じられるような取組を期待しておりますので、どうか教育長が先頭になって引っ張っていただきたいと思っておりますので、心からお願ひしたいと思っております。

最後の質問に移らせていただきます。

淀川の舟運についてなんですけれども、淀川の舟運を確実に鳥飼地区に持っていくためには、鳥飼地区の船着場、そして、その周辺の活性化が欠かせないと私は思っているんです。あの船着場の周辺には、ワンドが整備をされていたりとか、いろいろな魅力を感じられる環境が整っているんですけれども、残念ながら、雑木が繁茂していたりして、あまり知られていないという状況もございます。そういったことはやっぱりもったいないと思うんですけれども、改めて、鳥飼地区の船着場の活性化について、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼船着場を活性化して

いくための取組についての御質問にお答えいたします。

本市も参画する淀川舟運活性化協議会におきましては、淀川沿川地域における観光コンテンツの商品化など、にぎわいづくりを目指した取組が進められています。本市におきましても、鳥飼まちづくりグランドデザインのワークショップにおいて、淀川河川敷のにぎわいに向けては、鳥飼船着場のポテンシャルは高いとの御意見も多く、船着場を活用することによって、淀川河川敷のにぎわいや鳥飼地域の活性化につながるのではないかと考えているところでございます。

しかし、現在の鳥飼船着場周辺については、議員が御指摘のとおり雑木等が繁茂している状況であり、以前より淀川河川事務所に船着場周辺の改善の要望をしており、ようやく9月頃に雑木等の除去を淀川河川事務所で行うことで調整しているところでございます。

また、鳥飼船着場の近くにある鳥飼ワンドにつきましても、1号・2号・3号ワンドについて、今年度、改修工事が行われることとなっており、ワンドの再生と周辺樹木の伐採を行うことで、淀川河川敷が市民や利用者にとってより水面に親しめる空間になっていくと考えており、鳥飼まちづくりグランドデザインの将来予想である魅力ある淀川河川敷の実現に向けて、一歩ずつですが前進しているものと感じているところでございます。

鳥飼船着場の活性化に向けて、まずは市民の皆様には船着場の存在を知ってもらうこと、そして、船着場周辺の魅力を発信していくとともに、淀川河川敷の魅力向上に向けて、引き続き、国など関係機関と連携・協力して取組を進めてまいります。

○水谷毅議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 もし大阪市の八軒家浜と枚方市を結んでいる定期就航船が鳥飼地区にも止まっていくことになってくると、鳥飼地区の活性化のみならず、摂津市の活性化という観点からも非常に大きな可能性を秘めていると改めて感じているんです。どのような環境が必要なのかというと、当然、船着場についても改善することが必要だろうと思っていますし、その周辺で水辺環境に親しめることについても多くの皆さんに知っていただくことが大切なんだろうと思っています。あわせて、あの淀川の河川敷は非常に有効な土地だと思っています。よく市長が、摂津市は山もない、谷もないとおっしゃられますけれども、自然環境はどうしても手に入らないものなんです。でも、淀川の河川敷については、恐らく多くの自治体が羨ましいと思っているところなんです。そこをより多くの市民の皆様方が親しめるように改善をしていく。それを実現するためには、多くの皆さんがああ場所を日頃の憩いの場として活用して、いろんなイベントも本当に活発に行われている、そういった環境が整って初めて、船着場も併せて、淀川の河川敷についても整備が実現していくんだろうと思っています。この取組について、本当に淀川の活性化という観点が非常に大きな可能性を秘めているんだという視点をより強く持っていて、淀川の舟運も確実に鳥飼の地、摂津の地に呼び込んでいただくような取組を期待いたしまして質問を終わりたいと思います。

○水谷毅議長 嶋野議員の質問が終わります。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目、(仮称)摂津市こどもの総合計画の策定について。

令和7年度からスタートする第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画として策定されます。それに先駆けて、令和5年度に、若手関係職員による(仮称)摂津市こどもの総合計画策定に向けたワーキンググループの検討会が計8回実施され、5月に報告書が上がってくるなど、計画策定に向けた意気込みを感じさせられます。今回は、その中身も踏まえつつ、これまでの課題について議論をさせていただきたいと思っています。

まず、1の(1)保育所・子ども園等についてです。

一番の課題は、これまで10年以上にわたり解決できていない待機児童問題です。北摂7市の中では、ほぼ本市のみであり、大阪府内でもワーストの人数となる待機児童数となっており、間違いなく市の魅力低下をもたらし、子育て世代の転入をちゅうちょさせる大きな問題です。1回目に、本市でのこれまでの待機児童数の推移と直近の現状について御答弁をお願いします。

次に、1の(2)学童保育についてです。

随分以前は、定数が1室40名を超えているのが常態化しており、一斉申込み時の申込み数をもって定員とし、年次途中での転入生は軒並み待機になっていた時代がありました。近年の待機児童の実態及び解消に向けた展望について御答弁をお願いいたします。

次に、1の(3)子供の貧困についてです。

令和5年度に市内の小学校5年生と中学

校2年生の全員を対象に子どもの生活実態調査が行われ、その結果が出てきているように伺っていますが、現在までの現状認識について御答弁をお願いいたします。

次に、1の(4)子供の居場所づくりについてですが、現在の課題と施策について御答弁をお願いします。

次に、2番目、香露園1号線の重量規制についてですが、狭いところで5メートル程度の住宅街の道路に大型車が通る件です。

最近では、茨木市周辺の大型工事も終わり、少なくなったとはいえ、時たま通る大型車に沿道住民から根強い重量規制の要望をいただいております。改めて、香露園1号線の認識と、これまでの経緯、今後の方向性について御答弁をお願いします。

次に、3番目、都市計画道路千里丘駅前線の拡幅整備について。

整備時期が千里丘西口再開発工事の完成時より遅れることにより発生する課題及び同時完成させることの必要性について御答弁をお願いいたします。

次に、4番目、摂津市第四分団の屯所建て替えについて。

現在までの進捗状況について御答弁をお願いします。

次に、5番目、旧三宅小学校跡地の売却可能性を廃止し将来展望を示すことについてです。

まずは、これまでの一連の経過について御答弁をお願いします。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 保育所等における待機児童の推移と現状についての御質問にお

答えいたします。

本市の過去5年間における保育所等の待機児童数は、各年4月1日時点で、令和2年では32人、令和3年24人、令和4年27人、令和5年29人、令和6年23人と推移しております。

本市の就学前児童数は、令和2年から令和6年の5年間で約380人減少しておりますが、保育所等への申込者数は約200人増加しており、保育所等申込み率は、令和2年で51.4%だったものが、令和6年では60.9%となり、9.5ポイント上昇しております。

また、保育所等の整備率は、令和2年で50%だったものが、令和6年では58.9%となり、8.9ポイント上昇しており、利用定員は、令和2年から令和6年の5年間で184人分増加しております。

このように、市内全体として見れば、高い保育ニーズに対して受皿の確保が追いついていない状況となっております。

続きまして、学童保育における待機児童の実態及び解消に向けた展望についての御質問にお答えいたします。

令和6年4月当初におきまして6名の待機児童が発生しており、内訳といたしましては、三宅柳田学童保育室で3名、摂津学童保育室で3名となっております。いずれの学童保育室も、対象児童数は減少したものの、入室率が前年を上回り、入室児童数が増加したことから待機が発生したものでございます。

待機児童の解消に向けては、4年生以上の高学年保育も見据えた上で、学校内に学童専用棟を新設するなど、保育場所の確保に取り組んでおります。

また、指導員の確保策としては、市学童指導員の処遇改善や摂津学童保育室の運営

委託、有料求人誌への広告掲載などを通して人員確保に努めているところでございます。

続きまして、子供の貧困に対する現状認識についての御質問にお答えいたします。

子どもの生活に関する実態調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒及びその保護者を対象に、昨年度、大阪府と共同で実施し、その調査結果につきましては、現在、公表に向け準備を進めているところでございます。

同調査によりますと、本市の等価可処分所得の中央値は288万円で、困窮度Ⅰとしている中央値の半分に満たない者の割合である相対的貧困率は12.7%でございます。およそ8人に一人の子供が相対的貧困の状態にあるということでございます。大阪府全体における相対的貧困率は15.9%で、3.2ポイント低い結果とはなっております。

相対的貧困にある子供たちは、毎日の衣食住に事欠く絶対的貧困とは異なりますが、経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向があるとされております。

今回の調査におきまして、困窮度による体験格差については認められたものの、地域や社会とのつながりの点では、困窮度による大きな差は認められませんでした。調査で得られた結果をしっかりと分析し、今後の子供の貧困対策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、子供の居場所についての現在の課題と施策についての御質問にお答えいたします。

現在本市で取り組んでいる子供の居場所といたしましては、学童保育室、わくわく

広場、子ども食堂、第1児童センターなどが挙げられます。学童保育室につきましては、今年度から鳥飼地域の学童保育室で4年生の受入れを開始するなど、高学年保育の拡大に向け取り組んでいるところでございます。また、子ども食堂につきましても、令和4年度に子ども食堂運営事業補助金制度を創設するなど、普及、拡大を図り、現在、市内17か所で運営していただいている状況でございます。

しかしながら、これらはいずれも主に小学生までを対象とした居場所であり、中高生を対象とした居場所がないことは大きな課題であると認識しております。とりかいは子ども園との複合施設として建設を計画しております第2児童センターにつきましては、中高生の利用も想定した施設とすることを検討しておりますが、それだけではなく、今後も中高生の居場所づくりについて検討してまいります。

○水谷毅議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 香露園1号線の大型自動車の通行に関する認識と、これまでの進捗と今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

市道香露園1号線は、センターラインのない車道幅員が最小部で約5メートルの道路で、両側に住宅が建ち並び、生活道路の性格を有していることから、大型自動車が通行している現状については改善すべき課題と認識しております。そのため、本市といたしましては、これまでに、歩道整備や通行車両への注意喚起として、路面標示や電柱幕を設置して速度抑制等の啓発に取り組んできたところでございます。

大型自動車の通行規制につきましては、これまでも摂津警察署に状況確認を継続

して実施してきておりますが、大型車の迂回路や周辺の渋滞状況、広範囲に及ぶ事業者への影響等を考慮に入れた検討が必要であると伺っているところでございます。今後も、摂津警察署と周辺の道路状況の確認等を密に行い、連携を図ってまいります。

続きまして、都市計画道路千里丘駅前線の整備時期が遅れることにより発生する課題と同時完成させる必要性についての御質問にお答えいたします。

都市計画道路千里丘駅前線につきましては、府道大阪高槻京都線から千里丘駅西地区再開発事業で整備する駅前広場へ接続する再開発事業の目的である交通結節点機能の強化という観点からも重要な路線でございます。同路線の整備につきましては、平成30年度に策定した再開発基本方針において、再開発事業の完成を最優先とし、同事業の進捗に応じて、その後、整備を進めていくものとしております。同路線が整備されることで、交通結節点機能の強化のみならず、歩行者と通行車両が分離され、安全・安心の向上が図れるものでありますが、まずは、再開発の完成時期から同路線の整備までの間は、駅前広場との接続部分を駅前広場への一方通行にすることで、駅前広場から同路線への進入車両をなくし、車両の通行量を減少させ、安全対策を図るよう考えております。

同路線の整備時期につきましては、本市の財政状況や事業の優先度を踏まえ決定する必要があり、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 摂津市第四分団の屯所建て替えについての御質問にお答えいたします。

本件につきましては、以前から当該屯所

を所有・管理されておられます千里丘町会と何度も協議を重ね、一時は現屯所の土地と建物を市に寄贈する提案がなされました。寄贈以降は市が屯所の維持管理を行うことを庁議で決定するに至っておりますけれども、地元の事情により寄贈が先送りとなった経緯がございます。その後も当該屯所の建て替えについて検討を重ねてまいりましたが、現在の土地では下水道敷の兼ね合いにより同規模の建物を建築することができないため、新たな屯所を整備するための土地確保が大きな課題となっております。

新たな土地の検討要件といたしましては、一刻も早く災害現場に到着するために、幹線道路へのアクセスが容易な場所であることや、千里丘分団の管轄であることなど様々な条件があり、その条件を満たす土地の確保が非常に困難であるため、引き続き、最良の方法となるあらゆる方向について検討を重ねてまいります。

○水谷毅議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 旧三宅小学校のこれまでの経緯についての御質問にお答えいたします。

平成20年4月、三宅小学校と柳田小学校を統合し、現在の三宅柳田小学校が誕生しました。以降、廃校となった三宅小学校は、体育館やグラウンドを生かしたスポーツセンターとしての役割を担うこととなりました。その後、スポーツセンターを廃止し、旧体育館部分につきましては、隣接する子育て総合支援センターの遊戯室として位置づけるとともに、市民の屋内スポーツなどの利用に開放しております。また、災害時の避難所に指定されており、水害ハザードマップにおいては浸水しない避難所と

なっております。

旧体育館以外の部分につきましては、基本的には売却する方針であったところ、現在はその方針を凍結し、災害時における防災空地として位置づけております。平時は、地域の行事に活用されるとともに、防災の資材や地域の体育祭、お祭りなどの備品の保管場所として活用されております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 2回目からは一問一答で行います。

まず、1の(1)保育待機児童の件ですが、先ほど、本市の待機児童数の推移と併せて、本市独特とも言える保育事情の推移も報告いただきました。待機児童につきましては、減少傾向にあるものの、横ばいといったところであり、これは厚生労働省定義に基づくことから、実際はこの10倍ぐらいの待機があると思われまます。また、待機児童ゼロと公表している自治体でも、実際の待機児童を多く抱えている実態があり、こうした中では保育士不足はまだまだ続く課題です。各園においては令和6年度中でも受入れ拡大の取組が図られると思えますが、どういった取組になるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 待機児童の解消に向けた取組といたしましては、保育人材の確保及び施設整備による受皿の確保の大きく2点が必要と考えております。

まず、保育人材の確保につきましては、令和6年度から、本市独自の取組といたしまして、保育士等の確保及び離職防止を図るため、新規採用保育士に対する給付金制度を創設したところでございます。

また、受皿の確保につきましては、令和5年度に、民間保育施設の施設整備及び小

規模保育事業所の新設により、79人分の定員増加を図ってきたところでございます。本年度はまだ具体的な計画はございませんが、施設面で利用定員の増加が可能である民間保育施設がありますことから、段階的に定員の拡大を図っていただけるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほどの御答弁で、令和7年度での施設の増設に伴う定員増は見込めないということです。待機児童にはカウントされていない延長可能な育児休暇者も相当おられることを考えると、待機児童数が爆発的に増加するのではないかと懸念をいたします。令和6年度からの新規採用保育士への給付金制度も、令和6年度の保育士確保に少しは効果があったように伺っていますし、今後に期待をしたいと思います。

しかし、今年度から76年ぶりの3歳児、4歳児、5歳児の保育士配置基準の見直しが行われ、やがて1歳児も実施されていく中で、全国的な保育士不足がさらに広がる懸念されます。こうした中で、本市の公立こども園では既に1歳児の保育士配置を5人に一人とされていることは高く評価したいと思います。また、看護師導入のための支援金制度を創設し、民間園が体調不良児対応型病児保育を導入できるようにされました。このことは、インクルーシブな保育に通じることもあり、高く評価いたします。

保育士不足の問題は、所得や働く環境の改善により絶対数の増加が必要不可欠であり、我々議会も要望してまいりますが、担当課としても国に対して働きかけをお願いしたいと思います。

また、施設の増設においても、少子化傾

向の中で不要になった場合のことも考慮する必要があり、悩ましい問題であると思います。今後の待機児童解消策についての考え方と具体策について御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　現在、令和7年度から計画期間を5年間とする第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け取り組んでいるところであり、今年度に、量の見込みとその確保計画について、摂津市子ども・子育て会議で御協議いただく予定でございます。

安威川以北圏域における待機児童の抜本的な解消のためには、民間保育所等の新增設が必要と考えており、計画策定後は、複合的な施設の部分も踏まえまして、民間法人等とともに具体的な確保の方策を検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　民間保育所等の新增設が必要と答弁をいただきました。一つは、千里丘駅西地区再開発区域内で新設される民間園が挙げられると思います。また、ワーキンググループの報告書では、市の遊休地等を活用し、保育所等を建設し、待機児童を解消し、ピークアウト後には他の用途に転用する。具体的には旧三宅小学校、旧味舌小学校跡地を活用するといった思い切った提案もされています。また、民間園が保育士配置基準を通常より手厚くすることで、保育サービス水準、質を高めるための補助金制度の創設といった提案もあります。そのほかには、おむつのサブスク、お昼寝布団のサービスなどの保護者の子育て負担軽減策の提案などもあります。こうした報告を踏まえて、今後どのように課題の整理・検討を図っていかれるのか、御答弁をお願い

いたします。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　ワーキンググループの報告書の内容につきまして、今年度策定予定の計画の中で、どのような形で、どこまで盛り込むことができるかは、今後検討を要することとなります。しかしながら、本市においては、子育て支援の根幹ともなるサービスである保育の受皿がニーズを満たすことができず、長年にわたり待機児童が発生している状況にあり、この解消は最優先の課題であると認識しております。

本市では、安威川以北と安威川以南で保育ニーズ等の状況が大きく異なることもあり、まずは安威川以北圏域における待機児童の解消を第一に考え、その上で、次期計画期間の5か年を見据えた中で、さらなる保護者負担の軽減策や、令和8年度から新たに始まるこども誰でも通園制度への対応等、保育サービスの質の向上を検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　（仮称）摂津市こどもの総合計画策定に当たりましては、様々なことをよく考慮の上、より戦略的な計画としていただくようお願いし、要望といたします。

次に、1の（2）です。

現在、6人の待機児童があり、学童専用棟の新設工事が完成すれば、順次解消していくとのことです。平成30年の一般質問で、北摂各市を調査の上、本市の学童保育サービスが北摂で一番遅れていると指摘したことを思い出します。あれから、時間の延長、土曜日保育の実施などで平均的なサービスとなり、残る学年延長は令和10年4月を目指されているということでございます。一方で、学童指導員の確保が急務と

なっていますので、引き続き知恵を絞って御努力をお願いしたいと思います。

今後は、他市にない独自のサービスを展開することで、他市に誇れる魅力的な子育て支援のまち摂津を構築することに寄与できると思います。ワーキンググループの報告書では、独自のサービスの実施によるサービス水準の向上策について提案をされています。例えば、3季の長期休暇中の給食の提供や受入れ対象児童の拡大、余裕学童室を活用するための学校選択制などが提案されています。検討の余地について御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 春、夏、冬の3季の長期休業中の給食提供につきましては、保護者の負担軽減とともに、サービス水準の向上につながると認識しております。しかしながら、経費面での課題のほか、申込み方法、調理場所、提供方法、保管方法など、様々な課題を整理する必要があることから、他市の導入事例などを参考に検討しているところでございます。

次に、3季の長期休業中の受入れ対象児童の拡充と余裕学童保育室の活用による学校選択制についてですが、受入れ対象児童を拡大することにより、クラス数の増加が想定され、長期休業中に限った保育場所の確保と指導員の採用が必要となります。また、余裕学童保育室を活用した学校選択制につきましては、送迎の問題に加え、全ての希望者を受け入れるほどの余裕はないことなど、いずれも実現するためには多くの解消すべき課題があると認識しております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 長期休暇中の給食提供については、現在進行中の中学校の給食センタ

ーでも検討されていると認識をしています。その他も含めて、長期休暇中のサービス向上についてしっかり検討していただきたいと思います。

また、それ以外には、学習塾との連携による学習支援や、土曜日、長期休暇の開始時間の繰上げ、冬季など日没後の送迎サービスなどの安全対策も提案されていますので、よくよく検討いただき、戦略的な（仮称）摂津市こどもの総合計画の策定をお願いいたします。

さて、以前に幼稚園に通わせる保護者から要望をいただきました。上の子供が小学校に入っても、まだ下の子が幼稚園に通っている場合、延長保育を使って3時以降まで働くことは可能ですが、16日間以上という規定があります。これは大変きついで緩和してほしいとの声をいただいております。こうしたことも併せて御検討いただき、他市に誇れる魅力的な子育て支援のまち摂津の構築をお願いし、要望といたします。

次に、1の(3)子供の貧困についてです。

今回の調査で、本市は絶対的貧困率12.7%で、8人に一人の子供が相対的貧困状態である、また、大阪府全体での15.9%より3.2%低い結果であると答弁いただきました。また、経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に格差が認められるということです。調査で見えてきた勉強や進学、進路に関する課題について御答弁をお願いしたいと思います。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 子どもの生活実態調査の結果から見えてきた課題でございますが、まず、学習面に関しましては、「学校の授業がほとんど分からない」と答えた児

童・生徒の割合について、等価可処分所得の中央値以上では0.7%だったのに対し、困窮度Ⅰでは11.1%にも上っております。また、困窮度が高くなるほど、学校の授業時間以外の勉強時間も少なくなる傾向があり、学校への通学状況についても、中央値以上の児童・生徒の95.8%がほぼ毎日通っていますが、困窮度Ⅰでは82.5%となっており、学習習慣とともに生活習慣についても課題がうかがえます。

進路や進学先に関しましては、希望する進学先として大学と回答した児童・生徒は、中央値以上の40.4%に対し、困窮度Ⅰでは25%にとどまっており、そのほかにも、困窮度が高い児童・生徒ほど、学校や勉強、進学や進路のことについて嫌に思ったり悩んだりしていることが分かりました。

これらの結果から、子供の貧困と学力や学習などには深い相関関係があると捉えることができ、学習支援をはじめとした学力向上に向けた取組について検討する必要があると考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 相対的貧困ほど学校での授業がほとんど分からない子の比率が高くなることや、学校以外での勉強時間が少なくなること、進学希望や進学率に差が出ることについて御答弁をいただきました。

ワーキンググループの提案では、チューブによる授業等学習支援サービス、習い事クーポンの配布、学童保育における学習支援のサービスなどが提案されています。（仮称）摂津市こどもの総合計画策定に当たっては、こうした提案もよくよく考慮の上で、戦略的な計画にさせていただくようお願いし、要望といたします。

また、困窮世帯への効果的施策の実施については、子ども食堂、フードパントリーなどの市民活動の充実も考えられます。現在、本市の子ども食堂ネットワーク会議では、社会福祉協議会やCSWなどの福祉関係者及び教育委員会事務局、SSWといった教育関係者も一堂に会して顔の見える関係づくりを行っています。福祉と教育、市民団体、地域がネットワークをつくり、個に対応できる関係を築いていく、いわゆるプラットフォームづくりは非常に重要な取組であると思いますが、市としての認識について御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 生活困窮世帯に限らず、子育て世帯に切れ目のない支援を提供するため、こども家庭部におきましては、出産育児課での母子保健分野における妊娠期からの支援に始まり、保育教育課、こども政策課、こども家庭相談課においては、児童福祉分野における保育・教育サービス、学童や居場所、そして医療費制度等の経済的支援とともに、虐待対応や発達支援などの家庭に寄り添った相談支援もあり、それぞれの役割を認識しながらも、相互に連携しながら切れ目なく支援できるよう努めているところでございます。

また、学童保育や虐待対応、発達支援等では、教育総務部の学校教育課や教育支援課との連携が欠かせないだけでなく、学校の先生やスクールソーシャルワーカーなどとも連携を密にし、取組を進めているところでございます。さらに、子育て支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会などでは、地域の関係団体等とのネットワークもでございます。

まだまだ十分ではないところもありますが、今後、さらに行政、学校、関係団体や

市民団体、そして地域が一体となって、子供、そして子育て家庭に対し、必要な支援を切れ目なく提供していく体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 しっかりお願いしたいと思います。

現在、貧困世帯に配るための子ども食堂に配布する食材は、本市で実施するフードドライブで集まった食材と、子ども食堂ネットワークに協力いただく僅かの企業により成り立っています。もっと大規模に安定的に貧困対策を行うためには、フードバンクの設立が必要不可欠です。ぜひとも令和7年度に摂津市立のフードバンクの設立を強くお願いし、これは要望といたします。

次に、1の(4)子供の居場所づくりについてです。

現在は、学童保育室、わくわく広場、子ども食堂、第1児童センターを挙げておられますが、ワーキングチームの提言にもあるように、子供のニーズを把握した上で、子供の居場所として位置づけ、広く周知できる新たな空間づくりが必要である、いわゆる多くの選択肢をつくることを意味していると思います。また、中高生以上を対象とした居場所がないことを指摘しています。改めて、(仮称)摂津市こどもの総合計画策定に向けたワーキングチームについて御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 (仮称)摂津市こどもの総合計画を策定するに当たり、市内の各部から推薦された他市に居住する子育て世代を中心とした職員、総勢16人のワーキンググループを組織いたしました。ワーキンググループでは、保育所・こども園等、学童保育、こどもの貧困、こどもの居

場所、ひとり親家庭、母子保健、児童発達支援、児童虐待、その他の9項目について、国の動きや本市の現状と課題を踏まえた中で、自らの子育て経験や居住する市町村等の状況を持ち寄り、本市の課題と実施すべき施策や事業等について、全8回にわたり議論を行い、報告書としてまとめられました。報告書につきましては、今後、摂津市子ども・子育て会議において共有し、(仮称)摂津市こどもの総合計画の策定の参考としてまいります。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今までに行ってこなかったこういうワーキンググループの取組は、(仮称)摂津市こどもの総合計画策定に対する大変意気込みを感じるものとして高く評価したいと思います。

その提案の中にもあるように、多様な居場所づくりのためには、子ども食堂運営事業補助金を、宿題カフェや世代を超えた地域共生カフェなどの居場所にも補助するなどの拡充が必要であると思います。また、中学生の居場所として第2児童センターを検討すると提言されていますが、それ以外にも、市民図書館や鳥飼図書センター、コミュニティプラザ1階などでは学習をする中高生が利用していますが、公共施設を利用したこうした自主学習ができる居場所も多く必要であると思います。また、高校生世代以上の担当課がなく、相談窓口もないという課題もあります。居場所の選択肢を多くすることについて、本市としての見解を御答弁お願いします。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 コミュニティプラザや図書館などで多くの中高生等が自主学習に励んでいることは認識をしております。

令和5年12月22日に閣議決定したこ

どもの居場所づくりに関する指針では、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを理念として掲げております。

中高生の居場所の考え方として、自習・学習スペースはその一つとして認識しておりますが、先ほど理念として申し上げましたように、その場所に行けば何かを得られるであったり、交流することによって新たな体験があるなどを子供たちが感じられることが大切です。そのためには、子供たちの意見や考え方も尊重する必要があると考えております。中高生のためにどのような居場所が必要か、他市の事例等も参考に、もう少し検討する必要があるものと認識しております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁いただきましたように、より戦略的な（仮称）摂津市こどもの総合計画の策定をお願いしたいと思います。

最後に、若狭教育長に、摂津市の子育て支援、教育に対する情熱と決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 教育長。

○若狭教育長 令和5年4月1日にこども基本法が施行し、こども家庭庁の発足以降、こども大綱、こども未来戦略の閣議決定、本年5月にはこどもまんなか実行計画2024が策定されるなど、こどもまんなか社

会の実現に向け、国は大きく早く動いております。

こども基本法では、全ての子供が個人として尊重され、基本的人権が保障されること、子供の意見が尊重され、子供の最善の利益が優先して考慮されることなどが基本理念に掲げられております。3歳であっても、小学生であっても、16歳であっても、子供も一人の市民であるということ、それから主権者であるということ、これを忘れてはならないと思っております。子供は決して大人の附属物ではありません。それぞれが個として尊重されなければならないと考えております。

今後は、より一層、子供の視点に立った取組、よくこの視点という言葉が使われるんですが、私は、子供の意見、若者の意見、子育て世代当事者の意見、これを聴くことはもちろんではございますけれど、言葉として発せられない子供、遠慮して自分の思いが伝えられない子供、そうした子供たちに寄り添う、寄り添うという言葉もよく使われますけれど、その子供たちが視点としてどこを見ているのか、何を思いとして、願いとして見詰めているのか、その視線の先にあるものをしっかり一緒に見詰めてあげること、これが思い、願いを聴いてあげる、受け止めてあげる寄り添いになるのではないかと考えております。

（仮称）摂津市こどもの総合計画の策定に向けては、議員が御質問の中で述べられた課題は山積していると捉えております。待機児童、子供の居場所、子供の貧困対策など、本当に取りまとめるべき課題は多くございますけれど、子供、若者、子育て当事者の状況やニーズ、意見や考え、思いを本当にしっかり把握・集約して、子供を真ん中に置いた、子供の視線を意識した施策

を効果的に展開できるよう、しっかりと取組を国に遅れることなく進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。恐らく、持ち前の様々なアイデアを提案いただきながら、思う存分に取り組んでいただけだと思っております。期待しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2番目、香露園1号線の重量規制についてですが、改善すべき課題との答弁をいただきましたので、沿道住民の切なる願いを御理解いただき、引き続き警察と連携・検討をお願いします。また、それまでは、電柱幕などによる速度抑制など、安全対策に引き続き最善を尽くしていただくようお願いし、要望といたします。

次に、3番目、都市計画道路千里丘駅前線の拡幅整備については、再開発事業の効果をより高めることから、整備に向けて引き続き検討していただくとの答弁でございました。残地部分も一体的な民間開発が進むように、早期に道路拡幅整備の実施を要望いたします。

次に、4番目、摂津市第四分団の屯所建て替えについては、特殊な事情があることはよく認識しております。この問題は、地元千里丘町会長と道筋を立てる約束をしている課題であり、何とか早期に実現できるように最大努力をお願いし、要望といたします。

次に、5番目、旧三宅小学校跡地について、先ほど答弁で、一部を除き売却予定であったところ、現在は、その方針を凍結し、災害時における防災空地として位置づけておりますとのことです。

先日、三宅地区連合自治会長はじめ、各自治会、団体の連名で、旧三宅小学校跡地の有効活用及び広場として存続を求める要望書が森山市長に提出されました。地域の皆さんのそれはそれは熱い思いがつづられております。地域の熱い思いをどのように受け止めておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 5月末に、三宅地区の自治会長のほか、地域で活動される方々の連名による要望書をいただいたところでございます。その要望書の内容につきましては、防災面、子供の遊び場を重点に置いたものであったと認識しておりますが、地域の特性や様々な意見を踏まえつつ、引き続き、貴重な市有地を有効活用できる方策について検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 平成18年の第1回定例会で大雪の日に採決が行われました。むしろ旗を立てた反対派の前を通り、本会議場に向かいました。当時1期目の森山市長が提案をされた統廃合のための条例改正案で、私は賛成をいたしました。あのかの採決に加わった議員で残っておられるのは6人になっていると思います。旧三宅小学校跡地で、地域の皆さんが売却させない切なる願いを込めて地域行事を展開されてきたことをつぶさに見てまいりました。私は、賛成した者の責任として、森山市長が退任される前に、旧三宅小学校跡地の売却可能性を撤廃し、将来展望を示すことを強く要望するものでございます。少なくとも、避難所として安全性を確保するために、耐震化されていない建物の解体調査費の予算化が早急に必要だと思いますが、そういったことも含めて森山市長の見解を御答弁お願い

したいと思います。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃったとおりでございまして、当時、小学校二つを廃止するという非常にハードな取組からスタートを切っております。最初は、おっしゃったように、売却も視野に入れながら利用について考えるということだったと思います。でも、まだ両校ともそのままあるわけでありまして。これは、やっぱりある意味では大胆な改革の積み重ねの成果でもあろうかと思っております。その後、スポーツ広場として使っていこうということで、3年ごとに見直していこうということでしたが、だんだん財政健全化に向かってまいりました。

そんな折に、全国的にあちこちで大きな災害が起き、当時、仮設住宅用地不足というのが大きな社会問題になりました。私は、それを捉えて、そうだ、あの空地は、もしかのときには仮設用地として使うべきではないかということで、売却を視野に入れることについては、凍結という言葉は使いましたが、取りやめて、仮設住宅の用地も含め、防災空地として位置づけたわけでございます。

市内には主立った未利用地が10か所ぐらいあるかと思っております。それは、それぞれ今までいろんな大切な役割を果たしてきた土地であります。だから、できれば売却は避けるべきであろうかと思っております。でも、そのときの社会情勢、財政状況によっては売却もあり得るということも原則であります。ただ、この旧味舌小学校、旧三宅小学校の防災空地につきましては、現在、防災空地として位置づけをしておるわけありますから、一般の未利用地とはまた別

でございます。そういう意味では、どないすんねんと問われるとするならば、売却をすることができないんです。しないというより、今はできないんです。

ほんなら、このままほっといたらえんかといいますと、あの状況で旧三宅小学校をほっとくわけにはまいりません。先ほども出ていたと思いますが、廃墟と化しつつあります。このまま置いておくと、景観はもちろん、安全・安心面からもよくありません。早急に耐震の有無等々をしっかりとチェックする中、荒れ放題ではありませんけれども、少し荒れている教室をきちっとして、いろんな利用に供することは考えていかないかと思っております。そういうことで、慌てて拙速に決めるのではなく、先日、しっかりとした要望も受けておりますし、地域の皆さん方の意見も聴く等々、いろいろ議論を重ねる中、今後の方針について決めていくことになろうかと思っております。

以上です。

○水谷毅議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 私の最後の質問に答えていただきましてありがとうございます。

先ほど、踏み込んだというか、前向きな御答弁をいただいたと思っております。売ることができないということです。先ほどおっしゃったように、まずは避難所としての安全性は言われていますので、避難所の入り口のところもちょうど昔の給食棟が建っていますが、ここは耐震化されていません。それから鉄骨の屋根が大きく出ていますけど、いつ崩れるか分からないような状態になっていますから、まずこういった避難所としての安全性を最優先に考えていただきながら、いろいろ検討がなされる中で、地域の意見もしっかり聴いていただい

て、今後、より有効に検討いただくことを
お願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○水谷毅議長 藤浦議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように
決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時41分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水谷毅

摂津市議会議員 香川良平

摂津市議会議員 松本暁彦

摂津市議会継続会会議録

令和6年6月28日

(第3日)

令和6年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和6年6月28日(金曜日)
午前10時 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	若 狭 孝 太 郎	市 長 公 室 長	平 井 貴 志
総 務 部 長	石 原 幸 一 郎	生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治
保 健 福 祉 部 長	谷 内 田 修	建 設 部 長	永 田 亨
上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	安 田 信 吾
教 育 委 員 会 小 児 福 祉 部 長	大 橋 徹 之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 哲 也
消 防 長	松 田 俊 也	総 務 部 理 事	丹 羽 和 人
生 活 環 境 部 理 事	西 川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒 井 陽 子	事 務 局 次 長	森 口 雅 志
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

南 野 直 司 議員

増 永 和 起 議員

森 西 正 議員

安 藤 薫 議員

弘 豊 議員

三 好 俊 範 議員

2, 議 案 第 4 2 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）

議 案 第 4 5 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

議 案 第 4 6 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議 案 第 4 7 号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件

3, 議 案 第 5 6 号 工事請負契約変更の件

4, 議 案 第 5 7 号 工事請負契約変更の件

5, 議会議案第 6 号 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書の件

議会議案第 7 号 食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書の件

議会議案第 8 号 離婚後共同親権を導入する改定民法に関する意見書の件

議会議案第 1 1 号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書の件

議会議案第 1 2 号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の件

議会議案第 1 3 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の件

議会議案第 9 号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書の件

議会議案第 1 0 号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程5まで

(午前10時 開議)

○水谷毅議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1点目の学童保育の充実についてでございます。

今年の4月から、鳥飼地域の四つの小学校で4年生に対する保育を実施していただきました。入室状況をお聞かせいただきたいのと併せて、来年度、つまり令和7年度における4年生への拡大見込みにつきましてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目でございます。がん患者の支援についてでございます。

がんの治療中には、抗がん剤による副作用として、脱毛や肌の変色、爪の変化や手術による傷、皮膚炎といった様々な外見の変化が起こります。このような外見の変化に対するケアをアピアランスケアといいます。このアピアランスケアには、ウィッグ、つまりかつらや、乳がんの手術によります人工乳房、胸部の補正具の着用、また、化粧品などを用いたケアや人間関係の心理的な悩みについての対応など、様々な支援が含まれております。近年、性別、年齢を問わず、外見の変化が気になる全ての患者に実施されるようになっており、各自治体がアピアランスケアに対する助成として、ウィッグあるいは胸部補正具などの購入費用の一部を助成する取組が大きく拡大していると認識しておりますけれども、大阪

府内における実施状況についてお聞かせください。

1回目、終わります。

○水谷毅議長 答弁を求めます。こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 学童保育の充実についての御質問にお答えいたします。

学童保育の充実に向け、令和6年4月から、鳥飼地区4小学校の学童保育室において4年生に対する保育を開始いたしました。

令和6年度初めにおける入室状況につきましては、鳥飼学童保育室が、4年生児童39人に対して入室児童が8人で20.5%、鳥飼西学童保育室が、73人に対し16人で21.9%、鳥飼北学童保育室が、52人に対し10人で19.2%、鳥飼東学童保育室が、24人に対し3人で12.5%、4校合計では、4年生188人に対し入室児童は37人で、入室率は19.7%でございます。

令和7年度における4年生保育の実施拡大につきましては、先行実施した四つの学童保育室の入室率等を踏まえて、児童数と必要指導員数等についてシミュレーションを行い、入室児童の募集を開始する11月中旬までに決定してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 アピアランスケア助成の大阪府内実施状況についての御質問にお答えいたします。

令和6年5月末時点での実施状況でございますが、大阪府内25市町村が実施しており、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的、経済的な負担を軽減すること

を目的とし、ウィッグや胸部補正具等の購入に係る費用の助成を実施されております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

学童保育の充実についてでございます。

部長より御答弁をいただきました。鳥飼地域の四つの小学校の4年生の合計188人に対して37人の児童が入室ということでございます。この入室率19.7%を踏まえてシミュレーションを行っていただき、11月中旬までに決定したいということで御答弁をいただいたわけでございます。

ニーズを捉えて、検討していただいている分につきましては評価をさせていただきますと思います。私自身、摂津小学校によく行くことがありまして、摂津小学校は、4年生、また、将来は5年生、6年生になるかも分かりませんが、拡大に対応した学童保育室ができましたので、いつできる、いつできるという多くのお声を聴いております。指導員の確保等々、様々なハードルはあると思いますけれども、まずは残り六つの小学校を早期に4年生に拡大していただいて、そして、ニーズを踏まえて、その次、令和8年度、令和9年度と、5年生、6年生の拡大をどうか検討していただきますようによろしくお願いいたします。

もう1点お聞かせいただきたいのは、昨日も関連した御質問がありましたけれども、特に夏休みにおける学童保育児童への給食の提供についてでございます。

アレルギーなどのことを考えますと、自校方式で給食を提供することが望ましいのかと思うんですけども、例えば、中学校の全員喫食を目指しての建設予定でございま

す給食センターで給食を調理して、各小学校へデリバリー方式で提供することはできないでしょうか。考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 夏休みなど長期休業中の給食の提供につきましては、保護者から要望があることは認識しており、子育て支援策として、本市の学童保育室の魅力の一つとなり得るものと捉え、他市の事例収集をはじめ、既に検討を始めているところでございます。

こども家庭庁が実施いたしました調査によりますと、令和5年5月1日時点で、長期休業中の学童保育室における昼食の提供状況を把握している995自治体にある1万3,097か所の学童保育室のうち、22.8%に当たる2,990か所が何らかの方法で児童に昼食の提供をしております。

給食の提供方法につきましては、議員から御提案のありましたセンター調理のほか、自校調理、デリバリー弁当の注文など、様々な方式が考えられます。先ほどの調査では、昼食を提供している学童保育室のうち、18.5%が事業所内部での調理、74.7%が事業所外部からの搬入となっております。

今後、様々な課題について検討を行うとともに、試行実施を経た上で実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 御答弁ありがとうございます。

安心して子供を産み育てられるまち摂津の構築につながっていく施策だと思いますので、十分検討・研究してここまでこられたと思います。どうか、この夏休みからで

も実施していただきますようよろしく願いします。

提案させていただいたのは、給食センターを活用して学童保育の子供たちへ給食を提供ということで、質問させていただいたんですけども、給食センターの稼働は、令和8年度の3学期からで、令和9年1月になってしまいますので、随分先のことです。センターが夏休み期間も含めて1年中稼働しているのがいいという観点も踏まえて提案させていただいたんですけど、まずは、できるものなら、もちろん自校方式で実施していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

これは、以上で質問を終わらせていただきます。

次に、2点目のがん患者の支援についてでございます。

アピアランスケアに対する助成の大阪府内の実施状況について、部長から御答弁をいただきました。25自治体がもう既に実施されているということで、北摂でもほとんどの市が実施をされております。摂津市におきましても早期にアピアランスケアに対する助成制度を実施していただきたいと思っております。考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 がん患者の適切な治療と社会参加の両立及び補正具等購入に伴う経済的負担軽減を図るため、購入費用について、アピアランスケアの助成制度創設及び健康保険を適用することなどに関しまして、本市では市長会を通じて国・大阪府へ要望いたしておる状況でございます。

一方で、市町村によるアピアランスケア助成制度が拡大していることも把握いたしております。既に実施されている市町村の

実施状況や内容を参考に、アピアランスケア助成について検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 部長から御答弁をいただきました。

今回、ウィッグの助成はないんですかという御相談をいただいて、私自身も、大阪府内でここまで多くの自治体がもう既に助成制度を構築していることを知らなかったんです。本当に反省をしているわけでありまして。今回は、がんにかかれて、そして抗がん剤治療を受けられて、ウィッグあるいは胸部補正具の助成の観点で質問させていただきました。窓口にも、そんなに多くいらっしゃらないかもしれませんが、そういった助成制度はありますかという問合せの電話が入っていると思うんです。職員の方がお一人お一人市民の方に寄り添って、そういう気持ちで職務に当たっていただいて、小さな声でもしっかりと制度に反映していくんだという思いで、どうか今後も全職員の皆さんが取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、市長に御質問させていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけども、抗がん剤治療を受けて、ウィッグあるいは胸部の補正具といった外見の変化があっても、社会へ参加していく手助け、支援を自治体としてしっかりと助成していかなあかんと思っておりますけども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 南野議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃっておられますように、医療科学はどんどん進歩いたしております。がん

につきましてもいい薬がどんどん開発されているようですけれども、なかなかがんはなくなる現実がございます。がんになつてみないと分からないショックというか、かかった衝撃、将来に対する不安、これは本当に大変な御心労があることはよく分かります。それだけじゃなくて、抗がん剤等々の治療をすると、今度は副作用がいろんな形で出てまいります。これも非常に辛いとお聴きをいたしております。全て大切ですが、その中でも、かかった上に、外見を気にしなくてはならない、そして、外にもあんまり出たくないと思ってしまうと、結局、治療が病を逆に助長してしまうような悪循環にもなりかねません。

そういうことで、ただいま担当から検討するという答弁でございました。大阪府内33市ありますけれども、25の自治体がこの制度に取り組んでいるという答弁もございました。この検討は、やるという意味で答えたのではないかと思っておりますが、私も間もなく任期を終えますので、次なるリーダーの方に引き継ぐときには、しっかりとこのことを申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅議長 南野議員。

○南野直司議員 森山市長から力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。森山市長から御答弁をいただくのはこれで最後になります。感無量であります。

新型コロナウイルス感染症流行で行事等々は少なくなっておると思うんですけども、市長は、年間を通して約500の行事、あるいはイベント、会合に出席されて、市政の話をされて、そして何よりも、そこに集われた市民の皆さんの声を聴い

て、そして市政に一つずつ反映してまいられました。5期20年間、本当にありがとうございました。最後にお礼を言わせて私の質問を終わらせていただきます。

○水谷毅議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、PFOA汚染問題についてです。

環境省が今年3月発表した調査結果で、今回も摂津市の地下水が全国一高濃度でした。国の暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムの420倍、2万1,000ナノグラムと、ほかとは桁違いです。主たる汚染源はダイキン工業株式会社です。国際的にも発がん性が認められたPFOAについて、市民の不安が広がっています。摂津市の見解、ダイキン工業株式会社の取組についても伺います。

2番目に、全国一高い国民健康保険料を引き下げることにについて質問します。

今年度から摂津市は、国民健康保険料を大阪府の示す統一保険料と同額にすることにしました。統一保険料は全国一高額ですが、統一化を目指す前、2017年度の摂津市保険料と比べて幾ら上がったのか、一人当たり保険料と、所得210万円、40代夫婦と小学生二人の世帯のモデルケースで教えてください。

3番目に、高齢者補聴器購入費助成事業についての質問です。

昨日、福住議員の質問にもありましたが、5月に民生常任委員会で東京都港区の先進事例を視察してきました。高齢になっても生活の質を落とさず、生き生きと暮ら

せるためには、耳の聞こえは重要なものだと考えます。摂津市の見解を伺います。

1 回目の質問は以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称 PFOA に係る水質測定結果及び市内化学メーカーの取組についての御質問にお答えいたします。

水質測定結果につきましては、環境省において、地方公共団体が令和 4 年度に行った調査結果を取りまとめ、公表しております。議員が御指摘のとおり、摂津市の地下水の PFOA 濃度は、今回の調査結果において一番高い数値であります。本市としましては、この数値は、大阪府が継続的に監視を行っている地下水の調査結果であることを踏まえ、大阪府が主宰する神崎川水域 PFOA 対策連絡会議を通じて、市内化学メーカーへは遮水壁の設置や浄化設備の高度化といった自主的な取組の推進を促すとともに、今後も実施される当該地下水の調査結果の推移を確認してまいります。

次に、市内化学メーカーの取組として、遮水壁設置につきましては、恒久的な流出防止策として令和 5 年 1 1 月から着工されております。令和 6 年 2 月 8 日に開催された PFOA 対策連絡会議において、市内化学メーカーは、先行エリアの完工後、遮水壁の内外に設けた観測井戸で 3 か月ごとに PFOA を測定する意向を示されております。また、地下水の高度浄化設備の設置についても、令和 8 年 1 月末の完工予定で進められております。今後開催される PFOA 対策連絡会議の場を通じて、遮水壁の遮水効果等、市内化学メーカーの取組内容を大阪府とともに確認してまいりたいと考え

ております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 国民健康保険料についての御質問にお答えいたします。

まず、一人当たり保険料についてですが、調定ベースで申し上げますと、広域化前の平成 29 年度、つまり 2017 年度が年額で 9 万 7, 044 円、直近の令和 6 年度が 12 万 9, 584 円で、3 万 2, 540 円の増となっております。

続きまして、40 代夫婦と小学生が二人いる 4 人世帯で所得 210 万円の場合の保険料でございます。調定ベースで申し上げますと、広域化前の平成 29 年度が年額で 37 万 3, 028 円、直近の令和 6 年度が 47 万 1, 440 円で、9 万 8, 412 円の増となっております。

平成 30 年度の広域化以降、医療費の自然増もある中、保険料の据置きも含め、激変緩和措置を講じながら、保険料改定を段階的に行い、大阪府並びに大阪府内市町村と連携し、より大きな枠組みで持続可能な国保運営の実現につなげてきたところでございます。

次に、聞こえの問題についての御質問にお答えいたします。

加齢性難聴は、コミュニケーションや買物、社会参加に支障を来し、社会的孤立や鬱病、認知症発症の一因になることに加え、外出活動が制限されることが懸念されており、身体的フレイルのリスクもあると認識しております。本市で実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、少数ではあるものの、外出控えの理由として聴覚機能の低下が挙げられていることを確認しております。

このような状況も踏まえ、国において進

められている難聴と認知症との因果関係に関する研究の結果や先進自治体の動向も注視しつつ、制度の在り方等について研究してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、PFOA汚染についてです。

全国一高濃度の一津屋地域の井戸は、2022年だけでなく、この数年、1リットル当たり2万ナノグラム毎リットルから3万ナノグラム毎リットルで推移し、横ばい状態です。ダイキン工業株式会社は、遮水壁、つまり水を通さない壁で敷地を囲い込み、高度浄化設備を設置して、今まで以上の地下水をくみ上げ、敷地内濃度を引き下げる計画です。しかし、地域住民の皆さんにとって重要なことは敷地外の濃度です。

大阪府は、大阪府と市とダイキン工業株式会社で行っている神崎川PFOA対策連絡会議、以後、対策会議と略しますが、この概要録を見ると、度々大阪府が敷地外はどうするのかと尋ねても、ダイキン工業株式会社は、法的責任はない、敷地内が先だと言うばかりです。遮水壁や高度浄化設備の設置は敷地外のPFOAの濃度の引下げにつながるのでしょうか。お答えください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 まずは、遮水壁のことに関しまして言いますと、市内化学メーカーの遮水壁の揚水量に関しましては、現在年間6万トンとなっております、それに関しまして、対策会議で、高度浄化設備の後、新たな揚水を行うことが報告されております。こういう形でPFOAに関して処理をしておりますので、当然減っていくと考えておる状況でございます。まずは、遮

水壁の効果によって敷地内から出さないことを実施されることで、それ以外のことに關しましても安心できるのではないかと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 減っていくというのは、敷地内が減っていくんですか、それとも、敷地外も減るということですか。それはダイキン工業株式会社が敷地外も減りますと言っているのか、それとも摂津市の推測なのか、それについてもお答えください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 まずは、このPFOAに関しましては、既に製造が禁止されており、新たにはつくられておらない状況でございます。非常に残りやすい物質でございますので、敷地内にある部分に関しまして非常に濃度が高いということで処理を行っていると考えております。まずは物質を出さない形を取られており、敷地外に関しましては継続的に大阪府等が監視も行っております。数値としては、先ほどの対策会議等でも減少傾向の数値が示されておりますから、減っていくことは客観的に示されているのではないかと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 要するに摂津市の推測ということですか。ダイキン工業株式会社は敷地外にも効果があるとは言っていない。全国一高濃度というのは敷地外の井戸です。その井戸がもう既に全国一高濃度なんです。今から出るんじゃないんです。最初の報道は2020年6月でした。あれから4年たちましたが、やっぱり全国一は変わっていません。推移を見守るだけでは駄目です。敷地外への効果についてダイキン工業株式会社に確認すること、確認できないのなら、遮水壁とは別に敷地外の対策を求める

べきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 先ほども御答弁させていただきましたように、市内化学メーカーが自主的に取り組まれております。その遮水壁に関しましては、実際、令和5年11月から始められております。まずはその推移、取組をしっかりと見ていきたいと考えております。その中で、定期的に遮水壁の効果の報告を今後の対策会議でされると伺っております。実際の効果に関しましてはこれから報告があるかと思っておりますので、見守っていききたいと考えております。

- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 見守るだけでは駄目なんです。市民はいつまでも待てません。しっかり敷地外対策を求めてもらうように要望しておきます。

大変気になっていることは、高度浄化設備によって増える下水道への排出量です。現在のくみ上げ量は先ほど6万トンとおっしゃっていました。濃度、1年間の下水道へのPFOA排出量、そして、高度浄化設備設置後のくみ上げ量、濃度、PFOA排出量について教えてください。

- 水谷毅議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 現在年間6万トンとお答えさせていただいて、今後、高度浄化設備の排出量に関しましては、増やす方向で考えていると聞いております。ただ、具体的な数字等は今のところ聞いておりません。

濃度に関しまして、実際にまだ公表はされていないんですけれども、下水道の放流水の濃度については、基準はないものの、排水基準の設置の考え方を参考に、暫定指針値の10倍を目標に管理されております。市内化学メーカーに関しましては、大

阪府が要請しており、それに応じて管理しているということで、市内化学メーカーのホームページにも記載されておりますので、その範囲で行っているのではないかと考えております。

また、議員がおっしゃっておるように、今後、排出量に関して、はっきりした数字で増加するのではないかと御心配かとは思いますが、新たなくみ上げに関する揚水の高度浄化設備が完成しましたら、濃度に関しましては低減も認められるのではないかと思います。過去の経過を見ましても、やはり公表されている分に関しましては濃度の低減が行われていると考えております。今後、対策会議の場でそういうことに関しましても確認していけるのではないかと考えております。

- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 今後の量が分からないということでは駄目なんです。仮にくみ上げ量が2倍になれば、濃度は変わらなくても、下水道へのPFOAの総排出量は2倍になります。濃度だけではなく、総排出量で管理をし、減らすべきです。

排出量は計算できます。2012年、第10回の対策会議の中で、PFOA調査結果付加データという資料があります。2009年から2012年のダイキン工業株式会社から下水道への放流水の濃度と量、下水処理場である中央水みらいセンターから安威川への放流水の濃度と量、それによってそれぞれの排出されたPFOAの量を算出しています。これがほぼ一致している。安威川を汚染しているPFOAはダイキン工業株式会社から排出したものだという証拠です。だから、大阪府は、主たる汚染源はダイキン工業株式会社と言い切っているんだと思います。

ちなみに、2009年のダイキン工業株式会社の下水道への1日のPFOA排出量は213グラム、これはナノグラムに直しますと何と2,130億ナノグラムです。1年間で約78キログラムになります。以前はこんなとんでもない量を下水道に流していたわけです。

ダイキン工業株式会社は、1960年代後半にPFOAの使用開始、1982年には製造に着手、世界8大メーカーの一つとして、40年以上、大量排出してきました。工場地下には超高濃度の地下水が眠っています。対策会議概要録によると、観測井戸の濃度は、2010年、13万ナノグラム毎リットル、2013年、23万ナノグラム毎リットル、2015年に4万2,000ナノグラム毎リットルに下がるものの、2016年では7万ナノグラム毎リットルから9万ナノグラム毎リットル、2018年では7万5,000ナノグラム毎リットルと、超高濃度が続いています。最近の数字はありませんが、濃度が減少しないから新たな対策をするのでしょうか。しかし、たくさんくみ上げて、外へPFOAをじゃんじゃん出されては困るのです。薄めて出すのは困ります。しっかりチェックをして総排出量を減らすように求めてください。

もう一つの問題は、高度浄化設備によって使用済み活性炭が増加することです。ダイキン工業株式会社は使用済み活性炭を委託業者に出していると聞きますが、業者はどのような処理をしているのでしょうか。産業廃棄物としての処理か、今後、量が増えても業者の処理能力は十分か、大阪府や市の把握状況についてもお答えください。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 まず、以前の数字をお

っしゃっていただいたかと思います。現在年間6万トンの排出量で、仮に市内化学メーカーが1リットル中500ナノグラムの濃度で排出しているということで計算しますと、PFOA排出に関しましては年間30グラムということですので、過去の経過からいうと、濃度に関しましての取組等もしっかりと進めていただいているのではないかと考えております。

2点目の排出された使用済み活性炭の処理に関しましては、産業廃棄物に当たりまして、指導権限のある大阪府により確認されていると聞いております。また、使用済み活性炭も含めて、PFOAを含有する廃棄物につきましては、環境省がその適正な処理を確保するために、PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を発出されておまして、同省においてPFASの吸着除去に使われる活性炭の処理実態について調査を行うというような報道もございます。本市といたしましては、こういうPFOA含有廃棄物の適正処理に向けた国の動きなども注視しながら、その処理の方向性についても見守っていきたいと思っております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 ダイキン工業株式会社の委託業者は、PFOAが多量に含まれた特殊な産業廃棄物としてきちんと処理をしている、大阪府はちゃんとそれをつかんでいるということですか。もう一度お願いします。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 先ほど紹介いたしましたPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項には、PFOAを含む産業廃棄物として運搬または処分を委託する際には、産業廃棄物管理票を交付

し、収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階で終了後に返送された産業廃棄物管理票の内容を確認するといったマニフェスト制度の運用が定められております。このマニフェスト制度により不法投棄などが未然に防がれて、適正な処理が推進されているということでございますので、きちんと処理されているのではないかと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 されているのではないかとじゃなくて、ぜひ確認をしてください。よろしくお願いします。今後の処理能力についても把握するように求めておきます。

最近、大きな土のうのようなものが工場敷地内に山積みされていますけれども、あれは何でしょうか。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 遮水壁設置のために掘り起こされた土壌でございます、多分、フレコンバックに封入されてグラウンドに置かれているものを御質問されているのかと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 フレコンバックの中は土壌だということですが、PFOAを含んだ産業廃棄物としてこれも処理されるのでしょうか。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 掘り起こされた土壌に関しましては、PFOA含有廃棄物には該当しておりませんが、大阪府に確認したところ、当該土壌に関しまして、搬出者に対してPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に準じて処理するように指導していると聞いております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 岡山県吉備中央町で、使用

済み活性炭から染み出した高濃度PFOAが原因と見られる飲用水汚染が発生しました。町の業者はどこからの活性炭かは明らかにしていませんが、PFOAが多量に含まれていることを知らなかった、使用済み活性炭は再利用するため産業廃棄物ではないと言っているそうです。使用済み活性炭や土壌、汚泥など、PFOA汚染を各地に広げないために、業者任せでなく搬出者の責任が問われます。ダイキン工業株式会社についても最終処分まで管理を徹底させることを求めておきます。

次に、血液検査についてお尋ねします。

吉備中央町で住民有志による血液検査を受けた27人全員が、全米アカデミーズが健康リスクが高まるとした血液1ミリリットル中20ナノグラムを上回り、平均171.2ナノグラム、最高348.5ナノグラムだったそうです。6月12日、NHK「クローズアップ現代」がこの問題を報道しました。番組では、27人に独自アンケートを取り、流産が目立ったとしています。3度流産をした女性は、因果関係があるなら一刻も早くPFASを規制してほしいと語っていました。町では、行政初のPFASの血液検査を10月から11月に行うそうです。摂津市の見解を伺います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 PFASに係る血液検査の必要性につきましては、国に設置された学識経験者等で構成するPFASに対する総合戦略検討専門家会議監修の下、国が令和5年7月時点の知見に基づき取りまとめた「PFOS、PFOAに関するQ&A集」において、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは

困難なのが現状であるとの見解が述べられております。

一方で、国は、同専門家会議から、一般的な国民の化学物質への暴露量を把握するため、モニタリング調査としての血中濃度調査について、調査規模の拡大や自治体との連携など、本調査の実施に向けた検討を進めることが必要であるという提言もされております。

本市といたしましては、これまで国に対して、人の健康への影響について、科学的な知見の集積、それからガイドラインの作成などを要望しております。この提言を踏まえた今後の国の動向をしっかりと注視し、国が調査を実施する際には、関係部署と連携しながら協力してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 知見が必要だ、それがないから基準ができないんだとおっしゃいました。しかし、知見は、血液検査、疫学調査、そういうものなしにはできないと思うんです。外国からの分を引っ張ってくるだけでは駄目だということが言われていますけれども、日本の中でやる必要があると思うんですが、それについてどうお考えでしょうか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 知見の集積について、その点でも血液検査が必要なのではないかとございませう。

今回、食品安全委員会のワーキンググループで評価書を取りまとめられましたけれども、その中においてもその点について記述されております。やはり血液検査だけではなく、健康影響調査を同時並行でやっていくことが重要である、血液濃度の調査だけではその時点の血液濃度の調査結果しか

分からないという記述がございましたので、そういった点で、国に、血液濃度の調査だけではなく、そういった知見の集積についてきちんと研究を進めていっていただくように引き続き要望してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 吉備中央町は、今回やるだけではなくて、5年後にももう1回やると打ち出されています。1回こっきりではなく、健康影響調査ももちろんやっていく、町がこういうことを既にスタートしているわけです。ぜひ摂津市にもやってほしいんです。

食品安全委員会のお話が出ましたが、食品安全委員会の評価書の決定が出ました。ここに関して、今まで環境省は、汚染地域で血液検査をすると、ただただ不安をあおるだけだからやらないと国会でも答弁してきましたけれども、そこと変わった対応が、「今後の取組」というところで、暴露量の懸念がされる地域の住民に対してこういうことが述べられています。ここを讀んでください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 議員が御紹介の評価書の内容でございます。そこでは以下のように記述されております。

我が国においては、PFAS暴露が懸念される地域の住民における血中濃度の分布、高暴露者の把握等の必要性も含め、今後のリスク管理の方策や対応の優先度等について検討することは重要と考える。国や自治体等が血中PFAS濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討する必要があるという記載となっております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 この評価書は基準が緩過ぎるなど問題は多いんですけれども、汚染地域での血液検査について検討することが重要だと。これは一歩前進だと思っているんです。さらに、評価書は、いろいろ慎重にしなさいとは言うものの、国や自治体を実施することを否定はしていません。これはやっぱり国も変わり始めているんだと思うんです。

大阪府で行われた市民団体による大規模検査で、摂津市民で全米アカデミーズの基準20ナノグラムを超えた人が多いことが示されました。2012年にダイキン工業株式会社が製造・使用をやめてから12年がたちますが、いまだ影響が続いています。PFOAは半減期が3年ほどと言われますが、半減期の説明と、現在27ナノグラムの場合、12年前はどれぐらいだったのか教えてください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 まずは半減期でございますけれども、半減期とは、新たな摂取がない場合に人の体内濃度が半分になるまでの期間とされております。PFOAにおきましては、この半減期は約2.3年から8.5年と言われております。仮定の話ではございますけれども、仮にこの半減期を3年といたしますと、2012年から新たな暴露がなく、現在の体内の血中濃度が20ナノグラム毎ミリリットルの方の12年前の体内濃度は、計算上、320ナノグラム毎ミリリットル程度であると考えられます。しかしながら、先ほども申し上げました6月25日付のPFAS評価書において、PFOS及びPFOAの消失半減期は数年にわたる長期間であり、体内動態について不確実な点が多く、測定された血中濃

度の結果から、PFAS摂取・暴露の量、時期、期間等を推測することは現時点の知見では困難であるとの見解も示されている状況でございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 市民の不安に寄り添わず、血液検査すら行わないというのはあり得ません。長期にわたって体内に残り続ける永遠の化学物質、12年前は320ナノグラム毎ミリリットル、吉備中央町の最高値に近い値です。血液検査を摂津市としてぜひやってほしいんですけれども、国がどうかいうんじゃなくて、吉備中央町もスタートしているんです。どうして摂津市ができないのか、そのことについてお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 血液検査についてでございます。

先ほどからもお話しさせていただいております評価書でございますけれども、この評価書につきましては、リスク評価機関である内閣食品安全委員会がリスクを評価し、今後、環境省や厚生労働省などのリスク管理機関が監視・指導や対策を講じる形で日本の食品の安全を守るという仕組みになっております。

この評価書につきましては、リスク管理機関である厚生労働省や環境省に対して送付されておりますので、今後、このリスク管理機関で様々な対策等が検討されていくものと考えておりますが、現時点におきましては、リスク管理機関である環境省の見解は、令和5年7月に発出されたQ&Aのとおり、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについて明らかになっていないという見解のままでございます。そのため、現状、市として独自の血

液検査を実施する予定はございません。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、この評価書を受けて、次の段階としてリスク管理機関が様々検討をされていくものと考えております。そういったリスク管理機関である国の各省庁に動きが出るのが想定されておりますので、この動向についてはきちんと注視し、様々な要請がありましたら協力してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 やらない言い訳を並べているだけにしか聞こえません。PFOAは、妊婦や胎児への影響が強く、遺伝子やホルモンにも作用するとの指摘もあります。少子化とか子供支援とか言っていますが、子供たちや未来の世代にとって、今、血液検査を行うことが必要だと申し上げて、時間がないので次の質問に移ります。

次に、全国一高い国保料についてです。

統一化を目指す前、2017年度と比べ、一人当たり保険料が年額3万2,540円の増、所得210万円、40代夫婦と小学生二人の世帯では9万8,412円、何と約10万円の増。とんでもない値上げです。

統一保険料は全国一の高さです。医療費が増えたと言いますが、一人当たり医療費のトップは大阪府ではありません。2021年度のデータですが、トップは佐賀県であり、大阪府は13番目です。つまり、大阪府の保険料は必要以上に取っているわけです。その分、大阪府内市町村は黒字で基金を積み上げてきました。摂津市も2017年度にはゼロだった基金を積み上げています。法的に保険料を決める権限は市町村にあること、国保は社会保障であることの2点についてお聞かせください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 保険料の決定権限につきましては、平成30年度から、広域化により、事業費納付金を市町村が都道府県に対して納める仕組みとなっており、国民健康保険法上、保険料の決定は市町村で行うこととなっております。一方で、市町村は都道府県国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされております。

また、社会保障としての認識についてでございますが、国民健康保険制度は、社会保険の一つとして、日本の社会保障の中心をなす国民皆保険制度の基礎であると認識しております。また、そうであるがゆえに、持続可能な仕組みの構築を目指し、広域化の推進を図っているところでございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 運営方針と言いますが、運営方針よりも法律のほうが上ですので、運営方針を守らなかったからといって罰則もありません。統一保険料ではなくて独自で引き下げるべきではないでしょうか。お答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基礎をなすものですが、被保険者の低所得化が進む一方、高齢化の進展によりまして医療費水準が高いなどの構造的課題を抱えていることから、平成30年度の広域化により、それまでの市町村単位から都道府県単位での運営に切り替わったところでございます。加えまして、令和6年度からは、新たな国民健康保険運営方針にのっとりまして、保険料率等の基準が統一化され、さらなる安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築を図っているところでございます。

保険料率の統一化後におきましては、大阪府において保険料率の設定時に保険料抑制をいかに図れるかということになりますが、大阪府内全体でこれまで以上に健康づくりや医療費の適正化を推進するとともに、大阪府全体としての公費の獲得に努めるなど、より多くの保険料抑制財源を確保していくよう、大阪府と大阪府内市町村との連携を図ってまいります。

加えまして、国民皆保険制度を支える国保の制度設計に責任を持つ国に対しまして、被保険者の保険料負担が軽減されるよう、公費のさらなる拡大など、万全の財政措置を、引き続き、市長会等様々な機会を通じ、国に要望してまいります。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 暮らしを守る社会保障の観点からも保険料の引下げを強く求めます。別に大阪府全体で引き下げなくても、摂津市は権限を持っているんですから、摂津市独自の権限で摂津市の保険料を引き下げてほしいんです。

全国一高い保険料となり、払いたくても払えない人が増えています。先日、一人暮らしの女性の相談を受けました。非正規でも必死に働いてきたが、難病で入院し、収入も預貯金もほとんどなくなった。病院への支払いのために限度額適用認定証が必要だが、保険料を滞納し、出してもらえないという相談でした。

まず、限度額適用認定証とは何でしょうか。お答えください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 限度額適用認定証でございます。

通常は、医療費の自己負担額が高額になった場合に、所得区分に応じまして設定されている自己負担限度額を超えた分は、申

請によりまして高額療養費として後ほど支給されますが、一旦は医療機関の窓口でのお支払いが必要となります。しかし、あらかじめ限度額適用認定証を提示すれば、窓口でのお支払いが限度額までとなるという制度でございます。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 交付されないと、高額な医療費を一旦支払わなければならないということです。保険料を滞納しているとどうなるのでしょうか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 国民健康保険法施行規則第27条の14の2に基づきまして、原則として、保険料の滞納がある場合は認定しない、つまり交付しないこととされております。しかしながら、保険料の一定のお支払いと完納計画を立てていただくことなどの要件を満たした場合に交付を行っております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市は、滞納世帯における限度額適用認定証発行基準を作成しています。滞納世帯には原則発行できない、発行要件は、完納計画と1回分の納付、つまりお金を持ってこなければ認定証を出さないということです。病気で困っている人に何て冷たい仕打ちでしょうか。滞納要件をなくすべきではないでしょうか。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 国民健康保険法施行規則第27条の14の2の規定からも、限度額適用認定証の交付に当たりましては、保険料の滞納がないことが求められていますので、その解消につながる要件として、保険料の一定のお支払いと完納計画を立てることを要件から外すことは難しいと考えております。

- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 なるほど、国民健康保険法施行規則には滞納がないことが要件と書かれています。しかし、同時に、国民健康保険法施行令第1条に定める特別の事情があると認められる場合または市町村もしくは組合が適当と認める場合を除くとも書かれています。この国民健康保険法施行令第1条の特別の事情とは何でしょうか。
- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長 国民健康保険法施行令第1条におけます特別の事情について申し上げますと、まず、第1号として、世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと、第2号、世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと、第3号、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと、第4号、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと、第5号、前各号に類する事由があったこととなっております。
- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 お読みいただいた特別の事情の中には、病気やけがをしたときという項目もあります。病気やけがで困っている人には滞納があっても交付するというのが国民健康保険法施行規則第27条の14の2です。摂津市は、滞納がある人には交付しないということだけを切り取り、特別の事情には一切触れていない。これは施行規則をゆがめるものです。発行基準に特別の事情の項目も全部含めて書き換えるべきではないでしょうか。お答えください。
- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長 国民健康保険法施行規則にのっとっての対応が原則でございます。あくまでも、市が認める場合の要件をまとめた基準は、窓口対応での統一的な対

応をさせていただくためのものでございます。とはいえ、被保険者の状況は個々で異なることは十分認識しております。より丁寧な対応に資するよう、一定のお支払いや完納計画を立てることが難しい場合であっても、医療受診の必要性の観点なども含めて総合的に判断していく点や、お問い合わせである特別の事情の規定も含めて補記を行い、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

- 水谷毅議長 増永議員。
- 増永和起議員 書き直していただけるということでした。全国一の高額保険料を吹っかけておいて、払えず滞納したら病気で困ったときも助けない、限度額適用認定証が欲しければお金を持ってこいと言わされる職員の皆さんだっただけです。国保は社会保障です。保険料を引き下げ、命と健康を守る本来の運営に徹することを強く求めてこの質問を終わります。

最後に、高齢者の補聴器についてです。

東京都港区では、生活保護の方も持ち出しなしで補聴器を使用できるように、助成の上限を13万7,000円と、全国一の金額を設定しました。早期発見のためにと対象は60歳以上です。東京都港区と同様の制度を摂津市で行う場合の予算規模はどの程度でしょうか。

- 水谷毅議長 保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長 東京都港区の高齢者補聴器購入費助成事業の内容につきましては、議員もおっしゃっていただいておりますとおり、所得制限はなく、住民税非課税の方は13万7,000円、課税の方は6万8,500円を上限に補聴器購入費用を助成するものとなっております。同区の令和4年度実績を確認いたしますと、年度末時点の60歳以上人口5万8,403人に対

しまして、助成の実績は523件、5,446万円となっております。これを本市の令和6年5月末時点の60歳以上人口2万6,420人に置き換えた場合、全て住民税非課税の方とした場合の試算となりますが、約2,500万円の予算規模になると承知しております。

○水谷毅議長 増永議員。

○増永和起議員 必要な方全てが補聴器を使用することが、高齢者の生活を支え、介護予防、重症化防止にもつながります。約2,500万円は決して大きな額ではないと考えます。購入後のフォローが重要ですが、相談医や認定補聴器技能者との連携や、近隣自治体との協力体制の構築など、実現に向けた取組を要望します。また、実施に当たっては、ビルド・アンド・スクラップと言ってほかのサービスを削らないことも要望し、私の一般質問を終わります。

○水谷毅議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1、都市計画道路十三高槻線正雀工区についてです。

正雀本町から摂津市方面はアンダーパスがありまして、吹田市方面に行きますと阪急電鉄の高架になって、それを越えて下りてくるという状況になっています。令和5年度末に供用と伺ってございましたけども、延期になっております。延期になった理由と供用の見通しについてお聞きをしたいと思います。

2、千里丘駅西地区再開発事業について

です。

第1回定例会においても議論があったんですけども、解体工事が昨年度末に延期されて工事契約を変更したということですが、現在の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

続いて、3、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

現在、阪急摂津市駅前のロータリーで工事をしていたり、用地取得でフェンスで囲まれた用地が多く増えておりますけれども、現在の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

続いて、4、健都イノベーションパークについてです。

昨年度、摂津市所有の土地の売却に係る公募が応募者不在で不調となりましたけれども、その経緯と理由についてお聞きをしたいと思います。

続いて、5、鳥飼まちづくりグランドデザインについてですけれども、多くの議員が質問をされております。現在の進捗について改めてお聞きをしたいと思います。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 都市計画道路十三高槻線正雀工区の供用が延期になった理由と供用の見通しについての御質問にお答えいたします。

都市計画道路十三高槻線の正雀工区につきましては、大阪府より本線部の地下の下水道工事において支障物が見つかり、その撤去・復旧のために時間を要することとなり、供用を延期されたと聞いております。また、あわせて、供用の見通しにつきましては、下水道整備工事の再開のめどが立つ今年の夏頃までに工程を精査されると伺っ

ております。今後も、大阪府に対し、状況が変化した場合には情報提供していただくよう要望してまいります。

続きまして、千里丘駅西地区再開発事業の現在の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本事業は、これまで、令和2年2月に都市計画決定、令和3年6月に事業計画決定、令和4年12月に権利変換計画決定と進め、令和5年度には、関係権利者の方々の御理解と御協力をいただき明渡しが完了し、その後、建物解体工事や下水道工事、埋蔵文化財調査などを進めてまいりました。当初の計画では4月の建築工事着手としており、2街区につきましては予定どおり工事を進めていますが、1街区につきましては、現在、敷地内の解体工事中であり、解体工事完了後に着手してまいります。

また、市が施工する自由通路や駅前広場などの公共施設工事につきましては、令和6年度、つまり今年度の着手に向けて、積算等の発注準備を進めているところでございます。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本事業は、庄屋公園より茨木市域の大正川付近までの間、約2.1キロメートルの区間を対象に、開かずの踏切1か所を含む5か所の踏切を一挙に除却することで、踏切による交通渋滞や事故を解消するとともに、都市交通の円滑化や線路で分断された市街地の一体化を図るもので、本市のまちの活性化及び発展に大きく寄与する事業であります。

本事業における進捗状況でございますが、まず、用地取得については、関係する

権利者の方々の御理解と御協力により、現時点において面積ベースで約65%まで取得が進んでおります。特に、令和6年度に入り、これまで交渉を続けておりました阪急摂津市駅前の大型区分所有マンションとも合意に達することができ、これで付け替え道路の整備に必要な用地を取得することができたところでございます。

次に、準備工事につきましては、現在着手しております阪急摂津市駅前の仮設駅前広場整備工事を鋭意進めるとともに、令和5年度、道路築造用に土留め鋼矢板を設置した庄屋1号線の付け替え道路の整備工事を予定しております。令和6年度内の完成を目指しております。

また、庄屋公園の支障移転工事につきましては、年度内の発注を予定しており、鉄道工事着手に向け、市の準備工事も順次進めているところでございます。令和6年度も引き続き、残る用地の取得と鉄道工事着手に向けた準備工事に取り組んでまいります。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 健都イノベーションパークについての御質問にお答えいたします。

まず、経緯といたしまして、令和6年2月に参加意思表明書等の提出があり、その後、1次審査を通過していた事業者より、令和6年3月7日に辞退届の提出がございました。これによりまして、本公募については不調となったものでございます。辞退した理由につきましては、直近の建設費高騰などにより、当初の想定予算を大幅に超過し、健都イノベーションパークにふさわしい施設の実現が困難であると判断したためと聞き及んでおります。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインの進捗についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、令和4年7月に策定され、同年から居住性向上エリアのAエリア、Bエリア、Cエリア、企業と住民の共存発展エリア、田園（農業とのふれあい）エリア、人とものが集まる賑わい（核）エリアでの説明会を実施しております。

これまで、これらの説明会などを通して、住民の皆様等から鳥飼まちづくりグランドデザインに関する様々な御意見を頂戴しております。さらに、将来予想の具現化に向けたワークショップについても居住性向上エリアAで開催しており、魅力ある淀川河川敷をテーマに活発な議論が行われました。

令和6年度以降につきましては、将来予想や取組の方向性の確認が完了したエリアから順次ワークショップを開催いたします。ワークショップでは、個別具体の対策について議論させていただき、具体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目から一問一答でさせていただきたいと思います。

まず、都市計画道路十三高槻線正雀工区についてです。今年の夏頃までに工程が精査されるということで、もう夏になりますので、そろそろ工程を精査されると思います。情報提供を要望されるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

聞いていますと、令和6年2月に、吹田市の地元では案内とかチラシを配布された

ようであります。摂津市はホームページをもって情報を把握されたということですが、線としては摂津市から吹田市につながっているわけですから、それは摂津市にも情報を提供していただかなあかんと思うので、これは強く要望をお願ひしたいと思います。

平素から私は、市民の声で、府道とかそういう部分は市を通じて大阪府に要望を上げさせていただいています。で、要望を上げさせていただいたところを工事するわけです。そして、建設部に以前に要望を上げたんですけれども、あれは要望を上げたところの工事ですかと言うと、いや、摂津市としては大阪府から聞いていないんですと言うわけです。それは、やはり市から要望を上げているわけですから、工事をすとか完成をしたとかいうことは市に返してもらわなあかんと思うんです。返してもらって、議員等が要望した部分に関しては、市民に対してそれをまたお返しをせなあかんことになると思います。その点、大阪府が不親切と今までずっと私は思っているの、その点も含めて要望をお願ひしたいと思います。

続いてですが、千里丘駅西地区再開発事業です。1街区をまだ解体中であり、これから建設という御答弁であります。これは令和8年度に完成予定でありますけれども、完成は予定どおりであるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 解体工事の工事延期により、特定建築者が実施する建築工事への影響も考えられるところでございますが、今後、本市が実施する工事の進捗等も踏まえ、特定建築者、施工計画等について協議・調整をしっかりと行い、一日も早い完

成を目指し、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 JR千里丘駅の西地区については、昭和63年に再開発準備組合が立ち上げられて、平成29年に解散をしたと思うんです。解散をして、市主導でもって開発に入っていったということで、現在に至っていると思います。これは長年市民が期待をしている部分でありますから、予定どおりの完成を目指して取り組んでいただきたいと思っておりますので、強く要望をしたいと思います。頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、阪急京都線連続立体交差事業についてです。これは令和15年度の完成となっておりますけれども、予定どおりであるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 現段階で変わりはありません。引き続き、令和15年度末の完成に向け、大阪府及び阪急電鉄とともに協力し、事業を進めてまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 この件に関しては、森山市長が1期目の最初のときに質問させていただいたと思うんです。前市長の森川市長が、ダイヘンと、摂津市と、当時でいうと住宅都市整備公団の三つであそこを開発するということでしたが、住宅都市整備公団が解散をして、そのまま数年、解散状態になって前に進まなかったわけです。で、森山市長が1期目で当選をしたときに、ダイヘンに、あそこの土地を購入するのかわからないのか、開発を進めるのか進めないのか、進めないにしても答えを出さなければならない

のではないですかということでは質問をさせていただいた経緯があると思います。そのときに、森山市長から開発を進めるというお答えをいただいて、それで今の阪急京都線連続立体交差事業につながっていると私は思っておるんです。その点も、先輩から聞きますと、以前には香露園のところに駅ができるといううわさも聞いたり、これは昭和の時代からの話でありますので、多くの市民の方が高架については期待をしております。ぜひともこの点も予定どおりの完成を目指して取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、健都イノベーションパークについて質問をさせていただきます。

建設費の高騰が不調原因とのことでありますけれども、今年度の売却についてはどう考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 本市といたしましては、昨年度に引き続き、売却に向けて取組を継続しているところでございます。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、具体的にどのような取組を実施しているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 現在、イノベーションパークへの進出に興味を示している業者から問合せが複数入っております。それぞれに対しまして健都のコンセプト等を説明するとともに、公募参加に向けた検討状況などのヒアリングを行っている状況でございます。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 進出に興味を示されている業者がある、問合せが複数入っているという

ことでありますけれども、売却に向けて具体的な方針やスケジュールは決まっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 健都イノベーションパーク売却の方針につきましては、昨年度同様に公募型のプロポーザル方式での業者選定を予定しております。ただし、昨年度よりも多くの業者に参加いただくことを目的といたしまして、公募要項の参加要件や公募開始から資料提出までの期間等の一部見直しを検討していきたいと考えております。

また、スケジュールにつきましては、業者のヒアリング等を行いながら、プロポーザル方式の入札を成立させることができるタイミングを見定めまして公募を開始し、業者選定を進めていきたいと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 公募条件の見直しなどを進めて、多くの業者に参加いただく工夫をされて、早く売却をできるように、それも、本市にとりまして、歳入を考えると、優良な企業に入っていただくようによろしくお願いいたしますと思います。

ただ、今、摂津市企業立地等促進条例がありまして、奨励金を交付するということであります。参入をしていただいても、すぐさま、例えば固定資産税であったり、それが丸々100%摂津市の歳入になるということではなくて、今は奨励金としてお返しをするということがある状況であります。この期間が延びれば延びるほど丸々歳入で入ってくる部分が延びるということでもありますから、ぜひともいち早く歳入確保といえますか、入っていただける企業に売

却できるようによろしくお願ひしたいと思います。

吹田市から給食センターというお話がありましたけれども、私は、これはコンセプトに合っていないと思しますので、そういう話があれば、それは摂津市として毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。この点は要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。この取組内容の進捗の管理はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインは、鳥飼地域の特徴、地域資源を踏まえまして、より長期的な視点からの将来のまちづくりの方向性を取りまとめたものとなっております。取組につきましては、ワークショップを開催し、市民の皆様等からの御理解、御協力が得られたものから具体的な市の施策や事業計画の検討を行い、各種個別計画に反映し、実現に向けて実施していくものと考えております。

○水谷毅議長 森西議員。

○森西正議員 この部分に関しましては、全ての部局に関わることで、これを横断的に取り組むべきだと思うんです。これは担当以外の他の職員も理解をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインは、各行政分野の方向性、取組、目標を示した摂津市行政経営戦略の地域版として、摂津市行政経営戦略の10分野29施策の取組を前提に、鳥飼地域の特徴、地域資源を踏まえて、より長期的な視点からの将来のまちづくりの方向性を取りまと

めたものでございます。職員に向けては、庁内全課向けの鳥飼まちづくりランドデザイン説明会の実施や、鳥飼まちづくりランドデザイン通信の発行による情報共有等を行っており、全庁体制で取り組んでいるところでございます。

- 水谷毅議長 森西議員。
- 森西正議員 これは鳥飼ランドデザインだけではないんですけれども、私も知っている限り、人事異動によってたくさんの職員が鳥飼まちづくりランドデザインの担当から替わっています。異動で担当になっても、今から勉強しますではなくて、やはりそこは即戦力で仕事をしていただかなければならないと思います。平素からその点は勉強していただきたい。これはランドデザインだけの話ではなくて、様々な部分を勉強していただかなあかんと思いますので、その点は切にお願いして質問を終わりたいと思います。

- 水谷毅議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

- 安藤薫議員 それでは、順位に従いまして、3点、一般質問を行いたいと思います。

一つ目は、2025年大阪・関西万博へ児童・生徒を招待する事業について質問をいたします。

大阪・関西万博をめぐっては、膨れ上がる事業費や海外パビリオン建設の遅れ、軟弱地盤、脆弱な交通アクセス、地震や台風などの災害時の避難計画の不備など、問題が山積しています。会場となる夢洲は、ごみや下水汚泥などの最終処分場で、地中からはメタンガスが噴出し、3月には爆発事故も起きました。保護者や学校現場から懸

念や不安の声が上がるのは当然のことで、私は、このように危険な万博に、学校の遠足行事として、子供たちを無料招待と称して動員することはやめるべきだと考えています。大阪府都市教育長協議会からも、安全かつ円滑な滞在・活動・移動の確保について、必要な情報が十分に得られず不安を抱えているとして、大阪府教育委員会に緊急要望書が提出されたとのことであります。

そこで、教育委員会にお伺いいたします。万博への遠足について、どのような懸念をお持ちなのか、お聞かせください。

二つ目、河川防災ステーションについて質問をいたします。

河川防災ステーションは、淀川の水害時の緊急復旧活動拠点や一時的な避難場所となる国の高台整備事業、また、平常時には、コミュニティ施設として活用する水防センターなどを高台の上に整備する摂津市の事業として、令和4年度から始まっています。用地買収や既存建築物の解体、盛土造成工事など、地域住民に対して大きな影響が出ることが予想されます。十分な説明と対策の準備が必要だと考えます。そこで、まず最初に、この事業の現在の進捗状況についてお聞かせください。

三つ目に、地域公共交通の充実について質問をいたします。

摂津市地域公共交通計画策定に向けて法定協議会が立ち上げられ、行政、交通事業者、学識者や公募市民が一堂に集い、議論が始まっています。誰もがいつでもどこでも安全で安心できる豊かな交通を享受できる地域社会は市民共通の長年の願いです。一方で、公共交通を取り巻く環境は様々な困難があります。利用者の減少や人手不足などで地域公共交通の確保・維持が困難に

なっていると言われております。このままでは、バスなど公共交通の充実を求める市民と困難を抱えている事業者との間で対立が生じかねません。これまで公共交通を経済や経営の対象として捉えてきた考え方を改めて、人権や暮らしを支える視点での検討が重要であると考えます。そのために、摂津市の公共交通に対する姿勢がいよいよ重要になってくると考えます。そこで、公共交通の充実に向けて、市の役割、責任についてお問いをしたいと思っております。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 校外学習として、子供たちが大阪・関西万博に参加するに当たり、懸念されることについての御質問にお答えいたします。

校外学習として、子供たちが大阪・関西万博に参加するに当たり、子供たちの安全・安心が最も大切だと考えており、大阪府都市教育長協議会を通して、環境や条件の整備などを求めたところでございます。

具体的な懸念点としては、まず、子供たちを校外学習に引率する際、安全な来場手段の確保でございます。観光バスが十分に確保できる見通しでないことや、電車等公共交通機関を利用する場合、発着駅での混雑等を考慮すると、小学校低学年や配慮が必要な児童・生徒の安全確保が懸念される状況でございます。

また、万博会場で安心・安全に過ごすことができる環境整備でございます。熱中症回避のための十分な日陰の確保や、雨天時の収容スペースの有無、災害時の避難方法など、不安要素がございます。

教育委員会といたしましては、今後開催

が予定されておる大阪府教育庁主催の説明会等で得た情報を、随時、学校現場に伝えてまいります。

○水谷毅議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションの進捗についての御質問にお答えいたします。

鳥飼地区河川防災ステーションは、令和4年3月25日に登録され、これまでに、令和4年4月24日と翌年の令和5年5月21日に、国と市との合同で地元住民を対象といたしました鳥飼地区河川防災ステーションに係る事業説明会を実施しており、住民の皆様にも事業の説明を行っているところでございます。国の事業説明会資料によりますと、事業開始からおおむね10年での完成を目指して進められております。

また、河川防災ステーションの整備に向けての用地取得につきましては、国と連携しながら、関係権利者と用地取得に向けた補償協議を進めているところでございます。

○水谷毅議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 地域公共交通の確保・維持に向けた市の責任についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、公共交通を取り巻く環境は、多くの地域で深刻な状況になっております。本市も同様に、人口減少や少子高齢化による路線バスの利用者減少や運転手不足などにより、民間の交通事業者だけでは現状を維持することや新たな需要に対応することが困難になってきております。

そのような中、令和2年に改正されました地域公共交通活性化再生法では、全ての

地方自治体に対して地域公共交通計画の策定が努力義務化されるなど、市民の移動手段の確保について、市の果たす役割が大きくなっていることは認識しております。また、地域公共交通は、地域特性の把握や高い専門性が必要となる場面も多く、利害関係者との調整もあることから、持続可能性を担保するためには様々な関係者による協力が必要不可欠でございます。そのため、市が主体となり、地域の交通事業者や利用者などとの共創による意見交換、対話をしっかり進めるため、摂津市地域公共交通協議会を立ち上げ、まずは摂津市地域公共交通計画の策定に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 質問の途中ですが、暫時休憩します。

(午前 11時40分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

安藤議員。

○安藤薫議員 それでは、2回目、一問一答で質問してまいります。

万博への児童・生徒招待事業についてでございます。

万博を遠足の行き先として考えた際の摂津市教育委員会の懸念事項を御答弁いただきました。子供の安全に関わる問題としては、どれも非常に重大な懸念であって、それが解消されることが大事なことだと思うんですけども、言及されていなかったもので、併せてお伺いしておきます。

今年の3月に夢洲1区、万博会場のグリーンワールド工区というところの東トイレで発生したガス爆発事故、これは本当に極めて重大な事故であると考えます。その後

の調査などによりますと、事故のあったトイレでは、これまで基準を上回るメタンガスが76回検知されたとのこと、また、パビリオンワールドの中にあります迎賓館近くでも、万博協会自らが定めた火気使用停止基準を上回るガスが発生していたことも明らかになっています。ごみや下水汚泥の最終処分場として埋め立てられた人工島であるがゆえの重大なリスクと考えられますが、市教育委員会としての認識、受け止めをお伺いいたします。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 ガスの問題でございます。

ちょうど先日6月24日に、日本国際博覧会協会よりメタンガス等に関する会期中の安全対策が取りまとめられ、報道発表されておりました。私どもはホームページ上の確認となりますが、今回取りまとめられた会期中の安全対策については、引き続き、継続的なメタンガス等の測定、調査を行うとともに、有識者から御意見をいただき、必要に応じて見直しを行っていくと示されております。しかしながら、様々な情報不足で不安や懸念する事項もございません。教育委員会といたしましては、大阪府教育庁とともに連携し、会場の安全性について確認を行ってまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 確認されるということですが、昨年夏、1日2トンのメタンガスが発生していることが明らかになっています。日本国際博覧会協会がこのたび発表された安全対策は、これまでの自然換気による対策を機械によって強制的に排出する換気に、それから、測定器などを置いて監視していくんだというようなものにとどまっ

ています。メタンガスの発生抑制であるとか爆発事故を起こさないという根本的な解決にはなっていないで、これは非常に重大なリスク、懸念事項であると申し上げておきたいと思うんです。

5月、大阪府が実施した大阪府内の学校に対する意向調査について、昨日も西谷議員からの質問で御答弁されていましたが、このときには爆発事故について学校現場はしっかり知らされていない。教育委員会もそうかもしれませんが、様々な懸念事項、情報があまりにも不足している中で意向調査だったことを考えると、非常に問題の多い状態が現在も続いていると言わなければいけないと思っています。意向調査で多くの学校が参加希望と回答されたとのことですが、今後、懸念事項を解消し、安全の確保が取られない場合には、参加希望と回答していても行かないという選択をすることが重要であると考えています。

ただ、行く、行かないの判断が学校現場に委ねられているという状況について、非常に心配な点がたくさんあります。今後、万博開催がどんどん近づいていきますと、日本国際博覧会協会、国、行政、財界、マスコミを挙げて練り広げられていくであろう、万博機運醸成などの社会的、政治的、有形無形の圧力が加わってくることが予想されます。現に摂津市でも、既に日本国際博覧会協会に市職員を派遣されていたりとか、また、万博機運醸成のためのイベントの開催を市が積極的に行っていくなどということで、市も万博に協力しているのだから学校も協力しなければいけないんじゃないか、そんな思いの中で、学校がきちんとした子供の安全の確保という観点からしっかりと判断できるのでしょうか。または、

判断する上で、学校が矢面に立って、判断することが非常に大きな負担になることは、子供の安全を守る点からいうと、やっぱりここは注意しなければいけないと思います。

そこで、教育長にお伺いします。ガス爆発リスクも含めて、先ほど御答弁いただいた不安や懸念が解消されない場合、市教育委員会として、学校自ら判断するのはそうではあるけれども、行かなくてもいいというメッセージをしっかりと出すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○水谷毅議長 教育長。

○若狭教育長 この大阪・関西万博における児童・生徒招待事業につきましては、子供たちが最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらいたいという目的がございます。また、学校行事として参加することで、それぞれの家庭環境にかかわらず、多くの子供たちが万博へ行くことが可能になる狙いも承知しております。

学校行事は教育課程上の位置づけでございますので、その編成権は校長にございます。各校が行く、行かないの判断を行うために最も大切とするのは、議員が御指摘のとおり、子供たちが安全に参加できる、保護者にとっても安心して送り出すことができる環境が整っているかどうかでございます。しかしながら、今回、そうした判断をするための必要かつ十分な情報すら、各市町村教育委員会、あるいは学校へ与えていただいております。要望とか懸念材料への質問に対しても具体的な回答を得ていない状況でございます。学校はますます不安を抱えているところであるのは承知しております。

私といたしましては、万博への校外学習

が子供たちにとってのかけがえのない体験ができる学びの場となるのではないかと期待はしております。しかしながら、各校が安全性の判断すらできない情報不足の状況でございますので、大阪府教育庁に対しまして、引き続き、より詳しい情報提供を求めるとともに、得られました内容、あるいは改善方策等を各校へしっかりと伝えて、まず共有してまいるのが一番かと現時点では考えております。

以上です。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

教育長がおっしゃいましたように、私も、この万博はいろんな問題があって中止を求めている立場ではありますが、仮に万博を開催するにしても、遠足行事として子供たちを集団で連れていくことについては、やはりしっかりとした主体的な判断をする必要があると思います。

昔の文部省の通知「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」という文書の中に、教育委員会は、所管の学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分に検討し、児童・生徒の安全と健康の上で無理がなく適切なものとなるよう指導することとあります。もちろん、遠足の行き先であるとか、その目的であるとか、または教科の内容などについての決定権は学校現場にあって、教育委員会が乱暴に介入することは抑制的でなければなりません。しかし、子供の安全であるとか健康に関わるような問題については、学校任せにすることがかえって学校への負担を増やすことにもなります。教育委員会としてしっかりとした調査を行って、問題があるのであれば行かないという判断もありだということをメッセ

ージとして学校に伝えることが、学校の負担を軽くするとともに、子供たちの安全や健康を守る適切な遠足授業につながると思います。教育長、その点の見解をもう1回お答えいただけませんか。

○水谷毅議長 教育長。

○若狭教育長 校外学習は、学習活動の一つであり、安全に配慮され、質の高い体験活動である必要がございます。これまでも、これらを踏まえまして学校は校外学習の計画を作成しておりますし、私ども教育委員会も必要に応じてその内容等を指導してまいりました。大阪・関西万博への校外学習についても同様であり、子供たちの安全確保や健康へ配慮した計画を立てなければなりません。しかしながら、現時点では、詳細な計画を立てる以前に、前提とする情報が不十分でございます。同様に、教育委員会が判断するにも情報が不十分でございます。

5月に、大阪府都市教育長協議会より大阪府教育庁に対して緊急要望を提出いたしました。その回答も含めた大阪府内市町村教育長対象の説明会が来月10日に実施されます。当日は大阪・関西万博会場視察もできると聴いております。私自身が説明を直接聴き、会場を見て感じたことを各校と共有いたしますが、大阪府教育庁へのさらなる要望や各校への支援策についても検討してまいりたいと考えております。

それから、議員からの御質問の中で、危険だと判断した場合、やめるようにと、行かなくてもいいんだというメッセージについてのお問いがございました。これは一般論でございますが、学校行事の校外学習の計画書の中で、児童・生徒、子供たちの安全が担保できないと教育委員会が判断した場合、行かなくていいじゃなく、それは行

ってはいけないと、中止、または延期、あるいは計画の練り直しを校長に指示したいと思っています。一般論としてはそうです。

以上です。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 非常に重要な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

教育長は、今回、議会答弁が初めてで、デビュー戦だということですが、昨日、いろいろ教育に関する思いなども語っておられました。印象に残ったのは、やっぱり子供の最善の利益、子供ファーストの考え方の思いをお答えいただいたことあります。万博をめぐるいろいろな議論がありますが、やっぱり子供の安全や健康がしっかり保障されるかどうか、その点に立った判断をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。河川防災ステーションについてであります。

進捗状況を御説明いただきました。まだ用地取得の交渉の段階だということですが、数年の間には用地買収が終わり、今ある用地に残されている建物の解体工事、造成工事が始まっていくものと予想されます。

この河川防災ステーションの整備予定地の近くに、都市安全確保拠点整備計画の同じ団地の一つとして、とりかいこども園の建設工事が予定されております。さきの本会議でも質問しましたように、旧とりかい幼稚園の解体工事においては近隣の住宅にいろいろな被害が出ました。やはり解体に対して、地域の住民の皆さんへの十分な説明など、納得がいくような、安心をさせていただいて御協力いただくような状況をつくっていくことが非常に重要だと思っていま

す。とりわけ、今度の河川防災ステーションは、国と一体的に事業を進めていくものであります。摂津市、国などの工事の責任、地域住民の皆さんへの説明等、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションに関する御質問にお答えいたします。

用地買収を行った土地に存在する建物の解体につきましては、国が権利者にお支払いする補償金に建物の解体費用が含まれておりますので、基本的には権利者にて実施していただくということでございます。解体工事で発生する騒音や振動につきましては、近隣居住者等の健康と安全・安心を確保するため、環境省の騒音規制法や振動規制法で一定の制限が設けられておりますが、さらに周辺住民の解体工事への不安が少しでも小さくなるように、権利者へは周辺住民の皆様へ寄り添った丁寧な対応を実施するよう働きかけてまいりたいと考えております。

河川防災ステーションの整備に向けては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、摂津市と国が連携して説明会を実施し、住民の皆様のお声を反映した設計を進めているところでございます。工事前に行われる説明会では、騒音・振動対策といった環境対策について、住民の皆様にご丁寧な説明を行い、住民の皆様にご理解を得ながら進めるよう、国と連携してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 河川防災ステーション整備予定地の解体工事は、国や市などの事業ではなくて、権利者の方々が国からの補償金などの範囲の中で解体工事を実施していくものであるということでもあります。しかし、

その後ろには、河川防災ステーションという公の、しかも防災に関わる重大な公共的役割を果たす事業が控えているという点で言えば、市民からしてみれば、市も国も一体的な事業として取り組んでいると見られるわけであります。その上で、民間であろうと公であろうと、しっかりとした解体工事に対する補償であるとか説明をやっていく必要があると思うんです。現状は、なかなか解体工事に対する基準の範囲、規制の中で十分に安心が得られないというのは、とりかえ幼稚園の解体工事でいろいろな問題が起きていることからもしっかりしているんだと思うんです。解体工事における振動・騒音に係る基準を条例等によって強化することはできないのか、もしくは、お願いベースであるにしても、きちんとしたルールをつくることができないのか、その取組について生活環境部長にお聞きしたいと思います。

○水谷毅議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、騒音・振動に関する取組についての御質問にお答えさせていただきます。

建物の解体工事に関する規制、基準につきましては、騒音規制法、振動規制法等の法令に規定されており、特定建設作業に当たる場合には、騒音85デシベル、振動7.5デシベルを超えないことと規定されております。この基準は、一時的に基準値を超えたからといって適用されるわけではなく、測定に用いる騒音計の指示値の変動や周期性などを考慮する必要があり、また、近隣他市においても法令以上の基準を設けていないのが現状でございます。

本市の対応といたしましては、音や振動は人それぞれで感じ方に違いがあることから、法令の基準にかかわらず、市民からの

苦情がございましたら、施工業者に苦情内容を伝え、周辺環境に配慮した工事を行うよう要請しております。

また、特定建設作業に当たる解体工事を施工する事業者には、住民への周知方法、騒音及び振動を防止する方法等を記載した特定建設作業実施届出書を提出いただき、届出書提出の際には、別途文書により、騒音・振動の防止対策、周辺住民への説明をお願いし、啓発に努めております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 法令以上の基準値をつくるのはなかなか難しいということではありますが、御説明いただいた解体工事の際に届けられる特定建設作業実施届出書は、事前の説明であったり苦情処理の体制などもしっかりと記入されています。本当に実施されているのか、きちんとしたチェックをしながら事業者と協力を求めていくことが大事だと思います。加えて、事業者任せにせずに、発注者が工事の責任を持って住民の皆さんに丁寧に説明していく。とりわけ鳥飼地域は、地盤が弱い場所が多くて、想定外に揺れたり、騒音が出たりする可能性もあります。そういった経緯も踏まえた丁寧な説明、それから補償の説明などもきちんに行い、場合によっては、納得がいくような形で補償内容を拡大していくこともぜひ検討していただくように要望としておきたいと思います。

次の質問に移ってまいります。公共交通についてであります。

今回、摂津市地域公共交通協議会が始まった途端にバスのダイヤ改正で減便がありました。10月1日から阪急バスの運賃改定で値上げがされます。事業者と市民の皆さんとの共創という言葉が使われて、共に創るとありますが、この値上げやダイヤ改

正について、協議会の中でどのように議論され、説明されているのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 路線バスを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症流行前の利用水準までの回復が見込めず、収支面で厳しい状況にあります。また、深刻化する運転手不足に対応するための待遇改善、また、燃料をはじめとした全般的な物価高騰、これらが厳しい経営環境になっておるところであります。引き続き公共交通機関として旅客輸送サービスを安定的に提供するためには、運賃改定による収支改善が必要とのことから、料金改定が行われるとの情報をいただいております。

摂津市地域公共交通協議会は、現在、2回目を実施したところであります。令和6年度は、市の公共交通に関する方向性を定める基本計画を策定する段階であり、本協議会において運賃改定やダイヤ改正に関する具体的な協議は行っておりませんが、協議会を発足させたことにより、事業者からの密なコミュニケーションの場ができたことで、運賃改定やダイヤ改正など、市民や利用者への影響の大きな事項に関して情報の交換や入手が速やかに可能となっております。さらに、各事業者との情報共有を行うことで、本市からも市民や利用者への周知を図ることができているものと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 摂津市地域公共交通協議会の中で基本計画をつくっていくということでもあります。値上げとかダイヤ改正とかいろいろの事情があるかと思いますが、やはり利用者と事業者の皆さんとの相互理解の上

で前向きな議論ができると思いますので、その点、しっかりやっていただきたいと思っております。

同時に、令和5年第4回定例会でも取り上げましたように、基本計画ができる前の段階においても、バス停の利用者の環境改善として、ベンチとか上屋のテントの張り替えであるとか、それから、運賃助成などによって利用促進を図るといような手だてを摂津市が主導して提案していくこともやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、そのお考えをお聞かせください。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 これまでにも本協議会において路線バスやタクシーなどの利用促進について協議を進めており、地域の関係者と合意形成を図れたものについては事業の実施につながるものと考えております。議員が御指摘のバス停のベンチ設置や上屋の改修などの環境改善につきましても、バス利用促進に寄与するものと認識しており、参画していただいているバス事業者など、様々な関係機関の方々のアイデアを持ち寄り、事業者側の課題等も整理しながら検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 安藤議員。

○安藤薫議員 方針に沿った内容であれば、計画策定前の段階においても実施していきような議論もしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

○水谷毅議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を行います。

1点目は、就学援助制度の基準について

です。

学校教育法第19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、全国で実施されているのが就学援助制度です。対象となるのは、生活保護を利用する要保護もしくはそれに準ずる準要保護の世帯とされていますが、困窮世帯の子供たちにも等しく教育を受ける権利を保障するといった意味で大変大事な制度だと考えています。昨日の一般質問の中でも子供の貧困問題に関わっての議論がございましたが、昨年度取り組まれた子どもの生活実態調査は、貧困対策をはじめ、今後の計画策定や具体的な施策展開に大いに役立てていただきたいと思います。

そこで、今回の調査結果から、学齢期の小・中学生の子供を育てる家庭の状況について、どのように捉えているのか、まずこの点についてお聞かせください。

2点目は、学校給食の無償化についてです。

ここ数年、学校給食費の無償化に足を踏み出す自治体が全国に広がっています。本市においてもぜひ取り組んでほしいと、子育て中の保護者をはじめ、市民の方からの声もお聴きしていますし、日本共産党会派としても繰り返し要望させていただいています。3月の予算審査に係る委員会や代表質問でもこの問題は様々に議論がされてきたわけですが、残念ながら国の動向を注視するにとどまっています。

そこで、直近の動きとして、今月12日、文部科学省が行った学校給食に関する実態調査のまとめを発表したとの報道がございましたが、そのことを含めて、学校給食費無償化について、近隣他市の状況と全

国的な動向についてお聞かせください。

3点目は、旧味舌小学校跡地の有効活用についてです。

昨日、藤浦議員が旧三宅小学校の跡地について質問をされていますので、趣旨としては重なる部分も多いですが、私からは旧味舌小学校の跡地について伺います。

まず、統廃合後の利用状況と今後の活用について、改めてこれまでの経緯についてお聞かせください。

4点目は、竹の鼻ガード周辺の交通についてです。

明和池公園の整備や健都の住宅開発、昨年実施された千里丘東五丁目側の歩道整備などにより、ここ数年、交通事情の変化が著しいのではと感じますが、ガード周辺の交通量の変化や事故の発生状況など、どのように把握しているのか、お聞きしておきます。

以上、1回目の質問とします。

○水谷毅議長 答弁を求めます。こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 小・中学生を育てる家庭の状況についての御質問にお答えいたします。

令和5年度に実施いたしました子どもの生活実態調査の結果によりますと、家計の状況について、「貯蓄ができています」と答えた世帯は43.2%、「赤字である」と答えた世帯は21.5%で、大阪府全体の値とほぼ同様、子育て世帯の5件に1件以上の家計が赤字であることが分かりました。その内訳でございますが、「貯蓄ができています」と回答した小学5年生世帯は49.5%、中学2年生世帯は34%となっております。また、「赤字である」と答えた小学5年生世帯は18.6%、中学2年

生世帯は24.5%でございました。大阪府全体の値と比較すると、中学生世帯においてやや厳しい状況が見られるとともに、摂津市、大阪府ともに小学生世帯より中学生世帯のほうが厳しい家計状況にあることが確認できました。

○水谷毅議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 学校給食無償化の近隣他市の状況と全国的な動向についての御質問にお答えいたします。

近隣の状況では、令和5年度から恒久的に実施する市や、令和5年度から令和6年度の9月まで期限を決めて無償化する市、小学校は無償化、中学校は半額補助など、様々な状況となっております。

政府のこども未来戦略で学校給食費の無償化に向けた具体的な方策を検討することになっており、文部科学省が去年9月時点の全国の無償化の状況を調べた結果、全国1,794の都道府県等を含む自治体のうち、公立の小・中学校などで、所得条件を設けずに、児童や生徒全員を対象に無償化していたのは、全体の30%に当たる547自治体でございました。それに対する文部科学省のコメントは、無償化が進む一方、給食の提供を受けていない子供もおり、公平性の観点も踏まえて効果や必要な支援を検証していきたいとする報道がなされておるところでございます。

○水谷毅議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 旧味舌小学校統廃合後のこれまでの経緯と利用状況についての御質問にお答えいたします。

旧味舌小学校の跡地は、三宅小学校、柳田小学校の統合と同じく、平成20年4月、味舌小学校と味舌東小学校を統合した

後、スポーツセンターとして活用してまいりました。その後、東側の約半分を味舌体育館用地と正雀保育所を民営化した正雀ひかり園の拡張に活用し、西側の約半分につきましては、災害時における防災空地として位置づけるとともに、味舌体育館建設のための工事ヤード、せつつあそびまち遊育園の園舎建て替えのための仮園舎用地として活用してまいりました。また、令和7年1月頃から令和10年1月頃までの期間は、千里丘小学校建て替え工事の際に発生する掘削土の仮置場として活用してまいります。

○水谷毅議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 明和池公園や千里丘東五丁目側の歩道整備等による交通事情の変化についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、竹の鼻ガード周辺は、摂津市と吹田市にまたがる北大阪健康医療都市に国立循環器病研究センターなどが立地し、明和池公園や市道千里丘中央線の供用により、その交通状況が変化していることは認識しております。

また、千里丘東五丁目側の歩道整備箇所につきましては、幅員が5メートル程度で、車両と歩行者が混在して通行する危険性の高い道路でありましたが、沿道の土地利用に合わせ、幅員2.5メートル分の歩道用地を取得して整備を実施したものでございます。歩道整備の結果、交通量などの調査は実施しておりませんが、車両と歩行者が分離されたことにより安全性が向上したものと考えております。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目からは一問一答でお願いします。

就学援助制度についてです。

子どもの生活実態調査から、小・中学生のいる世帯の家計の状況を聞かせていただきました。アンケートに答えられた5件に1件以上が赤字であると答えています。中学2年生世帯に至っては24.5%ですから、およそ4件に1件が赤字で、子育て家庭の厳しい状況がここにも浮き彫りになっています。

一方で、今回取り上げている就学援助の利用率については年々下がっています。3月の委員会の際に、この制度の対象となる平成24年の生活保護基準額に基づいて、引下げを行った額から12年間変わっていないとお聞きし、指摘もさせていただきました。近年の物価高騰や、また、社会経済状況の変化の中で、やはり拡充する方向での見直しが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○水谷毅議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 議員が御指摘のとおり、就学援助の認定率は年々低下する傾向にあり、令和5年度の認定率は、小学校が17.1%、中学校が19.3%で、平成24年度と比較いたしますと、小学校で19.3ポイント、中学校で17.4ポイント低下しております。この傾向は、本市のみならず、全国的に同様でございます。児童数の減少とともに所得の改善が要因とされております。

子どもの生活実態調査では、相対的貧困に当たる困窮度Ⅰ世帯のうち25%の世帯が「就学援助を利用したことがない」と回答しています。本市では、就学援助の申請受付を開始する4月に、学校から、児童・生徒を通じ、就学援助制度の申請要領を全世帯に配布し、制度の周知に努めておりますが、調査結果から、就学援助制度を利用できるのに利用されていない世帯が存在す

るであろうことが判明し、課題として認識したところでございます。

制度を利用されていない理由は様々に考えられますが、まずは、就学援助に関する情報が届いていない、あるいは、届いているが内容を理解されていない世帯への対策に向けて取り組む必要があると考えており、制度周知の方法や内容、アプローチの方法について検討してまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 昨日の答弁で、相対的貧困率が12.7%、8人に一人の割合とおっしゃっていました。先ほどの答弁では、そのうちの4分の1に当たる25%もの世帯が就学援助を利用したことがないと答えています。これを聞いて、私は正直驚いているんですけども、子供の貧困対策に関わっては、従来から捕捉しづらいとよく言われています。ただ、ヤングケアラーや虐待事案などとは違って、この制度については、所得基準内であれば申請を促すだけで済むことのようにも思います。制度を知らない、知っていても生活保護同様に申請するのにちゅうちょする、仮にそういうことがあるとしましたら、やはり問題だと思います。それこそ基準引下げ前の2010年、または2011年の認定率がピークのときには、児童・生徒の約4割が就学援助を受けられていたわけです。言わば誰でも知っているし、所得の少ない人はみんな受けているものだと思います。ある意味、本来こうあるべきだと思いますが、昨年度の認定率は、先ほどおっしゃられたように2割を切る水準、これではあまりにも少ないのではないのでしょうか。やはりここにも基準引下げの弊害が出ているんじゃないかとも思います。かつての国の三位一体改革の影響でこうした流れの現状になっているとも

聴きましたが、準要保護の制度は各市町村で基準を設けて独自に決めることもできます。大阪府内各市の基準額について、分かる範囲でお答えください。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　大阪府が実施した令和5年度準要保護就学援助認定基準の照会結果によりますと、本市同様に生活保護基準に係数を乗じて準要保護世帯の認定基準額を設定している自治体が30市町ございました。その30市町について、父、母、子二人の4人世帯をモデルケースとして就学援助基準額を見ますと、本市の基準額は世帯所得ベースで311万円であり、30市町における最高額は411万円、最低額は、持ち家世帯の場合で224万円、借家もしくは居住の形態を問わない世帯の基準では270万円となっております。

○水谷毅議長　弘議員。

○弘豊議員　大阪府内でも各自治体によって随分差があるんだと思います。最高額で411万円とのことですが、泉佐野市が昨年度、この額でした。委員会の際にも紹介したんですけども、泉佐野市では、今年度、さらに基準を引き上げて、総所得493万円まで対象に広げるとニュースでも報じられました。調べてみたら、この4月からそのように基準改定されています。保護基準の2倍の大阪府内でもトップの認定基準を更新しているわけですけども、義務教育は本来無償であるべき、また、所得の格差で教育格差を生まない、そうした考えの下で取り組まれているのではないのでしょうか。摂津市でも、かつては4割台の認定率を誇っていたわけですから、ぜひ基準の引上げを検討していただきたいと思います。

また、生活保護基準がベースにはあるわ

けですが、今の急激な物価高騰の中で生活保護基準の改定が迫りついていません。もちろん若年層の実質賃金の底上げも同様です。その点も加味して早急な基準改正が必要と考えますが、改めてお答え願います。

○水谷毅議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　先ほども御答弁申し上げましたとおり、まずは、就学援助制度を利用できるにもかかわらず利用していない世帯へのアプローチの方法について検討し、支援が届いていない世帯が制度を利用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度、小学校への新入学児童に対する学用品費等の単価を3,000円引き上げましたように、基準額を改正し対象を広げるよりも、本当に支援を必要としている世帯に対してさらなる援助をすることが必要と考えており、就学援助の支給費目や単価の在り方、困窮世帯に対する他の支援策につきまして検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長　弘議員。

○弘豊議員　ありがとうございます。

支給単価の引上げについては私も必要だと思いますし、本当に必要なところに支援が届いていないところは一刻も早く手を打ってもらいたいと思います。それと同時に対象を広げることも大事な課題だと私は思います。中学生を持つ家庭の4件に1件が赤字と先ほどの実態調査の結果で述べられています。子育て世帯の実態を見たときに、例えば住宅ローンですとか事業資金の負債だったり、中には、学費の奨学金の返済などをしながら働き、子育てをしている20代、30代の方たちはそれなりにいるわけです。共働きで所得は基準を優に超える額を得ていても、出ていく返済額などで

トータルは赤字、家計が苦しい、そういう世帯であっても子供の教育はきちんと保障しなくてはならないと思います。ぜひそういったことも踏まえて、認定率の引上げと、それから基準の底上げに取り組まれるように強く求めておきます。

次に、学校給食費の無償化についてです。

文部科学省がまとめた実態調査についてですが、こども未来戦略でやるぞといった意気込みがどうもトーンダウンしたような印象の報道でのコメントでした。とはいえ、全国の約3割の自治体に取り組んでいるこの事業は、市民にとっても大きな関心事になっています。国の動きは引き続き注視しつつも、市が独自に取り組むとした場合の課題について、2回目、お聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 無償化を導入する場合の課題についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策でできた地方創生臨時交付金やふるさと納税を活用して無償化に取り組んでいる自治体があることは承知をしているところでございます。しかし、無償化した自治体の1割以上が恒久的な財源確保にはつながらず、交付金の裏づけがない令和6年度以降は、必要な財源を確保できず、改めて家庭に負担を求める市があることも報道されております。学校給食の無償化導入に当たっては、しっかりとした財源確保が課題であると認識しております。

学校給食費については、学校給食法第11条第2項において保護者の負担とすると規定されているため、保護者の皆様に負担をお願いしております。また、小学校給食の賄材料費は、令和6年度の予算額で申しますと、約2億2,700万円となっております。

ります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 学校給食法に学校給食費は保護者負担とするとあるのはもちろん承知していますが、憲法では義務教育はこれを無償化するとうたっていることとやはり矛盾すると思っています。そういった議論はこれまでにもずっとされてきていると思うんです。先ほどの就学援助の質問の中でも、本来無償であるべきだけでも、様々学校生活で生じる経済的な負担はございます。困窮世帯に限っては援助するという事になっていきますけれども、私は、やはり全ての子供たちに等しく無償化することが理想だと考えています。全国の自治体で取り組まれている無償化の多くが、時限的な新型コロナウイルス感染症や物価高騰に係る交付金を利用してのものとおっしゃられましたが、まずはそこからでもやるべきだと思います。全国では、完全無償化には至らなくても、所得制限付きの無償化や、第3子以降は無償とか、一部無償化から踏み込んでいくところもあります。摂津市でも、物価高騰の厳しい中、ぜひそういったことも含めてお考えがないのか伺います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 物価高騰が続く中、子育て世代の皆様には、給食費も含めて子育てに係る経済的負担を懸念されているものと考えております。本市においては、子育て世帯の負担軽減に向け、小・中学校及び公立こども園の給食費について、給食材料費の物価高騰分を公費負担し、これまでどおりの給食を提供しているところでございます。学校給食の無償化については、今後とも、大阪府都市教育長協議会等を通じて国に向けて要望を続けてまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 賄材料費を補填して値上げを抑制していただいていることはありがたいと評価もしていますけれども、やはり無償化とはかけ離れていると言わざるを得ません。大阪府都市教育長協議会等を通じて要望するのもしやっていたらと思います。併せてもう一步踏み込んだ市としての姿勢が必要だと思えます。就学援助でも2割にも満たない状況ですので、本当に全ての子どもたちに心身ともに成長を保障するようなおいしい学校給食の無償化の検討を引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、旧味舌小学校跡地についての2回目です。

保育所と体育館の新設については喜ばれておりますけれども、西側の防災空地については、これまでも繰り返し、防災公園などとし、平時にも市民の憩いの場として使えるように声を届けてきました。しかし今回もまた約3年半は土砂の仮置場としてフェンスで覆ったままになる予定です。この千里丘小学校建て替え工事の掘削土の仮置場としての利用について、地域住民の皆さんに対してはどのように説明を行うのか、お聞かせください。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 地域住民の説明についてでございます。今月初め、教育政策課と資産活用課で味舌地区の連合自治会の会合へ伺いまして、掘削土の仮置場として利用する旨の説明を行い、一定の御理解をいただけたものと認識しております。自治会長の皆様からは、車両通行の安全面や砂ぼこり対策などの御意見をいただいたところでございますが、我々といたしましてもできる限りの対策を講じてまいります。

今後、周辺の学校や就学前施設に対して

同様の説明を行うとともに、周辺の御家庭に対しては案内文書のポスティング等で周知を図ってまいります。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 連合自治会の皆さんにはもう既に話をされて御理解いただいたのですが、これは決して歓迎されるものではなかったと思うんです。周辺住民の説明会にしても、やはりいろんな意見が出されると思えます。私は、そうした市民の意見や、思いを受け止めて、将来的にはこうするんだというメッセージがないと、やはり不満だけが残るんじゃないのかと思います。昨日、藤浦議員がおっしゃっていたように、売却方針は凍結のまま。これではいずれ解けてしまうんじゃないのかと、そんな不安がやはり拭えません。この方針を撤回しないことには、将来的な土地利用の展望を担当課の職員だって描くことができないんじゃないかとも思えます。その点を踏まえて、最後に市長からお願いいたします。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 弘議員の質問にお答えをいたします。

昨日の質問への答弁とも重なるころがありますけれども、私が市長になって一番最初の仕事が、旧味舌小学校と旧三宅小学校、この二つの学校の廃校という非常にハードなものであったと思います。それだけにこの二つの跡地については感慨深いものがございます。

昨日も言いましたけれども、最初は売却を視野に入れて、その中で3年区切りでスポーツ広場として使っていこう、そして様子を見ようということだったと思います。そんなことを言っているうちに、あっちゃこっちゃで災害が起こり、仮設住宅用地はあるんかということで、この地を防災空地

として位置づけたわけでございます。

そういうことで、市内に主な未利用地というのは10か所程度ありますけれども、この土地にはその未利用地とはまた違った意味があるんです。だから、そう簡単に売ることにはできないんです。確かに本市の財政状況は当時から比べますと随分改善いたしました。でも、まだまだ課題はたくさんございます。一方で、災害はいつやってくるか分からない。この辺の最大公約数については、慎重に見極め、判断していかなあかんと思います。そういうことで、現状だけではなくて、将来を見据えて十分に議論する必要があるのではないかと、私からはこまごまの答弁でございまして。

以上です。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 将来にわたってこの先どういうふうにしていくのかを聞いても、次の人に言伝えするという事にしかならないのかもしれない。ただ、現状凍結のままということで、暫定的な利用を繰り返し、二、三年スパンでやられてきた中で、ずっとフェンスで囲われたままの塩漬けの土地と地域の中では思われてしまっています。今の千里丘小学校の土砂の仮置場になっている期間に目をつけ、将来的な展望を早急に示していくということを政策担当にもお伝えいただきたいと思っております。

最後、竹の鼻ガードに移ります。1回目に交通状況の変化についてお答えをいただきました。交通量の調査が行われていないとのことですが、できれば、朝夕の交通量が多くなる時間帯だけでも実態調査を一度実施していただければと思います。

それと、千里丘東五丁目側の歩道ができた影響で、安全性は格段に上がったと私も思っています。それは交通事故の発生状況

からもうかがえます。これまで毎年数件、この場所辺りでは府道沿いの信号機付近で事故が起こっていましたが、今年に入ってからはまだ一件もありません。歩行者動線、自転車の動線が整ったことが大きく影響しているものと感謝もしております。

その点からすると、これに加えて、千里丘東五丁目の15番地と12番地の間、新しくできた歩道から東に向かう道に向けたところに横断歩道を引くことができないのか、そんな声が地域から寄せられています。設置についての見解をお伺いします。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 議員が御指摘の千里丘東五丁目側の歩道整備箇所への横断歩道設置につきましては、摂津警察署からは、歩道の対側に滞留スペースがなく、歩行者の安全が確保できないところから設置は難しいとの回答をいただいております。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 向かい側の滞留スペースがないということです。この場所を自転車や歩行者が信号待ちしている車の間を擦り抜ける形で横断していくというのが日常的に見られる光景です。横断歩道が無理でも、それでしたら何がしかの道路表記があるのとならぬと随分違うと思うので、そういった点も一度検討してもらえたらと思います。

次に、ガード内の自動車の滞留です。これは、昨年、第4回定例会で、これも藤浦議員の質問の答弁で、信号機の改善を摂津警察署に求めるとおっしゃっていましたが、その後の経過をお聞かせください。

○水谷毅議長 建設部長。

○永田建設部長 竹の鼻ガードは、西側の千里丘四丁目と東側の千里丘東五丁目を結

ぶ、高さ2.1メートル、車道の最小幅員は2.2メートルの狭小な道路であります。この道路は、東西の停止線間の距離が約230メートルもあります特殊な構造の交差点となっており、信号により交互通行の処理がなされておるような状況でございます。このような特殊な交差点を低速で通行することで、ガード内から出口向きにある信号が赤に変わり、その信号に沿ってガード内で停車してしまい、対向車がガードに進入できない事象が発生することは認識しているところでございます。

本市としましては、令和5年第4回定例会後、令和5年12月26日に、竹の鼻ガードの交通の安全と円滑化を図るための改善に係る対策についての要望書を摂津警察署に提出いたしました。その後、摂津警察署においては、信号周期の見直しによりガード内の通行時間を延長させております。また、誤解を招くおそれのある千里丘四丁目側の出口向きにある信号灯器について、撤去していくような検討をしていると伺っております。

○水谷毅議長 弘議員。

○弘豊議員 この交差点は、最初の質問で言ったように、安全性は格段に上がったと思うんですけども、まだまだ不十分というか、車が正面から行き合って、もめている風景が毎日のようにございます。ぜひ一度見に行ってください、改善の手だても研究していただくようお願いします。

○水谷毅議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、介護保険料の不納欠損につ

いてでございます。

先月、全国の介護保険基準額が報道され、特に大阪市の介護保険料の基準額がすごく高額ということで話題になったことは皆さんも記憶に新しいと思います。しかしながら、これは大阪市が市民に負担を強いているというわけではなく、介護保険料というものは、介護が必要な高齢者が多いか少ないか、住民がどれくらいの介護サービスを利用しているかによって、一定の国の基準を参考に金額を定めてまいります。さらにひもといっていくと、一般的に一人暮らしの高齢者、所得の低い人が多いと、その金額は上がっていく傾向にあると言えます。つまり、お金を稼いでいる方がしっかりと納付をしてくれるから、この制度は維持されていく。社会保険制度は、所得の平準化は直接の目的ではないとはいえ、所得に応じた保険料負担やサービスの平等な提供を通じて、結果的に所得の再配分や経済的格差の緩和に貢献している制度と言えます。

全国的に保険料の徴収業務がしっかりとできているかということなのですが、私はかなり懐疑的に感じております。もし、財産をしっかりと持っていて、お金があるのに払ってもらえない場合は、最終的に差押えを行います。介護保険料の差押えについては、法律に基づいて行われます。日本では、介護保険料の未納が続いた場合、介護保険法に基づき、自治体は未納者の財産を差し押さえる権限を持っています。具体的には、市町村が介護保険料の徴収を行うために必要な処分を行うことができると規定されております。また、国税徴収法の規定が準用されており、財産の差押え手続もこれに準じて行われていきます。ただし、ポイントなのが、この差押えの実施状況や

手続の詳細については、各自治体によって異なる場合があると聞き及んでおります。

そこで、1回目の質問です。本市においても回収不能な不納欠損が毎年のように上がってきておりますが、摂津市の不納欠損の現状について、また、お金のある方からもきっちりと回収されているのかどうか、お尋ねいたします。

2点目、中学校給食に関わることについてでございます。

先日、6月5日、吹田市議会におきまして、中学校の全員給食は健都イノベーションパークにおける民設民営のセンター方式での実施に向けて進めます、提供開始の目標年度としては令和10年度全員給食開始を目指しますという文書が配られました。健都イノベーションパークというのは、2006年頃からこの計画が始まったと聞いておきまして、この時期に旧国鉄吹田操車場跡地の再開発計画が具現化し、健康・医療をテーマとした新しい都市づくりが進められることとなったと聞いております。給食センターというのは果たしてこのコンセプトに一致するのか、ちょっと疑問に思う部分があります。なぜなら、医療・健康産業の研究開発、イノベーションの推進と直接的な関連性は薄いんじゃないかと考えております。

まさに寝耳に水の話なんですけど、まず1回目にお聞きしたいのが、この吹田市が健都イノベーションパークに給食調理施設を建設するという情報を市として把握していたのか、把握している場合、その経緯について、1回目、お伺いしたいと思います。

3点目でございます。これまでの摂津市とこれからの摂津市についてでございます。

私が市議会議員になってからはや7年経

過しました。私も37歳と、いい年になってまいりました。議員になった目的として、一言で言うと、これからの摂津市が本当にまずいという思いで、これから先の未来について、やばいという思いで市議会議員になったんです。私の力不足もあってか、待機児童は大阪府内ワースト、財政においては不交付団体から右肩下がり、昨年度は赤字もたたき出しました。これは、当時、議員として一般質問や委員会で質問させていただいた中で、本当に危惧していたおりの未来となってしまうました。さらに、不祥事においても、マイナンバーカードの紛失、これは隠蔽とも言われておりましたけども、そしてまた1,500万円の市民税誤還付と、ほかにも数え切れないほどありました。本当に悲しい思いでございます。

質問に移りたいと思いますが、その1,500万円の市民税誤還付について、今年4月、議会に最終報告が届きました。改めまして、その内容、経緯についてお教え願います。

1回目、以上です。

○水谷毅議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 介護保険料の不納欠損の現状についての御質問にお答えいたします。

介護保険料は、介護保険法第200条に基づき、法定納期限から2年を経過すると時効により徴収できなくなります。徴収権が消滅したものとして、令和5年度におきましては、236人、981万1,903円の不納欠損処分を行っております。

滞納の理由といたしましては、生活苦による納付困難や、死亡、転出、居所不明に

よるものなどが主なものとなってございますが、資力のある方による滞納も少なからずおられる状況となっております。

次に、健都イノベーションパークに吹田市が給食調理施設を建設することの経緯についての御質問にお答えいたします。

今年4月に吹田市の職員が来庁されまして、従前の方針どおり、健都イノベーションパークに第2アライアンス棟と給食調理施設を建設・運営する事業者の募集に向けて動いていく予定との情報提供を受けました。スケジュール等は未定で、事業者ヒアリングを進めながら公募時期等を検討していきたいとのことでした。その際、本市といたしましては、健都のコンセプトに合致した募集を行っていただくよう申入れを行っております。

その後、6月に吹田市の教育委員会から、情報共有「中学校の全員給食の実施方式（整備方針）について」という表題の電子メールにより改めて情報提供があったものでございます。

○水谷毅議長 総務部長。

（石原総務部長 登壇）

○石原総務部長 市・府民税の過大還付の経緯についての御質問にお答えいたします。

本件は、平成30年度、市民税、府民税の株式等譲渡所得割額控除額の還付事務におきまして、入力に誤りがあり、本来の還付額より1,502万円多く還付していたことが判明し、令和2年8月20日に、大阪地方裁判所に不当利得返還請求事件として訴状を提出、令和3年10月13日、1,502万円及び利息、裁判費用支払いの本市勝訴判決を得ました。以降、令和3年12月3日、債権及び振替社債等差押命令申立てをいたしました。翌令和4年5月23日、相手方代理人より破産・免責申立

ての通知、令和4年6月16日、裁判所からの破産手続開始等の通知があり、破産管財人の下、債権の整理及び財産の管理・換価が進められ、令和6年3月12日に配当金693万350円を受領、令和6年4月24日付で免責が確定いたしました。

なお、差額分につきましては、不納欠損処理を行ったものでございます。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2回目からは一問一答でお願いいたします。

介護保険料の不納欠損についてですが、資金力のある方の滞納も少なからずある状況という答弁をいただきました。そのような中、不納欠損が生じる状況を放置しておいていいのかどうかというところなんです。1回目の質問で申しあげました滞納処分に対しての差押えの実績の有無等の現状について教えていただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 介護保険料につきましては、制度上、1年以上の滞納期間がございますと、介護サービス費用の全額を一旦利用者が御負担いただき、後日、申請により9割から7割の保険給付分を利用者に支払う償還払いになってまいります。また、2年以上の滞納期間により保険料徴収権が消滅した期間に応じて、一定期間、介護サービス利用時の利用者負担が1割・2割負担の方は3割に、3割負担の方につきましては4割に引き上げられる給付額の減額となり、高額介護サービス費などの給付が受けられなくなる状況が生じてまいります。

このようなサービス利用の制限にならないよう、毎月、督促状の発送や、年2回の電話催告に加えまして、窓口において分割による納付も含めた御案内をさせていただ

いているところでございます。資力のある方につきましては、これらに加え、直接、訪問による催告を実施しているところでございますが、滞納処分による差押えにつきましては、介護保険制度開始の平成12年度以降、本市における実績はない状況でございます。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

法律に定められている納めないといけないお金に関してなんですが、本市においては、差押えを平成12年度以降、制度が始まったときから1回もやっていないと答弁いただきました。

一定払っていない人に対してペナルティーがあるという説明を受けましたが、これは、見方を変えれば、給付制限期間が解除されるまで介護サービスを利用せず、自身の介護サービスの利用を見据えた保険料の納付によって、給付制限解除以降に介護サービスを利用した場合、過去の滞納分は逃げ得できるんじゃないかと考えられます。

この点について市の見解をお伺いいたします。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 給付制限につきましては、要介護・要支援認定を受けた方の認定日から起算いたしまして、過去10年間のうち、保険料の徴収権消滅期間に応じまして、給付額減額期間として制限を設定するものとなっております。要介護・要支援認定を受けたものの介護サービスを利用されない場合は、サービスの利用控えによる心身機能の低下につながるリスクが想定されますものの、給付制限等の影響を受けることがなくなると承知いたしております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 逃げ得できるという答弁だ

と思います。これは、正直に苦勞して納めてもらっている人が本当にあほを見ている状況だと思います。逃げ得する人のせいで保険料が上がるわけですから、市はシステムとしてしっかりとやらないといけないんじゃないかと思うわけです。確かに10年のペナルティーがあるとおっしゃいますけど、40歳から介護保険制度への加入が始まりまして、正直、その年齢のときにはかからんだろうと、言えば民間の保険のような使い方ができるんじゃないかと思うんです。頭が回る人やったら、70歳ぐらいに介護が要るやろうから、60歳ぐらいから払い出そうかというような選択もやろうと思えばできるわけです。そういった制度の穴をつくってしまっている。穴があるだけだったらいいんですけど、何回も言いますが、損をする人をつくっているというのは本当にゆゆしき事態だと思うんです。これを、公平性を担保していく観点からやり方を絶対変えていかないといけないと思うんですけども、お金がない人は仕方ないとして、あるのに払わない滞納者に対してどのような方針でやっていくつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 滞納者に対する納付勧奨に際しましては、介護保険制度の趣旨を十分説明し、また、納付相談を通じて可能な限り自主的な納付を促していくことが重要でございます。しかしながら、資力をお持ちであるにもかかわらず納付いただけない方に対する滞納処分による差押えも、被保険者の公平性を図る上で必要な取組であると認識いたしております。このような認識の下、現在、滞納処分実施に向け、他市の状況も確認しながら財産調査等も含めた実施スキームの整備を進めているところ

でございます。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 しっかりやっていただきたいと思います。

保険料の納付は介護保険制度の根底をなすもので、その公平性を担保することは制度に対する信用性に直結する重要なものがあります。このような中、時効の到来等による不納欠損は、制度の信用性の失墜につながり、滞納対策としては、滞納者との接触機会をより多く確保し、納付相談等を密にしながら、滞納者の生活状況等の把握に努めるとともに、納付意欲が失われることのないよう十分留意しながら滞納の解消に一層努めていただきたいと思います。ただでさえ金額が上がっていると問題になっているんですから、しっかりと市の責務としてやっていただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、中学校給食に関わることでございます。

最初に4月に吹田市の職員が来庁して、6月に情報共有というメールが届いたということなんですけども、2回目、そのメールの内容についてお教えてください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 第2アライアンス棟を中学校給食の提供機能を含めて健都イノベーションパークで整備することに関し、中学校給食については民設民営のセンター方式で令和10年度中の全員給食開始を目指すこと、今後、事業者募集及び給食配膳室の改修等に向けた関連予算を提案する予定であることを、吹田市の教育委員会から吹田市議会議員に報告したとの情報共有があったものでございます。あわせて、今後、摂津市をはじめとする関係機関と連携して進める必要があるもので、よろしくお

願いするという内容でございました。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 健都イノベーションパークは吹田市と摂津市で共同してやっていくということなんですけど、その情報共有を受けて、摂津市としてそのメールの内容を容認したという認識でいいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 情報共有を受けただけで、その内容について決して容認したものではございません。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 容認したわけじゃないということなんですけども、ちょっと視点を変えて、健都イノベーションパークについて、コンセプトに合った企業に進出してもらうというのが当初の方針だったと思うんです。吹田市の第2アライアンス棟というのは健都のコンセプトに合うと考えているのかどうか、お教えてください。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 現状、吹田市からいただいている情報は、第2アライアンス棟を中学校給食の提供機能を含めて整備するというものでございます。詳細が不明であるため、はっきりとお答えすることはできませんが、単なる給食調理施設ということでありましたら、コンセプトに合致させるのは困難ではないかと懸念しているところでございます。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 単なる給食調理施設って、物は言いようやと思うんですけども、実際問題、給食調理場をそこに造るという計画は当初から絶対なかったはずで、これがまかり通ってしまうと、健康・医療に特化したマンションとか、何とでも言えそうな

気がするんです。摂津市としては、現状では合致するのは難しいということなんですけど、この吹田市の事業について、現状どう考えてはるのか教えていただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 本市といたしましては、健都イノベーションパークは、健都におけるまちづくりのために必要な健康・医療関係の企業、大学、研究機関等の進出用地であると認識いたしております。また、健都のまちづくりは、本市及び吹田市だけではなく、大阪府や国など様々な機関が連携して進めてきた経緯がございます。引き続き、健康・医療のまちづくりというコンセプトを逸脱することなく、関係機関と連携してまちづくりを進めていく必要があると考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

部長から、吹田市と摂津市だけでなく、大阪府とか国とか様々な団体が絡んでいる事業だと説明いただきました。2006年から進めてきている事業だと思うんですけども、最初の方針として、先ほどからもあるとおり、企業を進出させ、それで、健康寿命延伸だったり、あらゆるところに寄与するような健康・医療というテーマでやっていくということなんです。言ってしまうえば、この給食センターというのは、180度とまでは言わないかもしれませんが、90度ぐらいずれてきているんじゃないか、そのようなものがメール1本でこちらに流されているというのは、共同でやっていく者としていかなものかと思う次第でございます。

これはまた最後に市長にお聞きしたいと思いますが、一旦置いておきまして、この

吹田市の事業が進んだと仮定して、土地を売却する事業者を選定するに当たり、言うたら給食調理場ができるということなので、近隣住民の理解を得る必要があると思います。すぐ隣はマンションです。今まで聴いていた話と全然違う話があるんですから説明があると思うんですけども、その説明責任は誰にあるのか教えていただきたいと思います。

○水谷毅議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 現状、吹田市からは、民設民営での施設建設であるため、土地を購入した事業者の説明責任があるとの見解を聴いております。しかしながら、健都のまちづくりにおきまして、健都ヘルスサポーター制度や地域実証事業への参加を通じて、近隣住民の方々には重要な役割を担っていただいております。この関係性を維持・拡大していくことが今後の健都にとって重要であると考えております。そのため、各関係機関において、この点について認識のずれが生じないように連携してまいります。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 吹田市の中学生のための給食センターを造るが、民設民営であるため民間が説明するんじゃないかと。ただ、土地としては摂津市にある土地だと。ほんまに責任の投げ合いが起こるんじゃないかと危惧するところであります。

こちらはまた後で述べたいと思うので置いておきます。この給食センターは、何年か前に、吹田市で建設の構想があるときに摂津市もどうですかという話があったと思うんですが、共同運用を断念した要因について改めてお伺いしたいと思います。

○水谷毅議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 吹田市とは、令和3年

8月から、中学校給食の全員喫食に向け、本市と吹田市の担当で構成する会議体で、健都イノベーションパークにおける両市での共同運用の可能性について検討を行いました。その中で、給食提供に関するコンセプトのすり合わせや概算費用の積算を行うとともに、健都のまちづくりに係る関係機関との協議等を実施してまいりましたが、令和4年7月に報告書を取りまとめ、両市での共同運用を断念することとなりました。

断念した要因といたしましては、運用面や財政面など様々な課題解決に相当な時間を要すること、特に一番大きな要因として、中学校給食に関するコンセプトの相違でございます。

- 水谷毅議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 一番の違いはコンセプトということですけど、摂津市と吹田市のコンセプトの違いについて、もう一度お願いします。
- 水谷毅議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 吹田市は、民間が設置し、民間が運営する方式で検討されていたのに対し、本市は、公の施設として設置し、市の管理下で運営する方式を検討しておりました。本市では、安定した給食の提供のための業者選定、安全で安心かつ栄養バランスの取れた小学校給食と連携したおいしい中学校給食の提供をコンセプトといたしております。
- 水谷毅議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 民間がやってくると、両市で一緒にやると多分、2万食近い食事になると思うんですけど、そんな業者が、契約更新のとき、恐らく独占企業みたいになると思うんです。そのときに相手があらぬ金額を要求してきてもおかしくないというところから、やっぱり摂津市は公設でやってくという英断をされたんやと思うんです。本当に一定理解できることであります。

話が変わりますが、本市の給食センターの予定地は鶴野第2公園ということがあります。現状、かなりいろいろお声をいただいております。その代替の公園となる予定の環境センターの敷地内の土壤汚染の調査の現状について一旦お聞きしたいと思います。

話は変わりますが、本市の給食センターの予定地は鶴野第2公園ということがあります。現状、かなりいろいろお声をいただいております。その代替の公園となる予定の環境センターの敷地内の土壤汚染の調査の現状について一旦お聞きしたいと思います。

- 水谷毅議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 令和5年4月からの茨木市とのごみ処理広域化による環境センター焼却炉の閉炉に伴い、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、環境センター敷地の土壤汚染調査を始めております。令和5年度におきまして、土地の使用履歴を確認する地歴調査を実施し、地歴調査に基づく表層土壤汚染調査を実施いたしました。令和6年度におきましては、土壤汚染範囲の絞り込み及び広がり調査を行っており、絞り込み及び広がり調査後に深度方向の調査を予定しております。

環境センター敷地内の土壤汚染の全貌把握にはいましばらく時間を要しますが、一部区域においてダイオキシン類及び重金属による土壤汚染が確認されております。絞り込み及び広がり調査により汚染区域が確定することで、大阪府により法令に基づき土壤汚染の区域指定がなされ、環境センター敷地における形質変更が制限されることとなり、工事に伴う掘削等につきましては大阪府への届出が必要となってまいります。

- 水谷毅議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 長年ごみを燃やしていた土

地なんですから、恐らく土壤汚染はあるだろうと推測していました。そのような場所が公園になると言われましても、市民はかなり不安になると思います。それを払拭するために、土壤汚染の対策をどのように進めようと考えているのか、市の見解をお伺いします。

○水谷毅議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 土壤汚染対策につきましては、地下水摂取によるリスク防止と直接摂取によるリスク防止の観点から実施されるもので、汚染区域の土壤を掘削除去する方法や、汚染区域をコンクリートやアスファルトで舗装する方法、清浄な土壤で盛土する方法、汚染土壤の範囲に矢板等を設置し、土壤汚染を原位置に封じ込める方法等、様々な方法が法令に基づき示されております。環境センター敷地内の土壤汚染対策につきましては、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき対策を行ってまいります。鶴野地域における公共施設再編に関わる説明会でも御説明しております、アスファルトもしくはコンクリートで表面を舗装した後、河川堤防の高さに合わせ、約1.5メートルの土砂で盛土し、高台を整備することとしております。本対策につきましては、事前に大阪府と協議を行い、舗装と盛土という汚染土壤を二重で封じ込める措置となることで、汚染土壤による直接暴露の可能性はなく、土壤汚染関係法令及びガイドラインに沿うことで安全性が担保されていると御理解をいただいております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 法令、そして科学的にしっかりと対策を取ってやっていくということです。例えば、それでも近隣住民の方が不安があるとおっしゃられた場合、公園がで

きてから定期的に検査をしていくとか、もし出たときはこうするとか、そういう対策を講じることはできるのかどうか、今の考えをお伺いします。

○水谷毅議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 環境センター敷地内の土壤汚染につきましては、他自治体の清掃工場敷地内の土壤汚染の事例からも検出が予測されており、土壤汚染対策につきましては、事前に大阪府と協議を行ってまいったところでございます。今後につきましても、環境センター解体後の高台公園整備に向け、土壤汚染対策については大阪府と引き続き協議を行ってまいります。

また、整備いたしました高台公園の利用者の不安の解消につながるよう、解体工事における環境調査を実施するとともに、地域住民の意見や専門家の見解をいただきながら、高台公園整備後の土壤汚染の継続的なモニタリングの実施方法について検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 しっかりやっていくという答弁だったと思います。

最後、市長にお伺いします。吹田市が健都イノベーションパークに給食施設を建設する情報については、市長は御存じだったのか。また、本市では、現在、鶴野地域で給食センター建設に向けた住民への説明をしておりますけれども、これまでの説明では、健都では給食センターは造れないという説明をされていたと思います。しかし、実際吹田市が造るとなれば、うそをつかれたと感じる住民もいるんじゃないかと思うんです。この2点について、どうお考えか、お教えてください。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えを

いたします。

先ほどからも話がありましたけれども、給食センターにつきましては、吹田市との共同運用は令和4年7月に断念をいたしております。それまでは、吹田市と摂津市であの地域に給食センターを造っていただくということで、いろいろと協議をしてまいりました。いわゆる1足す1を3にして、よりよいセンターを造ろうじゃないかと。当然のことながら、あの地域でいろんな事業といたしますか、取組をするときには、国・大阪府、関係市、関係機関の協議会がございます。そこでお諮りしてみんなの合意を得るというルールになっております。当時、吹田市と摂津市との案を、御相談しながら、協議会に諮りながら進んできました。そして、先ほどからの話のように、手法、取組の違いで摂津市は撤退を余儀なくされたということをごさいます、あれから3年ほどたちます。その間、よりよい方法といたしますか、場所を探しておられたのかどうかは分かりませんが、吹田市があそこから撤退をしたという話は聞いておりませんし、先ほどから出ております今回の話も私は初めてでございます。

それから、鶴野地域の話です。担当部長から答弁もありましたとおり、本市の目指す市の管理によります安定した安全な、そして栄養バランスの取れた給食の提供を目指すということで、鶴野地域の公共施設再編の中で給食センターの設置を進めておるところでございます。鶴野地域の住民の方に対しましては、吹田市との共同運用を断念した経緯について、これまで、説明会等を通じ、先ほど来の話等々を踏まえ、丁寧に説明をしてきたところでございます。本市といたしましては、健康・医療のまちづくり、そして鶴野地域の公共施設の再編、

この二つの取組について、確固たる目的を堅持し、前へ前へ進めてまいりたいと思います。

以上です。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 3年ほど前に協議会の中で給食センターについて話されているという答弁だと思うんです。こういう話が来ているという程度でしか私は認識していなかったんですけど、そこまで前向きに話が進んでいたんだと。そこでもちょっと相違があると思いました。

やっぱり丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。鶴野地域もそうですし、これから健都の部分もそうですけども、住民の方に丁寧な説明を行っていただいて、納得した上で事業を進めていただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

3点目、これまでの摂津市の部分ですけども、森山市長就任時から今までの財政状況の推移をどう分析しているのか、お教えいただきたいと思います。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 平成16年度、市長就任時は、長引く不況により税収が減少し、市債の元利償還金の増加など、財政状況は非常に逼迫した事態となり、基金を取り崩して収支均衡を保つ苦しい財政運営が続いていた時期でございました。平成17年度決算で経常収支比率は110%、元利償還金は64億円にまで達しましたが、緊縮財政で建設事業費の抑制・削減を行い、元金償還金以内の市債発行に抑えた効果などにより、近年の経常収支比率は90%台、元利償還金は約20億円と、ピーク時の3分の1程度にまで減少してまいりました。市債現在高も大幅に減少し、平成17年度には324億円であった現在高は、令和2年度

には177億円にまで減少しております。行財政改革などの取組により、一定これまでは財政状況の立て直しが図られたものと考えております。

しかし、令和3年度以降は、味舌体育館の建設など、新規の建設事業を進めてきておりますことから、元金償還金以上の市債発行となり、令和5年度末の市債現在高見込みは213億円で、令和2年度と比べ36億円増加しております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 すいません、先ほど給食の部分で1点要望が漏れておりました。吹田市に対して、本市を含めた関係機関への細かな情報提供を求めているよう、追加で言うておきます。

戻りまして、これからの摂津市なんですが、公共施設の建て替えや下水道の老朽化への対応は必要と考えられますけども、大規模なお金を使う事業が本当に多く予定されております。財政は本当に大丈夫なのか、お答えいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 総務部長。

○石原総務部長 公共施設や下水道施設などの老朽化については難しい課題であると認識しており、これらの施設等を短期間に更新するとなれば、財政運営は立ち行かなくなります。そのため、既存の建築物を有効に活用し、長寿命化、あるいは再編を図るため、摂津市公共施設等総合管理計画や摂津市上下水道ビジョン及び摂津市下水道事業経営戦略を作成し、施設の状況を把握・評価しながら取組を進めているところでございます。

中期財政見通しでは、現在想定されている下水道事業会計への繰出金や市庁舎の改修など一部を見込んでおりますが、今後、計画の取組を進める中で、必要な時期に事

業費を予算計上していくことを考えております。令和5年10月に作成した中期財政見通しでは、このまま大規模事業を進めていけば、令和9年度予算編成時には主要基金がほぼ枯渇する想定をしております。そのような事態にならないよう、歳出を抑制することが喫緊の課題と考えております。

近年、市債発行が増えてきた結果、令和6年度末の市債現在高見込みは約220億円となっており、主要基金の残高見込みは約90億円となっております。令和6年度当初予算では、元利償還金は約19億円となっておりますが、今後は、以前のような多額の元利償還金による財政逼迫の事態にならないよう、市債発行と基金活用のバランスを取る必要があると考えております。

令和7年度の予算編成に向けては、経常事業を中心に事業の見直しを行い、歳出抑制、基金の繰入れを抑制していく必要があります。今後の新たな行政需要に 대응していくためには、既存事業の見直しを行っていくビルド・アンド・スクラップの意識の下、収支の均衡を図ることにより持続可能な財政運営を行うことができると考えております。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 何もお金を抑制しろと言っているわけじゃなくて、しっかりと投資をしていただきたいと申し上げております。未来を見据えた施策を打っていただきたいと思っております。

市・府民税の過大還付については戻りませんが、市長にお伺いします。昨年9月、これを機にもっともっと回収する方法を探っていますが、具体的にどのようなことを取り組まれたのか、お教えいただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 不当利得返還請求の事件におきましては、本市が勝訴判決を得た後、債権及び振替社債等差押命令の申立てを行うとともに、破産手続の開始後は、裁判所や破産管財人宛てに意見の申立てを行ってまいりました。昨年の9月以降は、相手方に対する刑事告発等について、弁護士等の専門家の意見をいただくとともに、庁内においても検討を進めてきたところでございます。しかしながら、刑事告発につきましては、回収額の増加につながる見込みがないこと、また、市が市民を訴える行為の重さなどを勘案した結果、断念することといたしました。最終的に破産の免責確定が裁判所から出され、誠に残念でございますが、法的にはこれ以上相手方から回収行為が不可能となった次第でございます。

私といたしましては、この問題を解決することなく市長を終えることは避けなくてはならない、そういう思いでございます。前から言っていますように、市長の責任は、あらゆる手段を講じてでも、新たな歳入と申しますか、税収を確保すること、これが私の責任であるということで、国の制度や大阪府の制度、いろんな制度を網羅するとともに、その活用で税収の増加を図るべく奔走したところでございます。

以上です。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 新たな税収ということなんですけど、本来であれば、それは別にこういう機会がなくてもやっていくべきもので、一部の市民からは退職金も返還するべきじゃないかという声が上がっています。それだけお伝えしてこの質問を終わりたいと思います。

最後に切り替えます。

これまで幾度となく意見のぶつかり合い

がございましたが、我々大阪維新の会は是々非々の政党でございます。それはそれ、これはこれと考えております。今回、森山市長は、6月10日に今期をもつての引退を表明されました。政治家として25歳から市議会議員を5期、府議会議員5期、市長5期と、本当に長い間、摂津市を支えてくれました。生涯を摂津市に捧げてきたと言っても過言ではないと思います。その長きにわたる政治人生においては、まだ2期目で若造である私からは想像もつかない相当の苦労、ドラマがあったと推察いたします。市長としての任期はまだ3か月ほどあるとはいえ、定例会としてはこれが最後、公衆の場で議員の質問を受けるのもこれで終わりとなります。今回、偶然にも私が最後を担当させていただきましますので、この責務を真摯に受け止め、政治の大先輩であります森山市長に僭越ながら最後の質問をしたいと思っております。次なる世代へのバトンとして、森山市長の政治の集大成、これまでの摂津市、これからの摂津市について御答弁いただきたいと思っております。

○水谷毅議長 市長。

○森山市長 その前に、先ほどの市・府民税誤還付の話ですけれども、ちょっと説明もしたかないかと思っております。議員から退職金の話が出ました。そのことにも触れておきます。

後にも出てくるかも分かりませんが、私が市長になったとき、非常に厳しい状況下にあったことは御承知だと思います。少し荒っぽいかも知れないけれども、かなり大胆な改革をやりました。市民の皆さん、また職員の皆さんにはかなり痛みをお願いしました。あっちこっちからいろいろとお叱りも受けました。市民の皆さん、職員の皆さんに辛抱をお願いするので

あれば、我々行政もやっぱり心を同じにせないかんと。そういうことで、当時としては恐らく珍しいことだったと思いますけれども、私は、何らの前触れもなく、即、私の退職金のカットを申し出ました。こんなのは今なら当たり前の話です。でも、当時は大阪府内でも恐らく最初だったかも分からない。メディアも大きく取り上げてくれました。そういう退職金のカット等々については、人に言われてやるものではないんです。これは自らの判断で先にやらなアカんです。そういう意味では、退職金の返納という話を今まで大阪維新の会の皆さんはよくおっしゃっていたけれども、別に私は退職金を惜しくも思っていません。ただ、それよりも市長としては、市長の責任で予算計上しない新たな歳入の確保をしっかりやるのがまず先決ということで進めてきたわけでございます。

そういうことで、時あたかもといいますか、国において企業版ふるさと納税制度が令和6年度まで期限を延長されました。もう時間がなかったわけですけれども、ここはやっぱり企業のまちです。本社は市外に求めないけませんけれども、何とかこの活用をできないものかと、関係者が奔走し、何とか誤還付分ほぼ全額をそれに充てることができたわけであります。法的な判断もあります。また、第三者委員会もその必要はないという御指摘もありました。だから、私の退職金は返納することはしませんので、御理解をいただきたいと思います。

それで、これまでの摂津市、これからの摂津市ということでいろいろと御質問がございました。振り返ってみたら、私は、この20年間はこれまでの摂津市だと思っています。市として昇格した摂津市は、北摂7市の中でも一番若い市です。よって、イ

ンフラの整備にいたしましても、社会資本、自然遺産もそうです。財政力にしても、すべからく少し後手後手に回ってきたと思います。これはやむを得なかったと思います。でも、追いつけ追い越せという言葉がありますけれども、先人が一生懸命頑張っていた、それを受け継いで私は20年間ハンドルを握らせていただいた、たまたまそのときにしんどい状況に陥った。何とか頑張り、そして近隣各市に肩を並べなくてはならない、並べようということで必死に走ってきた、これがこれまでになんです。細かい話はしませんけれども。

これからは、まだまだ近隣各市に肩を並べないところがあります。でも、追いつき追い越せじゃなくて、追い越せ追い越せにしていくのがこれからなんです。そういう意味では、国もどの自治体もそうですけれども、これからは非常に社会情勢が複雑で、また厳しいものがあります。今までと同じような調子で当たっているとたなくなります。そういう意味では、私が就任したときに少し荒っぽいけれども大胆な粗削りな改革に着手いたしました、それと同等の、いや、それ以上の思いを持って事に当たっていけば、摂津市は十分成り立っていくと思います。

就任当時は、特別会計合わせて約1,000億円近い借金がありました。貯金は五、六十億円ほどあったんですかね。そんな中でのスタートでしたけれども、この20年で一般会計分では借金も半分ぐらいに減りました。貯金は、恐らく決算を踏まえると100億円ぐらいの基金が残ると思います。先ほど私が言った思いで、これからしっかりとみんなが心をつなげて取り組んでいけば、十分摂津市は心配なく成長していきます。だから私は身を引けるんで

す。後がどないなるか分からんような状態では辞めることができない。私は、次は大丈夫だと、後の次なる世代がしっかり頑張れば摂津市は必ずよみがえると自分で確信を持ったから、今回、こうして退陣させていただくことも決意できたわけでございます。

以上です。

○水谷毅議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 市長、ありがとうございます。先人が築いてきた道を忘れず、しっかりと受け継ぎ、また我々も次の世代につなげていきたいと思っております。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○水谷毅議長 三好俊範議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時53分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○水谷毅議長 再開します。

日程2、議案第42号など4件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分及び議案第45号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、以上2件について、6月17日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査をしました結果、議案第42号については出席者による全員賛成、議案第45号については全員賛成をもって

可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

○水谷毅議長 文教上下水道常任委員長。

(村上英明文教上下水道常任委員長 登壇)

○村上英明文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第47号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上2件について、6月14日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

○水谷毅議長 民生常任委員長。

(増永和起民生常任委員長 登壇)

○増永和起民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分について、6月14日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

○水谷毅議長 駅前等再開発特別委員長。

(塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇)

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会

に付託されました議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分について、6月19日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○水谷毅議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。安藤議員。

（安藤薫議員 登壇）

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第42号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）に対する反対討論を行います。

この補正予算に反対する理由は、問題が山積する大阪・関西万博の機運醸成のためのイベント開催予算が計上されていることです。このイベントは、大阪府の2025年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金50万円と摂津市一般会計50万円を原資として行うもので、舟運を活用した万博機運醸成イベントとして、万博開催6か月前の10月13日に淀川沿川各自治体での同時開催を呼びかけられたものです。

摂津市は、鳥飼まちづくりグランドデザインにおけるワークショップで出された意見と結びつけて、淀川河川敷鳥飼船着場周辺において、市民主体でこのイベントを実施していくとしています。淀川舟運の活性化の取組や市民参加のワークショップの議論は尊重すべきものと考えますが、どちら

も丁寧継続して取り組んでいくべきものだと考えます。たった一度限りの、しかも10月13日と、地域行事の日程を無視して押しつけられるものであってはいけません。

そもそも大阪・関西万博は、事業費の相次ぐ膨張、軟弱地盤や脆弱な交通アクセス、海外パビリオン建設の遅れ、メタンガス爆発事故など大きな問題が山積しており、このまま突き進めば、さらなる事業費の上振れや運営赤字のツケを将来に残しかねません。1月に発生した能登半島地震の被災地の復旧・復興は依然進んでおらず、万博は中止し、被災地支援に予算と人を回すべきとの声も広がっています。問題だらけの万博を無批判に盛り上げるイベントに税金を投入するべきではないということを示し、反対討論といたします。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 以上で討論を終わります。

議案第42号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○水谷毅議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第45号、議案第46号及び議案第47号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、本3件は可決されました。

日程3、議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（石原総務部長 登壇）

○石原総務部長 議案第56号、工事請負契

約変更の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本議案は、令和6年4月11日付で仮契約を締結し、令和6年6月13日の本会議で議決された佐藤工業・永商興産特定建設工事共同企業体との新とりかいこども園等建設工事の工事請負契約を変更し、締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約変更の内容は、契約金額20億3,614万4,000円を809万6,000円増額し、20億4,424万円に変更するものでございます。

その内容は、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の決定に伴い、令和6年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算した契約について、国からの要請による特例措置を講じ、新労務単価に基づいた請負代金の増額変更を行うものでございます。

以上、議案第56号、工事請負契約変更の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第57号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第57号、工事請負契約変更の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本議案は、令和6年5月20日付で仮契約を締結し、令和6年6月13日の本会議で議決された株木・永商特定建設工事共同企業体との摂津市立千里丘小学校校舎整備工事の工事請負契約を変更し、締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約変更の内容は、契約金額57億2,000万円を2,798万6,450円増額し、57億4,798万6,450円に変更するものでございます。

その内容は、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の決定に伴い、令和6年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算した契約について、国からの要請による特例措置を講じ、新労務単価に基づいた請負代金の増額変更を行うものでございます。

以上、議案第57号、工事請負契約変更の件の内容説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第6号など8件を議題とします。

お諮りします。

本8件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本8件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党を代表して、議会議案第9号及び議会議案第10号に対する反対討論を行います。

初めに、議会議案第9号、下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書の件についてです。

本意見書は、下水道事業において、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式、ウォーターPPPを導入するに際し、地方公共団体への支援等を求める意見書です。

水道事業、下水道事業は、住民の命と安全に直結する事業です。公的責任を果たすことこそ重要であり、民営化は地方が抱える問題の真の解消にはつながりません。国は、公的人材育成と自治体支援をこそ行うべきであり、ウォーターPPPを促進することには賛同できません。よって、ウォーターPPP導入を前提とする本意見書に反対するものです。

次に、議会議案第10号、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の件についてです。

本意見書は、本分は、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、保育士配置基準の改善と保育士の賃金水準の引上げ等を求めるものですが、表題にあるように、こども誰でも通園制度を前提とするものです。理由を問わない一時保育を求める保護者の声があるのは当然ですが、それを、現行の保育制度の抱える保育体制不足、保育環境劣化など深刻な問題点や、子供への負担を無視した手法で、こども誰でも通園制度として現場に押しつけることは問題が多いと考えます。公的な保育の責任を投げ捨て、個人と民間の自由契約に責任を転嫁し、保育制度全体の改悪と市

場化の突破口になる危険性もあります。よって、本意見書に反対するものです。

○水谷毅議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 以上で討論を終わります。

議会議案第6号、議会議案第7号、議会議案第8号、議会議案第11号、議会議案第12号及び議会議案第13号を一括採決します。

本6件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、本6件は可決されました。

議会議案第9号及び議会議案第10号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○水谷毅議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、市長の挨拶があります。森山市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本会議でお疲れのところ、貴重な時間を拝借いたしまして申し訳ございません。また、先ほどは、第2回定例会の一つ一つの議案を慎重に審議していただき、御可決を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、先刻、新聞でも報道がございましたけれども、私、このたび、5期目の任期をもって市長職を退任すべく決意をしたところでございます。本当に長い間ありがとうございました。慣例に従いまして、御礼を兼ねて一言御挨拶を申し上げます。

思えば、55年前、摂津市が誕生いたし

まして、最初の市議会議員の選挙が行われたのが昭和44年でございます。以来、市議5期、府議5期、そして市長職5期と、延べ55年間の政治生活でございました。この間、16回の選挙を戦いました。15勝1敗でございまして、全勝とはいきませんでしたけれども、その都度、様々な試練をお与えいただき、ありがとうございました。市民の皆さん、議会の皆さん、職員の皆さん、ほか多くの皆様本当にしっかりとお支えいただき御支援賜りましたことを、改めて心より感謝申し上げ、厚く御礼を申し上げます。

思えば、私が市長に就任いたしまして相前後して、新聞に「全国ワーストファイブ

次は大阪府の摂津市」という見出しの記事があったことが今でも脳裏をよぎるわけでございます。さように大変厳しい財政状況の中でのスタートでございました。そんなことはないやろうと思いき市長職に就いたわけでございますが、実際、そのときには退職金の分割払いもあり得るとい話が飛び交っていたことも事実でございます。少し荒っぽいと言われるかも知れないけれども、ここは荒削りであっても大胆な改革に踏み切ろう、そんな思いでスタートを切ったわけでございます。さように、私の市長になって最初の仕事は、二つの小学校を同時に廃止するという非常にハードなものでございました。

また、一方では、摂津市の当時の現業職は多く、この原因についても取り組まなくてはならない。議会において、組合との相談もなく、私は突如として退職者不補充を打ち上げました。当然、関係者の皆様からはいろんなお叱りを受けたわけでございます。市民の皆さん、そして職員の皆さんにかなり厳しい辛抱を強いることになった

わけでございますが、よくよく考えてみれば、我々行政も同じように痛みを分かたなくてはならない、そんな思いで私は、これも前触れなくといいますか、即退職金のカットを申し出たわけでございます。今なら当たり前の話なんですけれども、当時としてはなかなか全国的にも珍しく、大阪府でも初めての取組であったのではないかと思います。そういうハードな取組、これは一番最初に私に与えられた試練でもあったと思います。なかなか難しいこの改革を頓挫するわけにはまいらない、これをしっかりとやり遂げなければこの後の改革は無理であろう、そんな思いもありました。紆余曲折がありましたけれども、議会の皆さん、また関係市民の皆さん、職員の皆さんにも何度も何度も説明をし、御理解を求めました。私の改革の本意を見抜いていただいたのかも分かりません。御理解をいただき、学校の再編、職員の減に乗り出すことになりました。

結果といたしまして、当時、大阪府内で財政力指数がトップレベルになりました。この勢いを借りてじゃございませんけれども、一方でいろんな歳入を見だし、こつこつと改革を進める中、1期目にして財政力指数が大阪府内の市でナンバーワンになり、2期目以降は、ある程度見通しのついた財政基盤の下、近隣各市に少し後れを取っていた都市基盤の整備、インフラの整備等々、一日も早く追いつかなくてはならない、そんな思いで取組を進めてきたわけでございます。

まず最初に取り組みましたのは、先ほどの質問にも出ておりましたけれども、全国で初めてのカーボン・ニュートラル・ステーション、要するに阪急新駅の誘致でございました。そして、スモールシティといい

ますか、環境をテーマにした南千里丘のまちづくりが成功いたしました。当時、摂津市で初めてのタワーマンションにみんながあつと驚かれたことも記憶に残っております。

続いて、吹田操車場の跡地の問題が提起されました。これは吹田市と摂津市との1足す1を3にする取組でありました。名前を言っていないか分かりませんが、当時の国循の総帥といいますか、実力者の橋本総長という方がおられました。この方に、夜討ち朝駆けといいますか、何度も何度も足を運び、何とかして国立循環器病研究センターを吹田市と摂津市の間に移転していただけないかと懇願し、ついには誘致に成功したわけでありました。その後、健都イノベーションパークのまちづくりが進み、摂津市と吹田市の健康づくりを全国に発信していくことになるわけでありました。

まだほかにもいろいろありますけれども、私は常々、まちづくりの基本は安全・安心、健康づくりからとよく申しましたけれども、最近では、極端な少子化、子育て支援も大切なテーマということで、毎年の予算編成には、安全・安心、健康づくり、そして子育て支援、この3本柱を重点項目として取り組んできたところがございます。

安全・安心につきましては、まず率先して防災士の資格を取りに行きました。そして、一級河川が錯綜するといいますか、川のまち摂津市の安全・安心に目を向け、淀川流域では最初となります国土交通省の河川防災ステーションの誘致に成功しました。今後の安全・安心に大きく貢献することになるかと思っております。

健康づくりでは、さっきも言いましたけれども、国循、そして健栄研の誘致により

北大阪健康医療都市ができ、市民の皆さんの健康に対する思いは非常に大きく高まったところでございます。今後、市民の皆さんの健康づくりに大きく寄与するものと思います。

子育て支援につきましては、摂津市は、妊娠期から子育て期に至るまで、きめ細かいいろいろな取組を進めておりますけれども、どのまちも少子化に悩む中、現在のところ、摂津市は大阪府内でも子供の合計特殊出生率1.51とトップクラスになっております。今後もさらに出生率が伸びるよう、きめ細かな施策をまた続けていってほしいと思います。

いろいろ言いましたけれども、インフラの整備とか財政の話とか、そんな話ばかりになりましたが、幾らお金がありましても、また、いい箱物ができましても、そこにいる人が育たないとまちはよくなりません。そういうことで、私は就任当初から、まちづくりの3本柱の一つに人づくり、人間基礎教育を掲げたところでございます。釈迦に説法でございますが、これはルールを守れる人づくり、いわゆる道徳理念でございますが、毎年、新入庁職員には、1年間みっちり人権研修の中で、併せてこの人間基礎教育を勉強してもらっています。感謝、奉仕、節約、あいさつ、思いやり、こんなことは当たり前ですけれども、この五つの心をしっかりと身につけ、そして事に当たっていけば、一人の人間として市民の皆さんに役立つ大きな材料といいますか、経験になるわけでございます。ただ、これは内心の問題でございますので、私は百年の計で取り組まなくてはならないと言ってまいりましたけれども、まだ20年しかたっておりません。もう私はここで退任いたしますけれども、次なる世代の皆さん、

そして、その次の世代の皆さんも、党派を超えて、この人づくりについてはしっかりと続けてお取組いただきたくお願いをしておきたいと思います。

ところで、まちづくりにおきましては、時代の変化に伴い、次々と新しい課題が生じてまいります。市長には、時代の変化を的確に捉え、知恵を絞り、見直すべきところは見直ししながら施策を展開していくことが求められます。しかし、時代が積み重なったとき、時に新しいリーダーシップが求められることがございます。私といたしましては、市政の課題にこれからも挑み続けたいところではございますが、今後の市政のさらなる発展のためには、今回の任期を区切りとして、新たなリーダーにバトンをつなぐことが必要と判断をしたわけでございます。これまで皆様とともに邁進できましたことを大変誇りに感じております。どのような困難を前にしても、皆様とつながり、共に困難を乗り越えてきたことが懐かしく思い出されます。摂津市の強みは人と人とのつながりであると実感しております。市長退任後は、一市民として、引き続き、人と人とのつながりを大切に、微力ながら摂津市のために尽力してまいりたいと存じます。皆様におかれましては、つながりのまち摂津の実現に向け、これからも変わらぬお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりになりますが、市民の皆様、そして市議会議員の皆さん、職員の皆さん、多くの皆々様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げますとともに、皆様方の御支援と御協力に重ねて重ねて心より感謝とお礼を申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○水谷毅議長 挨拶が終わりました。

これで令和6年第2回摂津市議会定例会
を閉会します。

(午後3時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水 谷 毅

摂津市議会議員 光 好 博 幸

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

☆ 添 付 資 料

令和6年第2回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 13	木	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
14	金		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
15	ⓧ			
16	ⓧ			
17	月		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	10:00
18	火		(常任委員会予備日)	10:00
19	水		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
20	木			
21	金			
22	ⓧ			
23	ⓧ			
24	月			
25	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
26	水			
27	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
28	金	本会議（第3日）	一般質問・委員会報告(休会分)・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和6年第2回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案第 42 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分

議案第 45 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

議案第 46 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 47 号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案第 42 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案第 42 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第2号）所管分

令和6年 第2回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番	塚本崇議員	2番	光好博幸議員	3番	出口こうじ議員
4番	村上英明議員	5番	西谷知美議員	6番	福住礼子議員
7番	嶋野浩一朗議員	8番	藤浦雅彦議員	9番	南野直司議員
10番	増永和起議員	11番	森西正議員	12番	安藤薫議員
13番	弘豊議員	14番	三好俊範議員		

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 塚本崇議員

- 顔の見える市政について
 - ヤングケアラーについて
 - マイツリープログラムについて
 - アルコール依存症対策について
 - 高齢介護について
 - 協働のまちづくり推進条例(案)について
- DX行政の推進について
- 書く力をつける教育について

2番 光好博幸議員

- 食品ロス削減への取組について
- 行政経営戦略について
- 地域コミュニティ活動の推進について
- 災害に強いまちづくりについて
- 鳥飼地域のまちづくりについて

3番 出口こうじ議員

- 1 産後ケアについて
- 2 保育所手続について
- 3 学校でのいじめ対策について
- 4 ヤングケアラー支援拡充について
- 5 公園への自動販売機設置について
- 6 投票率について

4番 村上英明議員

- 1 鳥飼まちづくりランドデザインについて
 - (1) 鳥飼東小学校の活用について
 - (2) 今後の展開について
- 2 学校の屋内運動場の空調設備使用について
- 3 公園設備について

5番 西谷知美議員

- 1 中学校の教科書採択について
- 2 地域コミュニティの再構築について
- 3 不登校問題について
- 4 学校運営と防災について
- 5 来年の万博への遠足について
- 6 市民参加の鳥飼まちづくりランドデザインについて

6番 福住礼子議員

- 1 気象防災アドバイザーの採用について
- 2 高齢者の移動サービスに係る現状と今後の展望について
- 3 加齢性難聴の方の補聴器購入に対する助成について

7番 嶋野浩一郎議員

- 1 広域行政について
- 2 出生数、出生率について
- 3 コミュニティスクールについて
- 4 淀川の舟運について

8番 藤浦雅彦議員

- 1 (仮称) 摂津市こどもの総合計画の策定について
 - (1) 保育所・こども園等について
 - (2) 学童保育について
 - (3) 子供の貧困について
 - (4) 子供の居場所について
- 2 香露園1号線の重量規制について
- 3 都市計画道路千里丘駅前線の整備の拡幅問題について
- 4 摂津市消防第4分団の屯所建て替え問題について
- 5 旧三宅小学校跡地の売却可能性を廃止し将来展望を示すことについて

9番 南野直司議員

- 1 学童保育の充実について
- 2 がん患者の支援について

10番 増永和起議員

- 1 PFOA汚染問題について
- 2 全国一高い国民健康保険料を引き下げることについて
- 3 高齢者補聴器購入費助成事業について

11番 森西正議員

- 1 都市計画道路十三高槻線正雀工区について
- 2 千里丘駅西地区再開発事業について
- 3 阪急京都線連続立体交差事業について
- 4 健都イノベーションパークについて
- 5 鳥飼まちづくりランドデザインについて

12番 安藤薫議員

- 1 2025年大阪・関西万博へ児童・生徒を招待する事業について
- 2 河川防災ステーションについて
- 3 地域公共交通の充実について

13番 弘豊議員

- 1 就学援助制度の基準について
- 2 学校給食の無償化について
- 3 旧味舌小学校跡地の有効活用について
- 4 竹の鼻ガード周辺の交通について

14番 三好俊範議員

- 1 介護保険料の不納欠損について
- 2 中学校給食に関わることについて
- 3 これまでの摂津市とこれからの摂津市について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 2 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月13日	報告)
報告 第 3 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月13日	承認
報告 第 4 号	令和6年度摂津市一般会計補正予算(第1号)専決処分報告の件	6月13日	承認
報告 第 5 号	令和5年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月13日	報告)
議案 第 42 号	令和6年度摂津市一般会計補正予算(第2号)	6月28日	可決
議案 第 43 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	6月13日	同意
議案 第 44 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	6月13日	同意
議案 第 45 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	6月28日	可決
議案 第 46 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月28日	可決
議案 第 47 号	摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月28日	可決
議案 第 48 号	工事請負契約締結の件	6月13日	可決
議案 第 49 号	工事請負契約締結の件	6月13日	可決
議案 第 50 号	工事請負契約締結の件	6月13日	可決
議案 第 51 号	工事請負契約締結の件	6月13日	可決
議案 第 52 号	動産取得に関する件	6月13日	可決
議案 第 53 号	動産取得に関する件	6月13日	可決
議案 第 54 号	損害賠償の額を定める件	6月13日	可決
議案 第 55 号	損害賠償の額を定める件(追認)	6月13日	可決
議案 第 56 号	工事請負契約変更の件	6月28日	可決
議案 第 57 号	工事請負契約変更の件	6月28日	可決
議会議案 第 6 号	介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 7 号	食料自給率の向上で日本の食と農業を守ることを求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 8 号	離婚後共同親権を導入する改定民法に関する意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 9 号	下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 10 号	地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 11 号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 12 号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の件	6月28日	可決
議会議案 第 13 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の件	6月28日	可決